



毎月2回10日・25日発行  
発行所  
川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)  
川崎市川崎区宮本町1  
電話 044-200-2062  
FAX 044-200-3748

---

監査公表

---

- ◇令和3年度包括外部監査の結果に関する報告について ..... (第1号)  
◇令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について ..... (第2号)



4 川監公第 1 号

令和 4 年 2 月 4 日

令和 3 年度包括外部監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から次のとおり、令和 3 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 大村研一

同 植村京子

同 浅野文直

同 山田晴彦



# 令和 3 (2021) 年度 包括外部監査結果報告書

港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について

令和 4 (2022) 年 2 月  
川崎市包括外部監査人  
公認会計士 谷川 淳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

## 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を四捨五入、比率の表示単位未満について四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

## 3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があつたと判断された事項（主に合規性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

## 目 次

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	1
5. 監査の方法.....	2
6. 外部監査の実施期間.....	3
7. 監査従事者.....	4
8. 利害関係.....	4
<b>第2 監査対象の概要</b> .....	5
1. 川崎臨海部に関する施策の概要.....	5
2. 監査対象とした歳入科目及び事務事業.....	9
<b>第3 監査の総括</b> .....	14
1. 外部監査の結果及び意見の一覧.....	14
<b>第4 監査の結果及び意見</b> .....	18
I 港湾局.....	18
I-1 歳入.....	18
1. ふ頭用地使用料.....	18
2. 荷さばき地使用料.....	25
3. 岸壁・物揚場使用料.....	34
4. 船舶給水設備使用料.....	37
5. 船客待合所使用料.....	41
6. 小型油槽船係留施設使用料.....	43
7. 水域占用料.....	45
8. 入港料.....	47
9. 駐車施設使用料.....	51
10. 倉庫用地使用料.....	54

1 1. 港湾環境整備施設使用料.....	57
1 2. 船舶給水設備手数料.....	64
1 3. 上屋使用料.....	67
1 4. 荷役機械置場使用料.....	74
1 5. シャーシ置場使用料.....	76
1 6. 指定管理納付金.....	79
1 7. かわさきファズに対する貸付金.....	83
<b>I - 2 歳出.....</b>	<b>86</b>
1. 局の庶務事務（港湾） .....	86
2. ポートセールス事業.....	90
3. 港湾統計・情報システム運営事業.....	98
4. 港湾振興事業.....	105
5. 川崎港緑化推進事業.....	116
6. 浮島1期地区基盤整備事業.....	120
7. 海岸保全施設維持整備事業.....	123
8. 千鳥町再整備事業.....	127
9. 港湾振興会館管理運営事業.....	132
10. 港湾緑地維持管理事業.....	144
11. 浮島2期地区埋立事業.....	148
12. 川崎港海底トンネル維持管理事業.....	154
<b>I - 3 財務分析.....</b>	<b>158</b>
1. 財政収支状況報告.....	158
2. 港湾整備事業特別会計.....	179
<b>II 臨海部国際戦略本部.....</b>	<b>200</b>
<b>II - 1 歳入.....</b>	<b>200</b>
1. 臨海部土地貸付収入.....	200
<b>II - 2 歳出.....</b>	<b>208</b>
1. ナノ医療イノベーション推進事業.....	208
2. 国際戦略拠点活性化推進事業.....	219
3. 水素戦略推進事業.....	229
4. 臨海部活性化推進事業.....	235
5. 戦略拠点形成推進事業.....	241

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める川崎市との包括外部監査契約に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について

### 3. 外部監査対象期間

原則として令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）  
ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和3年度の執行分を含む。

### 4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

川崎市の臨海部は、川崎市のまちづくりの基本目標のひとつである「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う地域であり、日本の成長を牽引する地域でもある。この地域には、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業、物流等の施設が集積し、コンビナートが形成されている。しかし、コンビナート全体の設備老朽化や物流施設の老朽化が進むと同時に、土地利用の低密度化が進む恐れがあるなど課題もある。

これまで、川崎市では平成21年3月に「川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン」を策定するほか、殿町3丁目の工場跡地に、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する国際戦略拠点「キングスカイフロント」の拠点形成を開始するなど、臨海部の活性化を図ってきた。平成28年度には、臨海部の持続的発展と国際戦略拠点の形成に向けた取組を迅速かつ機動的に推進するため、局相当の組織として臨海部国際戦略本部を設置した。

現在は、平成30年3月に策定した「臨海部ビジョン」に基づき、臨海部の持

続的発展に向け、高付加価値なものづくりや国際競争力の高い企業活動を支える操業環境の整備、キングスカイフロントにおけるイノベーションの創出、戦略的な土地利用の誘導、水素ネットワークの構築などの取組を推進している。また、産業活動を支える交通や港湾物流機能の強化にも取り組んでいる。

このように、臨海部の活性化は、川崎市がさらに飛躍するチャンスであり、このチャンスを活用することが今後の川崎市の行財政運営にとって重要なポイントになると思われる。

以上のことから、臨海部を取り巻く環境変化や課題への対応が適切になされているか、港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について監査を行うことは、今後の川崎市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

## 5. 監査の方法

### （1）監査の視点

- ・ 港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

### （2）主な監査手続

- ・ 港湾局及び臨海部国際戦略本部の事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 港湾関連施設等の現場視察を実施する。

### (3) 監査の対象

#### ① 監査の対象部署等

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ・ 港湾局                |                   |
| 港湾振興部                | 庶務課、誘致振興課         |
| 港湾経営部                | 経営企画課、整備計画課       |
| 川崎港管理センター            | 港湾管理課、港営課、整備課、設備課 |
| ・ 臨海部国際戦略本部          |                   |
| 臨海部事業推進部             |                   |
| 国際戦略推進部              |                   |
| キングスカイフロントマネジメントセンター |                   |
| 拠点整備推進部              |                   |
| 戦略拠点推進室              |                   |

#### ② 観察施設等

- ・ 川崎港
- ・ 千鳥町公共ふ頭
- ・ 川崎マリエン
- ・ 東扇島東公園
- ・ 東扇島西公園
- ・ 川崎港コンテナターミナル
- ・ 浮島町埋立地区
- ・ キングスカイフロント
- ・ 塩浜三丁目
- ・ 南渡田地区

## 6. 外部監査の実施期間

令和3年6月29日から令和4年1月13日まで

## 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	谷川 淳
監査補助者	公認会計士	岩崎 康子
	公認会計士・税理士	加藤 聰
	公認会計士・税理士	川口 雅也
	公認会計士・税理士	木下 哲
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士・税理士	森田 清人
	公認会計士・税理士	柳原 匠巳
	公認会計士・税理士	横塚 大介

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 川崎臨海部に関する施策の概要

#### (1) 川崎市総合計画第2期実施計画における位置づけ

川崎臨海部に関する施策は、平成30（2018）年3月に策定された川崎市総合計画第2期実施計画における基本政策「活力と魅力あふれる力強い都市づくり」の政策「臨海部を活性化する」に主に位置づけられている。

川崎臨海部に関する政策体系は、以下のとおりである。

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

施策4-2-4 スマートシティの推進

政策4-4 臨海部を活性化する

施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

#### (2) 臨海部ビジョン

市における「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う川崎臨海部について、これから日本の成長を牽引する「産業と環境が高度に調和する地域」として、持続的に発展させるため、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示す「臨海部ビジョン」を平成30（2018）年3月に策定した。

川崎臨海部が目指す「30年後の将来像」は、以下のとおりである。

- 成熟社会における豊かさを実現する産業が躍動し、革新的な技術、製品、サービスが生まれる知性と創造性のあふれる地域として、新しい価値を生み出し続けている。
- 「働く・暮らす・学ぶ」が一体となった受容性に富む地域として、多様な人材や文化が共鳴し、働く人や市民の誇りとなっている。

この「30年後の将来像」の実現に向け、川崎臨海部が持つ可能性を最大限発揮しながら価値の最大化を図るために、今後取り組むべき方向性を分野ごとに示した9つの基本戦略、及び基本戦略に基づき直近10年以内に先導的・モデル的に取り組む13のリーディングプロジェクトを掲げている。

基本戦略は、以下のとおりである。

- |                              |
|------------------------------|
| 基本戦略 1 次代の柱となる新産業の創出         |
| 基本戦略 2 コンビナートを形成する基幹産業の高機能化  |
| 基本戦略 3 世界最高レベルの最適なエネルギー環境の構築 |
| 基本戦略 4 暮らしと産業を支える港湾機能の強化     |
| 基本戦略 5 世界に誇れる人材の育成・交流        |
| 基本戦略 6 働きやすく暮らしやすい生活環境の向上    |
| 基本戦略 7 市民が誇れる開かれた臨海部づくり      |
| 基本戦略 8 強靭な地域を実現する災害対応力の強化    |
| 基本戦略 9 臨海部の発展を支える交通機能の強化     |

### (3) 川崎港港湾計画

港湾計画とは、港湾空間（陸域・水域）において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画であり、港湾法第3条の3に規定された法定計画である。

川崎港港湾計画は平成26年に改訂し、概ね10～15年先である平成30年代後半を目指年次としている。なお、目標年次が近づきつつあること、また川崎港を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、港湾計画の次期改訂に向けた検討を令和3年度から開始している。

現行の港湾計画では、京浜三港の連携強化により、首都圏の産業競争力を高め、産業・雇用・暮らしを守り発展させることを目指して、「産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献する川崎港」を実現するため、以下のとおり、機能ごとに方針を設定している。

<b>【産業・物流機能】</b>	港湾機能の再編・拡充による物流機能の強化
<b>【防災機能】</b>	大規模地震発生時の支援機能の強化
<b>【エネルギー機能】</b>	エネルギー供給機能の維持・支援
<b>【環境・交流機能】</b>	港湾空間の特色を活かしたアメニティ空間の充実

## (4) 東扇島地区

総面積 443 万m<sup>2</sup>の東扇島地区は、外内貿係留施設としてコンテナバースをはじめとする 25 バース・岸壁延長 4,151m、荷さばき地 388,035 m<sup>2</sup>（専用を含む）が整備されている。また、東扇島内には物流倉庫が多数立地し、活発な物流活動が展開されている。特に冷凍・冷蔵倉庫の保管能力は約 100 万トンに達し、国内随一の集積となっている。

東扇島のコンテナターミナルは、現在バース延長 680m のうち 431m が整備されており、水深は -14m、5 万トンクラスの船舶に対応できる。全長 200m クラスの船舶であれば、2 隻同時に接岸し荷役することも可能である。なお、平成 28 年 4 月から川崎港コンテナターミナルの管理運営は、特定港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社と川崎臨港倉庫埠頭株式会社による共同事業体により行われている。

コンテナターミナルの背後には、約 23ha の公共用地があり、コンテナターミナルなどの港湾施設に近接している特色を最大限に活かし、港湾物流機能の高度化にふさわしい企業の立地誘導を図ってきた。第 1 期地区（約 12.6ha）に 4 企業、第 2 期地区（約 9.9ha）に 5 企業が進出し、事業を展開している。

東扇島地区において、市は、川崎港において増加するコンテナ貨物や主要貨物である完成自動車に対応するための用地等を確保するため、平成 30 年度から東扇島堀込部において、海面埋立による土地造成を行っている。また、現在、東扇島と内陸部の接続は川崎港トンネルが唯一のルートであることから、物流の効率化、交通渋滞の緩和及び防災機能の強化を図るため、平成 21 年度から東扇島と水江町を結ぶ臨港道路の整備を進めている。

## (5) 千鳥町地区

千鳥町地区は、戦後、市にはじめて誕生した公共ふ頭であり、大型係船岸壁が 7 バース・岸壁延長 1,301m、一般荷さばき地 22,890 m<sup>2</sup>、専用荷さばき地 251,987 m<sup>2</sup>、上屋 14,096 m<sup>2</sup> などが整備されている。

しかし、千鳥町地区の公共ふ頭は、大部分の施設が建設後約 50 年を経過しており、施設の老朽化や取扱貨物の変化に伴う各施設の配置が非効率となっている。そのため、老朽化している公共ふ頭の機能改善を図るため、平成 22 年 8 月

に「川崎市千鳥町再整備計画」を策定した。

千鳥町地区において、市は、川崎市千鳥町再整備計画に基づき、岸壁の改修や倉庫等の港湾施設の再整備、再配置を推進することで荷役効率の向上を図り、東扇島地区との機能分担による一般貨物拠点の形成を図っている。

## 2. 監査対象とした歳入科目及び事務事業

監査対象は、港湾局及び臨海部国際戦略本部の歳入及び歳出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮し、以下の歳入科目及び歳出に係る事務事業を選定した。

また、かわさきファズに対する貸付金を監査対象としたほか、財政収支状況報告及び港湾整備事業特別会計について、財務分析を実施した。

監査対象歳入科目の一覧は表1のとおり、監査対象事務事業の一覧は表2のとおりである。

表1 監査対象歳入科目の一覧

(単位：千円)

節	細節	令和2年度 決算額
<b>港湾局（一般会計）</b>		
港湾管理使用料	ふ頭用地使用料	332,170
	荷さばき地使用料	692,583
	岸壁・物揚場使用料	238,296
	船舶給水設備使用料	892
	船舶待合所使用料	432
	小型油槽船係留施設使用料	11,463
	水域占用料	452,404
	入港料	173,314
	駐車施設使用料	3,149
	倉庫用地使用料	102,061
その他使用料	港湾その他使用料 (細節：港湾振興会館その他使用料)	49,994 1,364
	船舶給水設備手数料	8,100
その他財産貸付収入	港湾費その他財産貸付収入	288,984
土地売払収入	港湾費土地売払収入	161,278
港湾費雜入	建設発生土受入収入	1,302,531
	浚渫土受入収入	314,822
	港湾費その他雜入 (細節：港湾費その他雜入)	11,520

節	細節	令和2年度 決算額
<b>港湾局（港湾整備事業特別会計）</b>		
上屋使用料	上屋使用料	80,568
倉庫用地使用料	倉庫用地使用料	35,119
荷役機械置場使用料	荷役機械置場使用料	26,003
シャーシ置場使用料	シャーシ置場使用料	6,864
港湾使用料	ふ頭用地使用料	197,114
	荷さばき地使用料	127,741
財産貸付収入	財産貸付収入	1,063,684
港湾整備事業基金利子収入	港湾整備事業基金利子収入	49,404
港湾整備事業基金繰入金	港湾整備事業基金繰入金	1,621,381
前年度繰越金	前年度繰越金	375,304
輸入促進地域整備推進事業 貸付金元利収入	利子収入	29,681
指定管理納付金	指定管理納付金	266,394
東扇島堀込部土地造成事業 収入	東扇島堀込部建設負担金収入	—
雑入	雑入 (細節：雑入)	70
<b>臨海部国際戦略本部（一般会計）</b>		
総務費財産貸付収入		29,194
その他財産貸付収入		9,524
ナノ医療イノベーションセンター整備事業貸付金収入		3,660
羽田空港再拡張事業貸付金収入		30,586

表2 監査対象事務事業の一覧

(単位：千円)

事務事業名	所管課	令和2年度 決算額
<b>基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり</b>		
<b>政策1-1 災害から生命を守る</b>		
<b>施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進</b>		
港湾施設改修（防災・減災）事業	港湾局 整備計画課	392,355
海岸保全施設維持整備事業	港湾局 整備計画課	83,472
<b>基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり</b>		
<b>政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上</b>		
<b>施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化</b>		
ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部国際戦略本部 国際戦略推進部	334,726
<b>施策4-2-4 スマートシティの推進</b>		
水素戦略推進事業	臨海部国際戦略本部 臨海部事業推進部	29,179
<b>政策4-4 臨海部を活性化する</b>		
<b>施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備</b>		
国際戦略拠点活性化推進事業	臨海部国際戦略本部 国際戦略推進部・ 拠点整備推進部	203,102
戦略拠点形成推進事業	臨海部国際戦略本部 戦略拠点推進室	22,142
サポートエリア整備推進事業	港湾局 経営企画課 臨海部国際戦略本部 拠点整備推進部	43,006
臨海部交通ネットワーク形成推進事業	臨海部国際戦略本部 拠点整備推進部	48,498
臨海部活性化推進事業	臨海部国際戦略本部 臨海部事業推進部	23,504

事務事業名	所管課	令和2年度 決算額
<b>施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成</b>		
千鳥町再整備事業	港湾局 整備計画課	40,443
港湾施設整備事業	港湾局 整備計画課	251,006
ポートセールス事業	港湾局 誘致振興課	10,634
臨港道路東扇島水江町線整備事業	港湾局 整備計画課	3,146,078
川崎港海底トンネル改修事業	港湾局 整備計画課	231,631
東扇島堀込部土地造成事業	港湾局 整備課	1,723,142
友好港交流推進事業	港湾局 誘致振興課	—
港湾統計・情報システム運営事業	港湾局 誘致振興課	42,101
浮島1期地区基盤整備事業	港湾局 経営企画課	56,779
港湾管理事業	港湾局 経営企画課	—
内奥運河係留施設再編事業	港湾局 経営企画課	12,261
京浜港広域連携推進事業	港湾局 経営企画課	149,541
港湾計画策定事業	港湾局 経営企画課	12,403
港湾施設維持管理事業	港湾局 整備計画課	13,545
陸上施設等管理運営事業	港湾局 港営課	245,726
海上・係留施設等管理運営事業	港湾局 港営課	19,460
出入港船舶等調整事業	港湾局 港営課	54,577
川崎港海底トンネル維持管理事業	港湾局 設備課	125,778
コンテナターミナル維持・整備事業	港湾局 設備課	1,331,661
<b>施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備</b>		
港湾振興事業	港湾局 誘致振興課	32,664
港湾振興会館管理運営事業	港湾局 港湾管理課	195,679
川崎港緑化推進事業	港湾局 誘致振興課	7,260
川崎港保安対策事業	港湾局 港営課	592,319
川崎港美化推進事業	港湾局 港営課	58,624
浮島2期地区埋立事業	港湾局 整備課	1,393,947
港湾緑地維持管理事業	港湾局 港営課	76,845

事務事業名	所管課	令和2年度 決算額
<b>その他</b>		
局の庶務事務（港湾）	港湾局 庶務課	19,132
局の経理事務（港湾）	港湾局 庶務課	80,193
局の技術監理業務（港湾）	港湾局 庶務課	8,710
庶務・経理事務（臨海）	臨海部国際戦略本部 臨海部事業推進部	7,996

## 第3 監査の総括

### 1. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表3のとおりである。指摘が12項目、意見が50項目あり、合わせて62項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表3 外部監査の結果及び意見の一覧

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
<b>I 港湾局</b>			
<b>I-1 歳入</b>			
1. ふ頭用地使用料	意見	使用料・手数料の見直しについて	23
2. 荷さばき地使用料	意見	使用料の見直しについて	28
	指摘	荷さばき地の一般利用に関する事前申請の徹底について	29
	指摘	荷さばき地の一般利用に関する継続利用の事前申請の徹底について	29
	意見	港湾情報システムによる電子申請の促進について	31
	意見	川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱(荷さばき地)の改定検討について	31
3. 岸壁・物揚場使用料	意見	使用料の見直しについて	36
	意見	収入未済額の回収について	36
4. 船舶給水設備使用料	意見	使用料の見直しについて	39
5. 船客待合所使用料	意見	使用料の見直しについて	42
6. 小型油槽船係留施設使用料	意見	使用料の見直しについて	44
7. 水域占用料	意見	使用料の見直しについて	46

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
8. 入港料	意見	使用料の見直しについて	49
	意見	港湾情報システムの登録項目の網羅性確保について	49
9. 駐車施設使用料	意見	使用料の見直しについて	52
10. 倉庫用地使用料	意見	使用料の見直しについて	56
11. 港湾環境整備施設使用料	意見	使用料の見直しについて	63
12. 船舶給水設備手数料	意見	手数料の見直しについて	66
	意見	使用料の見直しについて	69
	指摘	上屋利用に関する事前申請の徹底について	69
	指摘	上屋利用に関する継続利用の事前申請の徹底について	70
	指摘	千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書提出の証跡について	70
	意見	上屋使用許可の港湾情報システムによる電子申請の促進について	71
13. 上屋使用料	意見	川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（上屋）の改定検討について	72
	意見	使用料の見直しについて	75
	意見	使用料の見直しについて	78
	意見	利用料金の見直しについて	82
	意見	かわさきファズに対する貸付金の管理について	84
<b>I-2 歳出</b>			
1. 局の庶務事務（港湾）	意見	令和2年度建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化について	87
2. ポートセールス事業	意見	令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書の活用について	92
	意見	川崎港戦略港湾推進協議会負担金の明確化について	94

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
3. 港湾統計・情報システム運営事業	指摘	港湾情報システム運用管理業務委託の再委託申請書の不備について	102
	意見	港湾情報システム運用管理業務委託の見直し検討について	103
4. 港湾振興事業	指摘	人件費に対する補助の見直しについて	108
	指摘	役員人件費に対する補助の取扱いの明確化について	113
	意見	補助対象事業に係る人件費の取扱いの現状把握について	113
	意見	補助を行う必要性の検討について	114
5. 川崎港緑化推進事業	意見	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査と緑化推進との関連性について	117
	意見	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果の有効活用について	118
6. 浮島1期地区基盤整備事業	意見	本格的土地利用に向けた検討について	121
7. 海岸保全施設維持整備事業	意見	年度末における消耗品等の購入について	125
8. 千鳥町再整備事業	意見	港湾台帳の記載内容について	130
9. 港湾振興会館管理運営事業	意見	選定評価委員会における質疑内容の改善について	135
	指摘	補助事業と指定管理事業の区分の明確化について	137
	指摘	備品管理方法の改善検討について	142
10. 港湾緑地維持管理事業	意見	参考見積書の複数微取について	146
11. 浮島2期地区埋立事業	意見	埋立地の利用方法の検討について	152
12. 川崎港海底トンネル維持管理事業	指摘	委託業務の履行管理の徹底について	156

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
<b>I - 3 財務分析</b>			
1. 財政収支状況報告	指摘	集計範囲の誤りについて	176
	意見	財政収支状況報告の活用について	176
	意見	財政収支状況報告の作成プロセスの整備について	176
	意見	財政収支状況報告の作成に係るファイルの改善について	177
2. 港湾整備事業特別会計	意見	特別会計の弱点を補う手法の検討について	198
<b>II 臨海部国際戦略本部</b>			
<b>II - 1 歳入</b>			
1. 臨海部土地貸付収入	意見	地代の改定に使用する指標の適用時点の見直しについて	203
<b>II - 2 歳出</b>			
1. ナノ医療イノベーション推進事業	意見	センター立ち上げ期間終了後における財務面での自立化等について	212
	意見	次期協定におけるKPIの設定について	216
	意見	本事業が市にもたらす効果・貢献等の公表について	218
2. 国際戦略拠点活性化推進事業	意見	クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について	225
	意見	早期の実走に向けた検討について	227
3. 水素戦略推進事業	意見	カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップの明確化について	232
4. 臨海部活性化推進事業	意見	大学生や大学院生向けのブランディング手法の検討について	239
5. 戦略拠点形成推進事業	意見	状況変化に応じた対応の早期化等について	243

## 第4 監査の結果及び意見

### I 港湾局

#### I-1 歳入

##### 1. ふ頭用地使用料

###### (1) 概要

###### ① 使用料の概要

ふ頭用地使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料（一般会計） ふ頭用地使用料（港湾整備事業特別会計） 細節：ふ頭用地使用料		
所管課	港湾管理課		
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則 ふ頭用地使用料の減免基準		
料金体系	種別		使用料又は利用料金
			単位 金額
	電柱	第1種電柱	280円
		第2種電柱	1本1月までごとに 430円
		第3種電柱	580円
	電話柱	第1種電話柱	250円
		第2種電話柱	1本1月までごとに 400円
		第3種電話柱	550円
	その他の柱類		1本1月までごとに 25円
	共架電線	電柱に共架する場合	280円
		電話柱に共架する場合	共架柱1本1月までごとに 310円

	種別	使用料又は利用料金	
		単位	金額
	公衆電話所	1個1月までごとに	500円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1月までごとに	210円
	送電塔	1月1平方メートルまでごとに	500円
	特別高圧架空送電線	1月1メートルまでごとに	9円
地下埋設物	外径0.07メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	20円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56円
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径1メートル以上のもの		480円
	その他のもの		480円

	種別		使用料又は利用料金			
			単位	金額		
架空工	架空管その他これに類するもの	外径 0.4 メートル未満のもの 外径 0.4 メートル以上のもの	1月 1 メートルまでごとに	230 円 560 円		
	支持物		1月 1 平方メートルまでごとに	560 円		
作物	その他のもの			560 円		
	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道及び用地横断工作物		1月 1 平方メートルまでごとに	500 円		
広告塔及び看板類			1月 1 平方メートルまでごとに	890 円		
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月 1 平方メートルまでごとに	170 円		
港湾貨物の一時置場			1月 1 平方メートルまでごとに	120 円		
事務所及びその附帯施設			1月 1 平方メートルまでごとに	290 円		
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。			
令和 2 年度における調定額等	一般会計		調定額	332,170 千円		
			収入済額	332,170 千円		
			不納欠損額	—		
			収入未済額	—		
	港湾整備事業特別会計		調定額	197,114 千円		
			収入済額	197,114 千円		
			不納欠損額	—		
			収入未済額	—		

徴収方法	納入通知書
管理システム	港湾情報システム

なお、ふ頭用地使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	ふ頭用地使用料
イ	港湾整備事業特別会計	ふ頭用地使用料

ふ頭用地使用料は、上記のとおり、一般会計と港湾整備事業特別会計に区分されている。特別会計に区分されるものは、港湾整備のために特定の財源で整備するものや地方財政法の港湾整備事業の埋立事業から発生した財産の一部に係るものとなっており、一般会計に区分されるものは、それ以外の財産に係るものとなっている。

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	328,245	330,191	332,170
港湾整備事業特別会計	204,577	202,264	197,114

## ③ 利用件数の推移

(単位：件)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	138	142	131
港湾整備事業特別会計	25	25	27

## ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

種別	使用料の設定方針
電柱	
電話柱	
その他の柱類	
共架電線	
公衆電話所	
郵便差出箱及び信書便差出箱	使用形態が同じである「川崎市道路占用料徴収条例」に準拠して料金を設定している。したがって、同条例における料金改定に合わせて改定を行っており、直近では令和3年4月1日に改定している。
送電塔	
特別高圧架空送電線	
地下埋設物	
架空工作物	
鉄道事業法による鉄道及び用地横断工作物	
広告塔及び看板類	
工事のための一時作業所又は工事用材料置場	港湾施設使用料の中で類似した倉庫用地使用料に準じて 170 円/ $m^2$ ・月とした。倉庫用地使用料は 10 参照。
港湾貨物の一時置場	ふ頭用地としての港湾貨物の置場は、荷さばき地（1 級 270 円、2 級 180 円）とほぼ同じ使用形態をとっているが、設備投資はほとんどない。機能的に最も類似している荷さばき地の 1 級荷さばき地と 2 級荷さばき地との格差と 2 級荷さばき地とふ頭用地としての港湾貨物の置場との格差も類似しているため、1 級荷さばき地使用料と 2 級荷さばき地使用料の割合を参考に設定した。 1 級荷さばき地使用料と 2 級荷さばき地使用料との格差 2/3（2 級 180 円 / 1 級 270 円）と施設の整備程度を参考に 120 円/ $m^2$ ・月（2 級 180 円 × 2/3）とした。荷さばき地使用料は 2 参照。
事務所及びその附帯施設	道路占用料の平均改定率及び港湾局管理の土地の賃料を設定する際の鑑定評価を参考として料金を設定しており、平成9年の道路占用料平均改定率16%を基に 290 円/月（250 円 × 1.16 = 290 円）とした。

## (2) 監査の結果

### 【意見1】 使用料・手数料の見直しについて

市は施設・サービスを利用する者としない者との負担の公平性・公正性を確保する観点から平成26年7月に「使用料・手数料の設定基準」を策定し、同基準の考え方に基づき、平成29年4月に全庁的な使用料・手数料の見直しを実施した。上記基準においては、概ね4年ごとに原価計算に基づき使用料・手数料の見直しを行うこととしており、次回の見直しは、令和3年4月に実施予定としていた。港湾局は全庁的な使用料・手数料の見直しの対象外であったが、全庁的な見直しと合わせて、より適切な使用料の設定のための見直しを図る予定であった。

しかし、市財政局では令和2年7月に新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響を踏まえ、令和3年4月に予定していた使用料・手数料の見直しを延期することとし、令和3年10月現在でも、この状況下における市民生活への影響を踏まえ、使用料・手数料の見直しの延期は継続している。全庁的な使用料・手数料の見直しの延期により、平成29年度包括外部監査の意見に対する措置として予定していた港湾局の使用料・手数料の見直しも延期している。

港湾局の使用料・手数料の設定方針は、長期間、更新が行われておらず、2級荷さばき地使用料（一般利用）にいたっては平成4年4月改定時から更新されていなかった。

港湾局の使用料について、令和元年度のコスト算定項目と収入項目を並べ、公費負担額及び受益者負担率を算定した結果をまとめた一覧表では、現状の使用料収入よりもコストが上回る施設は14件中11件であった。受益者負担率が50%未満の施設も、船舶給水設備1.9%、船客待合所8.7%、駐車施設11.0%、港湾環境整備施設14.0%、係船岸壁・桟橋・物揚場29.4%、荷役機械（ガントリークレーン・トランクレーン）46.6%と6施設あった。

このように、港湾施設に係る使用料・手数料について、長期間、見直しがなされておらず、現在の受益者負担率が著しく低い施設もあることから、より適切な使用料・手数料の設定のための見直しを図る必要がある。

なお、使用料・手数料の設定のための見直しでは、「使用料・手数料の設定基準」に示された「標準的な受益者負担の考え方」にある公共関与の必要性や収益性は、施設全体の性質、法や条例に規定された施設の設置目的に沿って判断することを基本とするため、港湾施設の性質や設置目的を踏まえ、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮することも必要である。

使用料・手数料の設定基準より抜粋

【標準的な受益者負担の考え方】

公共関与の必要性や収益性は、公の施設の中の会議室やホールといった部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本とします。

## 2. 荷さばき地使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

荷さばき地使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料（一般会計） 荷さばき地使用料（港湾整備事業特別会計） 細節：荷さばき地使用料		
所管課	港営課		
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則 川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱 川崎港コンテナターミナルへの RTG 導入促進に係る利用料金減免基準		
料金体系（※）	<p>ア 一般利用            (ア) 初日から 15 日まで            1 日 1 平方メートルまでごとに            1 級荷さばき地 9 円、2 級荷さばき地 6 円</p> <p>(イ) 16 日以降            1 日 1 平方メートルまでごとに            1 級荷さばき地 18 円、2 級荷さばき地 12 円</p> <p>イ 専用利用            1 日 1 平方メートルまでごとに            1 級荷さばき地 270 円、2 級荷さばき地 180 円</p>		
令和 2 年度における調定額等	一般会計	調定額	692,583 千円
		収入済額	692,583 千円
		不納欠損額	—
		収入未済額	—
	港湾整備事業特別会計	調定額	127,741 千円
		収入済額	127,741 千円
		不納欠損額	—
		収入未済額	—

徴収方法	納入通知書
管理システム	港湾情報システム

※ 一般利用とは、90日以内で市長が必要と認める期間に随時、利用を供することをいう。専用利用とは、3年以内で市長が必要と認める期間に利用できる範囲及び期間を定めて利用を供することをいう。また、1級荷さばき地とは、川崎港コンテナターミナル内施設の荷さばき地、2級荷さばき地とはその他在来施設の荷さばき地をいう。

なお、荷さばき地使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	千鳥町専用使用
イ	一般会計	東扇島外貿専用使用
ウ	一般会計	東扇島内貿専用使用
エ	一般会計	千鳥町一般使用
オ	一般会計	東扇島外貿一般使用
カ	一般会計	東扇島内貿一般使用
キ	港湾整備事業特別会計	1級専用使用
ク	港湾整備事業特別会計	2級専用使用
ケ	港湾整備事業特別会計	一般使用（1級）
コ	港湾整備事業特別会計	一般使用（2級）

荷さばき地使用料は、上記のとおり、一般会計と港湾整備事業特別会計に区分されている。特別会計に区分されるものは、港湾整備のために特定の財源で整備するものや地方財政法の港湾整備事業の埋立事業から発生した財産の一部に係るものとなっており、一般会計に区分されるものは、それ以外の財産に係るものとなっている。

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	775,486	817,081	692,583
港湾整備事業特別会計	136,103	136,103	127,741

### ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	千鳥町専用使用	384,803
	東扇島外貿専用使用	35,739
	東扇島内貿専用使用	63,586
	千鳥町一般使用	29,414
	東扇島外貿一般使用	94,393
	東扇島内貿一般使用	84,649
	合計	692,583
港湾整備事業特別会計	1級専用使用	—
	2級専用使用	127,741
	一般使用（1級）	—
	一般使用（2級）	—
	合計	127,741

### ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般利用	2,578	2,535	2,079
専用利用	14	14	14

### ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
(一般利用) 1級荷さばき地使用料 (平成8年4月改定)	コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としているが、川崎港の振興対策上、競合する他港との均衡も考慮して設定した。
(一般利用) 2級荷さばき地使用料 (平成4年4月改定)	・原価計算の結果（1日1m <sup>2</sup> につき6.87円）、現行料金（1日1m <sup>2</sup> につき5.0円）と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率12.5%（平成3年3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5）による数値（1日1m <sup>2</sup> につき5.62円）を基本とした。 ・競合する近隣港（東京港：1日1m <sup>2</sup> につき5.5円、横浜港：1日1m <sup>2</sup> につき10.0円）との均衡も考慮して改定額を1日1m <sup>2</sup> につき6.0円とした。
(専用利用) 1級荷さばき地使用料 (平成8年4月新設)	平成8年に1級荷さばき地の料金を新設した際、1級荷さばき地の専用利用についても2級と同様に一般利用の料金9.0円×30日で270円とした。
(専用利用) 2級荷さばき地使用料 (平成8年4月改定)	平成8年4月以前でも荷さばき地については専用利用の区分はあり、料金は一般利用と同じ6円／日・m <sup>2</sup> であった。平成8年に1級荷さばき地の料金を新設した際、専用利用の料金を1月あたりの金額に変更し、2級については元の料金6.0円×30日で180円とした。

## （2）監査の結果

### 【意見2】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

荷さばき地使用料の受益者負担割合は51.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、2級荷さばき地使用料（一般利用）については平成4年4月、1級荷さばき地使用料（一般利用・専用利用）・2級荷さばき地使用料（専用利用）については平成8年4月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業

者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

#### 【指摘1】 荷さばき地の一般利用に関する事前申請の徹底について

川崎市港湾施設条例では、荷さばき地を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと定めている。

荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、大半の荷さばき地の一般利用に関する使用許可申請書は使用予定開始日以前に提出されていたが、使用予定開始日よりも後に使用許可申請書を提出する、事後使用許可申請の案件が散見された。なお、この事後使用許可申請は、一部の利用者に偏って頻発している傾向があった。

使用開始後の使用許可申請は条例等の違反に該当することから、荷さばき地の一般利用において、使用開始前に使用許可申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

なお、今回の包括外部監査を受け、市は令和3年11月に、事業者に対し、事後申請は条例違反となる旨の文書を発出するとともに、事後申請の頻度の高い事業者に対しては、直接指導を行っている。

##### 川崎市港湾施設条例より抜粋

###### （利用許可）

第3条 港湾施設（航路、泊地、防波堤、護岸、道路、運河及び港湾環境整備施設を除く。）を利用する者は、市長（指定管理者が管理を行う港湾施設にあっては、指定管理者。第2項及び第3項、第5条第2項、第6条から第8条まで、第12条並びに第16条において同じ。）の許可を受けなければならない。

#### 【指摘2】 荷さばき地の一般利用に関する継続利用の事前申請の徹底について

荷さばき地の一般利用の利用許可の期間は90日以内であるが、期間満了前に継続利用の申請を行い、許可を得ることで、利用期間を延長することができる（川崎市港湾施設条例及び同施行規則）。しかし、荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、利用者による継続利用の申請が利用期間満了日の後に行われている案件が散見された。

荷さばき地使用許可申請書は運用上、1カ月ごとに提出することになっており、利用期間満了日が近くなると利用者に荷さばき地使用許可申請書の余白に「6月

28日で90日となります。次回継続時は利用延長・届出をつけて下さい。」と記載してある案件があった。このように市が注意喚起したにもかかわらず、その利用者からの継続利用申請は令和2年6月30日と利用期間90日を超過した日であった。市は満了前に継続利用の申請を行うように指導しているが、利用者からの正式な書面による申請が期間満了日よりも後になっている案件が発生している状況である。継続利用の申請は概ね利用期間満了前に行われているが、継続利用の申請遅延は一部の利用者において、発生している傾向があった。

継続利用の申請遅延は条例等の違反に該当することから、荷さばき地の一般利用において、利用期間満了後継続して利用する者に対して、期間満了前に継続利用の申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

#### 川崎市港湾施設条例より抜粋

##### (利用期間)

第5条 一般利用、定期利用及び専用利用の利用許可の期間は、次に定めるところによる。

(1) 一般利用 90日以内で市長が規則で定める期間

2 市長は、相当の理由があると認めるときは、一般利用の利用期間を延長することができる。この場合において、延長する期間は90日を超えることができない。

#### 川崎市港湾施設条例施行規則より抜粋

##### (港湾施設の利用許可)

第1条の7 条例第3条第1項又は第2項の規定により港湾施設（指定管理者が管理を行うものを除く。）の利用許可を受けようとする者は、次に定める様式により市長に申請しなければならない。

3 利用期間満了後継続して利用しようとするときは、期間満了前に継続利用の申請をし、市長（指定管理者が管理を行う港湾施設にあっては、指定管理者。第2条の3、第2条の4、第3条、第5条から第7条まで、第21条、第25条及び第40条において同じ。）の許可を受けなければならない。

##### (利用期間)

第2条の3 条例第5条第1項第1号から第3号までに定める一般利用、定期利用及び専用利用の利用許可の期間は、次に定めるとおりとする。

(1) 一般利用 90日以内で市長が必要と認める期間

### 【意見3】 港湾情報システムによる電子申請の促進について

市の港湾情報システムは、港湾局における各種施設の利用実績等を管理するほか、利用料等を自動計算し徴収事務までを一括で処理できるよう職員の業務支援を目的とした電算処理システムである。

この港湾情報システムでは、荷さばき地使用許可申請についても、電子申請を行うことができる機能がある。しかし、一般利用の荷さばき地使用許可申請について、港湾情報システムで電子申請された実績はない。商慣習でFAXにより申請書を提出する文化が残っているとのことであり、全てFAXによる使用許可申請となっている。その使用許可申請に対する受理・許可も受領押印後、FAXで返信している。

一般利用の荷さばき地使用許可申請件数は令和2年度実績で2,079件と非常に多く、FAXでの申請の場合、申請書に基づいて申請内容を職員が港湾情報システムに入力し、受理・許可の伝達も受領押印後、FAXで返信しており、非効率な業務の進め方である。また、荷さばき地使用許可申請書の使用面積の数字に誤りがあり、港湾情報システムに入力した職員が正しい使用面積に訂正したうえで、受領押印後、FAXで返信した荷さばき地使用許可申請書も散見された。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが推奨されている中、業務を効率的に進めるためには、一般利用の荷さばき地使用許可申請を電子申請で行うように促す必要がある。

荷さばき地使用許可申請についても、港湾情報システムからの電子申請の存在を申請者に十分な周知を図り、今後は、荷さばき地使用許可申請について、原則、港湾情報システムによる申請のみとすることも検討する必要がある。

### 【意見4】 川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（荷さばき地）の改定検討について

川崎港では千鳥町ふ頭の活性化を図るため、千鳥町の荷さばき地や上屋を利用する者の費用負担を軽減することにより、川崎港へ新たな貨物（コンテナ貨物含む。）を誘致することを目的として、川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（以下、「要綱」という。）を施行している。減額の内容は、表4のとおりである。

表4 川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額

減額の対象	減額の条件	減額率
上屋 (1級上屋・2級上屋)	利用者が搬入する貨物のうち、川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合	利用開始から31日以後の使用料の2分の1
千鳥町ふ頭荷さばき地(一般利用・専用利用)		使用料の100分の5

(出典：川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱)

要綱において、上屋及び千鳥町ふ頭の荷さばき地の利用許可申請とあわせて千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書（以下、「減額申請書」という。）を提出することを求めている。

しかし、千鳥町地区荷さばき地利用許可申請書・完了届（一般分）の簿冊を閲覧したところ、使用許可申請書と減額申請書を同日に提出していない申請書が大半であった。

表4のとおり、減額の条件として、「川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合」に使用料の減額を行うものであるが、申請時には川崎港で取り扱う貨物の重量が2分の1以上であるか不明な場合がある。この場合には、荷さばき地での作業完了日間近や全ての作業完了後に減額申請書を提出している案件が大半であった。

川崎市港湾施設条例施行規則は、原則として利用許可申請と同時に減額申請しなければならないと定めている。しかし、千鳥町の荷さばき地の減額条件と利用実態を考慮すると利用許可申請と同時に減額申請を行うことは困難な面がある。

したがって、要綱第6条に定める減額申請書の提出時期について、荷さばき地の利用実態に沿った要綱の改定を検討する必要がある。

#### 川崎市港湾施設条例より抜粋

(使用料及び利用料金の減免申請)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

川崎市港湾施設条例施行規則より抜粋

(使用料及び利用料金の減免申請)

第4条の2 条例第14条第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、原則として条例第3条各項の許可の申請と同時にわなければならない。

川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱より抜粋

(減額の申請)

第6条 使用料の減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第1条の7第2項に規定する施設の利用許可申請とあわせて「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、上屋及び荷さばき地（一般利用）の継続利用申請の際には、提出を省略するものとする。

### 3. 岸壁・物揚場使用料

#### (1) 概要

##### ① 使用料の概要

岸壁・物揚場使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：岸壁・物揚場使用料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則 配船班における係船岸壁使用料の免除指針 1日に2回以上着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の免除基準 荷役の前日に着岸する船舶に対する係船岸壁使用料の減額基準 係船岸壁使用料の使用回数に応じた減額について	
料金体系（※）	ア 船舶 (ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭 (イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、 係留12時間までごとに 6円70銭 イ 貨物 はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭	
令和2年度における調定額等	調定額	238,310千円
	収入済額	238,296千円
	不納欠損額	一
	収入未済額	15千円
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

※ はしけとは、一般には港内、内海、河川などで貨物を運搬する小型船の総称をいう。

なお、岸壁・物揚場使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	けい船料
イ	一般会計	物揚場使用料
ウ	一般会計	通過料

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	244,731	249,268	238,296

## ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	けい船料	233,891
	物揚場使用料	4,205
	通過料	200
	合計	238,296

## ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岸壁・物揚場使用件数	3,933	3,582	3,692

## ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
けい船料、物揚場使用料 (平成9年5月改定)	係船岸壁、桟橋及び物揚場使用料は、8大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関、北九州、川崎)の港湾管理者が協議のうえ、昭和38年以降おおむね3年を適用期間として、統一料金を設定しているものであり、改定の前年度(当該料金の適用期間最終年度)に、船主の代表機関である日本船主協会(八大港係留施設使用料協議会)との交渉により合意したうえで料率の改定を行ってきた。 なお、「船舶」については平成9年5月に、「貨物」については平成5年5月に現行料金となって以降は、改定は行われていない。
通過料 (平成5年5月改定)	

## (2) 監査の結果

### 【意見5】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

岸壁・物揚場使用料の受益者負担割合は29.4%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、岸壁・物揚場使用料は、「船舶」については平成9年5月、「貨物」については平成5年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

### 【意見6】 収入未済額の回収について

平成30年8月分(8月8日から11日まで許可)に対しての岸壁・物揚場使用料について、15,286円の未納分があった。申請者であった未納者に対して、平成30年10月15日に督促状を、平成31年4月1日、令和2年4月14日、令和2年12月17日、令和3年6月10日に催告書の送付を行い、入金を求めている。しかし、当該未納者からの回答はなく、入金されていない状況が続いている。

未納額は少額ではあるものの、引き続き、未納分の回収を図る必要がある。

## 4. 船舶給水設備使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

船舶給水設備使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：船舶給水設備使用料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則	
料金体系	ア 直接給水（自動給水器によるものを除く。） (ア) 30立方メートルまで 25,560円 (イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円 イ 直接給水（自動給水器によるものに限る。） 1立方メートルにつき 400円	
令和2年度における調定額等	調定額	892千円
	収入済額	892千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	直接給水（自動給水器によるものを除く。） ・納入通知書 直接給水（自動給水器によるものに限る。） ・利用者が自動給水器で現金支払い。 市担当者が週2回、自動給水器から現金回収し、当日又は翌日中に払込書で市の口座に振り込み。	
管理システム	・港湾情報システム（自動給水器によるものを除く。） ・財務会計システムと払込書（控）を突合（自動給水器によるものに限る。）	

なお、船舶給水設備使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	直接給水分
イ	一般会計	自動給水分

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	1,177	1,079	892

## ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	直接給水分	—
	自動給水分	892
	合計	892

## ④ 利用件数の推移

(単位：トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用水量	2,610	2,697	2,230

## ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針														
直接給水（自動給水器によるもの）を除く。 (平成30年5月新設)	<p>ア 原価計算 給水量1立方メートル当たり 5,360円</p> <p>イ 他港（国際戦略港湾及び東京湾内の港湾）との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾名</th><th>単価（円/立方メートル）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京港</td><td>650</td></tr> <tr> <td>大阪港</td><td>691</td></tr> <tr> <td>神戸港</td><td>637.2</td></tr> <tr> <td>千葉港</td><td>626.4</td></tr> <tr> <td>横須賀港</td><td>760</td></tr> <tr> <td>平均</td><td>672.9</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 運搬給水手数料 給水量1立方メートル当たり 852円 ただし、給水量30立方メートルまでは、 25,560円</p> <p>以上より、原価では他港との均衡を失していること、また、手法によって金額が異なることは利用者への不平等につながりかねないこと、また、川崎市の給水の方針が運搬給水を基本とすることなどから、運搬給水手数料に準拠して設定した。</p>	港湾名	単価（円/立方メートル）	東京港	650	大阪港	691	神戸港	637.2	千葉港	626.4	横須賀港	760	平均	672.9
港湾名	単価（円/立方メートル）														
東京港	650														
大阪港	691														
神戸港	637.2														
千葉港	626.4														
横須賀港	760														
平均	672.9														
直接給水（自動給水器によるもの） (昭和60年5月改定)	文書保存期間を経過しており、昭和60年5月改定時の資料が残っていないため不明であった。														

## (2) 監査の結果

### 【意見7】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

船舶給水設備使用料の受益者負担割合は1.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船舶給水設備使用料は、直接給水（自動給水器によるもの）については昭和60年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施

設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 5. 船客待合所使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

船客待合所使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：船客待合所使用料	
所管課	港湾管理課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則	
料金体系	1月1平方メートルまでごとに 500円	
令和2年度における調定額等	調定額	432千円
	収入済額	432千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	財務会計システム	

なお、船客待合所使用料の細々節は船客待合所使用料のみである。

#### ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	432	432	432

#### ③ 利用件数（稼働率）の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
船客待合所使用件数	2件	2件	2件
船客待合所利用稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

#### ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
船客待合所使用料 (平成4年10月改定)	原価計算の結果(1,972.63円)、現行料金(420.00円)と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価数の上昇率12.5%（平成3年3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5）による数値(472.5円)を基本とし、競合する近隣港との均衡も考慮して改定額を500.00円/月とした。

#### (2) 監査の結果

##### 【意見8】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

船客待合所使用料の受益者負担割合は8.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船客待合所使用料は、平成4年10月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 6. 小型油槽船係留施設使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

小型油槽船係留施設使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：小型油槽船係留施設使用料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則	
料金体系	1月総トン数1トンまでごとに 84円 ただし、1日を単位として利用する場合は、 総トン数1トンまでごとに 3円	
令和2年度における 調定額等	調定額	11,463千円
	収入済額	11,463千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

なお、小型油槽船係留施設使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	夜光分
イ	一般会計	千鳥町分

#### ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	10,839	11,373	11,463

### ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	夜光分	8,592
	千鳥町分	2,871
	合計	11,463

### ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小型油槽船係留施設使用件数	745	748	742

### ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
小型油槽船係留施設使用料 (昭和63年12月改定)	小型油槽船係留施設使用料の改訂は、岸壁、桟橋及び物揚場使用料の改訂に準じており、岸壁、桟橋及び物揚場使用料の改定率(106.3%)を、現行料金(2.80円)に乗じて設定した。

## (2) 監査の結果

### 【意見9】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

小型油槽船係留施設使用料の受益者負担割合は62.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、小型油槽船係留施設使用料は、昭和63年12月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 7. 水域占用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

水域占用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：水域占用料	
所管課	港湾管理課	
根拠法令	川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例 川崎港港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制等に関する規則	
料金体系	占用の目的	料金 (1月1平方メートル までごとに)
	架空横過電線	10円
	係留施設その他の工作物等	47円
令和2年度における 調定額等	調定額	452,404千円
	収入済額	452,404千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

なお、水域占用料の細々節は水域占用料のみである。

#### ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	453,622	454,476	452,404

### ③ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水域占用許可件数	109	115	109

### ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
水域占用料 (平成4年10月改定)	<p>水域占用料は固定資産税評価額の上昇率を基本に設定しているが、土地の急激な高騰に起因して改定時の上昇率が130%になり、算出の結果は85円と高額になったため、近隣港の料率を勘案し、ふ頭用地使用料の平均改定率(25.26%)を基本として設定した。</p> <p>【架空横過電線】  <math>8\text{円} \times 1.2526 = 10.02\text{円}</math>  <math>\rightarrow 10\text{円} \text{ (改定額)}</math></p> <p>【係留施設その他の工作物等】  <math>37\text{円} \times 1.2526 = 46.35\text{円}</math>  <math>\rightarrow 47\text{円} \text{ (改定額)}</math></p>

## (2) 監査の結果

### 【意見10】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

水域占用料は、平成4年10月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

水域占用料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 8. 入港料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

入港料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：入港料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市入港料条例 川崎市入港料条例施行規則 川崎港コンテナターミナル等に係る入港料の減免に関する要綱 入港料の減免指針	
料金体系	<p>ア 入港1回につき総トン数1トンまでごとに 2円70銭 ただし、本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶以外の船舶は2分の1を減じた額</p> <p>イ 入港回数が1日2回以上となった船舶に係る入港回数は、1回とする。</p> <p>ウ 入港回数が1月11回（入港回数が1日2回以上ある場合は、1回として計算する。）以上となった船舶に係る入港回数は、10回とする。</p>	
令和2年度における調定額等	調定額	173,314千円
	収入済額	173,314千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

なお、入港料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	入港料
イ	一般会計	入港料(徴収事務委託分) (※)

※ 入港料（徴収事務委託分）とは、川崎港、東京港及び横浜港の京浜三港において実施する広域連携策の一つとして、コンテナ船について京浜三港の入港料事務一元化の第一段階として、対象代理店を限定して、京浜三港の入港料の徴収事務を委託している入港料をいう。

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	183,683	194,320	173,314

## ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	入港料	164,677
	入港料(徴収事務委託分)	8,637
	合計	173,314

## ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入港届件数	9,134	8,301	7,806

## ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
入港料 (昭和60年5月改定)	入港料は、8大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関、北九州、川崎)の港湾管理者と日本船主協会(利用者の代表)との交渉において決定する。

## (2) 監査の結果

### 【意見11】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

入港料は、昭和60年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

入港料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

### 【意見12】 港湾情報システムの登録項目の網羅性確保について

港湾情報システムの入出港届登録において、入港料が不徴収となっている船舶の中で、不徴収理由欄の入力がなく、不徴収理由が明確でない入港が1件あった。

その船舶は、川崎市入港料条例施行規則6条1項1号「暴風雨その他の災害により避難勧告を受け川崎港外に避難し、再入港した船舶」に該当したことによるものであった。しかし、港湾情報システム上、不徴収理由にこれに該当する項目が登録されていなかったため、不徴収理由が空欄のままであった。

川崎市入港料条例及び同施行規則において、入港料を徴収しない要件が多数存在しているが、これらの不徴収理由について、網羅的に港湾情報システムに登録する必要がある。

なお、今回の包括外部監査により市は、港湾情報システムの当該部分の改修を終了している。

#### 川崎市入港条例より抜粋

(入港料を徴収しない船舶)

第8条 市長は、次の各号に掲げる船舶からは、入港料を徴収しない。

(3) その他規則で定める船舶

川崎市入港条例施行規則より抜粋

(入港料を徴収しない船舶)

第6条 条例第8条第3号に規定する規則で定める船舶とは、次の各号に掲げる船舶をいう。

(1) 暴風雨その他の災害により避難勧告を受け川崎港外に避難し、再入港した船舶

## 9. 駐車施設使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

駐車施設使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：駐車施設使用料				
所管課	港営課				
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則				
料金体系	種別	単位	金額		
	一般利用	普通自動車 大型自動車	1日1台1回 1日1台1回		
	定期利用 (普通自動車に限る)		1月1台		
			600円 1,200円 5,000円		
令和2年度における 調定額等	調定額	3,149千円			
	収入済額	3,149千円			
	不納欠損額	-			
	収入未済額	-			
徴収方法	一般利用：利用者から現金徴収後、当日又は翌日中に払込書で市の口座に振り込み。 定期利用：納入通知書				
管理システム	財務会計システムと払込書（控）を突合（一般利用） 港湾情報システム（定期利用）				

なお、駐車施設使用料の細々節は駐車施設使用料のみである。

#### ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	3,446	2,764	3,149

### ③ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期利用	8	8	8
一般利用	4	1	2

### ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針												
駐車施設使用料 (平成2年5月新設(定期利用料金))	文書保存期間を経過しており、平成2年5月新設時の資料が残っていないため不明であった。												
駐車施設使用料 (平成20年5月新設(1日利用料金))	<p>ア 原価計算 768円/台・日</p> <p>イ 東扇島における近隣施設（港湾振興会館駐車場）の使用料の事例 ※「11.港湾環境整備施設使用料」参照</p> <p>ウ 上記ア・イに基づき以下のとおりとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般 利用</td> <td>普通自動車 駐車料</td> <td>1日1台 1回</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>大型自動車 駐車料</td> <td>1日1台 1回</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>			種別	単位	金額(円)	一般 利用	普通自動車 駐車料	1日1台 1回	600	大型自動車 駐車料	1日1台 1回	1,200
種別	単位	金額(円)											
一般 利用	普通自動車 駐車料	1日1台 1回	600										
	大型自動車 駐車料	1日1台 1回	1,200										

## (2) 監査の結果

### 【意見13】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

駐車施設使用料の受益者負担割合は11.0%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、駐車施設使用料は、平成20年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施

設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 10. 倉庫用地使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

倉庫用地使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料（一般会計） 上屋倉庫使用料（港湾整備事業特別会計） 節：港湾管理使用料（一般会計） 倉庫用地使用料（港湾整備事業特別会計） 細節：倉庫用地使用料		
所管課	港営課		
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則		
料金体系	1月1平方メートルまでごとに 170円		
令和2年度における調定額等	一般会計	調定額	102,061千円
		収入済額	102,061千円
		不納欠損額	—
		収入未済額	—
	港湾整備事業特別会計	調定額	35,119千円
		収入済額	35,119千円
		不納欠損額	—
		収入未済額	—
徴収方法	納入通知書		
管理システム	財務会計システム		

なお、倉庫用地使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	倉庫用地使用料
イ	港湾整備事業特別会計	倉庫用地使用料

倉庫用地使用料は、上記のとおり、一般会計と港湾整備事業特別会計に区分されている。一般会計に区分されるものは、屋内保管施設としてテントハウス設置のための千鳥町地22番、24番及び9番の倉庫用地と東扇島60番地の倉庫用地

に係るものとなっており、特別会計に区分されるものは、倉庫設置のための千鳥町22番、23番及び24番地内倉庫用地に係るものとなっている。

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	106,555	105,271	102,061
港湾整備事業特別会計	35,119	35,119	35,119

## ③ 利用件数の推移

(単位：件)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	2	2	2
港湾整備事業特別会計	1	1	1

## ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
倉庫用地使用料 (平成4年10月改定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫用地使用料は、原価を積み上げた金額を基礎としているが、原価計算の結果（1月1m<sup>2</sup>につき229.53円）、現行料金（1月1m<sup>2</sup>につき150.00円）と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率12.5%（平成3年3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5）による数値（1月1m<sup>2</sup>につき168.75円）を基本とした。</li> <li>・競合する近隣港（横浜港：1月1m<sup>2</sup>につき150～280円）との均衡も考慮して改定額を1月1m<sup>2</sup>につき170.00円とした。</li> </ul>

## (2) 監査の結果

### 【意見14】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

倉庫用地使用料の受益者負担割合は70.7%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、倉庫用地使用料は、平成4年10月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 11. 港湾環境整備施設使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

港湾環境整備施設使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾使用料 節：港湾管理使用料 細節：港湾環境整備施設使用料			
所管課	港営課			
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則 川崎港港湾環境整備施設使用料の減免基準			
料金体系	種別	単位	金額	
	行商、募金その他これらに類する行為	1日	1,000 円	
	業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日	5,000 円	
	業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日	10,000 円	
	興行	1日 1平方メートルまでごとに	10 円	
	港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1 日 1,000 平方メートルまでごとに	2 時間未満 2 時間以上 4 時間未満 4 時間以上 8 時間未満 8 時間以上	250 円 500 円 1,000 円 1,500 円
	港湾環境整備施設の全部又	1 日 1,000 平	4 時間未満 4 時間以上 8 時間未満	1,250 円 2,500 円

は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し	方 メー トルま でごと に	8時間以上		3,750円
		普通自 動車	3時間未満	200円
			3時間以上 5 時間未満	400円
			5時間以上 8 時間未満	600円
		大型自 動車	8時間以上	800円
			3時間未満	400円
			3時間以上 5 時間未満	800円
			5時間以上 8 時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円
		照明施設		1基1回1時間までご とに
		バーベキュー 施設	かまど なし	1箇所1回 (土日祝日)
			かまど 付き	1箇所1回 (土日祝日)
		バーベキュー用こん炉		1台1回
		バーベキュー用鉄板		1枚1回
		バーベキュー用網		1枚1回
		バーベキュー 用テーブル	パラソ ルなし	1脚1回
			パラソ ル付き	1式1回
		パラソル(台付き)		1日1本1回
		テント(集会、競技会等用)		1日1式1回
令和2年度における 調定額等	調定額		49,994千円	
	収入済額		49,994千円	
	不納欠損額		-	
	収入未済額		-	

徴収方法	駐車場使用料：駐車場管理受託者が徴収し、週2回、市へ振込 バーベキュー場使用料：公園管理受託者が徴収し、週2回、市へ振込 その他使用料：利用者から現金徴収後、当日又は翌日中に払込書で市の口座に振り込み。
管理システム	駐車場使用料：財務会計システムの納付書と駐車場管理受託者の月次報告を突合 バーベキュー場使用料：財務会計システムの納付書と公園管理受託者の月次報告を突合 その他使用料：財務会計システムと払込書（控）を突合

なお、港湾環境整備施設使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	駐車場使用料
イ	一般会計	バーベキュー場使用料
ウ	一般会計	その他使用料

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	41,008	47,435	49,994

## ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	駐車場使用料	47,181
	バーベキュー場使用料	1,114
	その他使用料	1,699
	合計	49,994

#### ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
駐車場（台）	96,051	107,292	138,029
バーベキュー施設（回数）	1,160	1,163	1,032
その他（件）	152	157	202

#### ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
駐車場使用料 (平成20年 5月新設)	<p>ア 港湾緑地の駐車場（有料駐車場）          告示予定の駐車場の総面積を収容台数（大型自動車を普通自動車2台分として計算）で除した面積に係る経費を1台分の経費として算定した。</p> <p>① 告示予定面積 14,994 m<sup>2</sup>          ② 予定収容台数 普通自動車381台相当（普通369台 大型6台）          ③ 平成15～17年度の港湾環境整備施設に係る1m<sup>2</sup>当たりの原価計算          年間3,763円（財政収支報告書上の経費+普通財産貸付時の地代相当額）          ⇒1日当たり10円          ④ 駐車場管制機器に係る経費          年間15,671,520円（駐車場管制機器リース、保守及び通信料 1基当たり年間5,223,840円×3基）          ⇒1日当たり42,935円          原価計算 (③×①+④)／②=506円 1日1台あたり</p>

使用料名称	使用料の設定方針																					
	イ 東扇島における近隣施設（港湾振興会館駐車場）の使用料の事例																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通自動車 駐車料</td> <td>1日1台 3h未満</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>3h以上5h未満</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>5h以上</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大型自動車 駐車料</td> <td>1日1台 3h未満</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>3h以上5h未満</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>5h以上</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	金額 (円)	普通自動車 駐車料	1日1台 3h未満	200	3h以上5h未満	400	5h以上	600	大型自動車 駐車料	1日1台 3h未満	400	3h以上5h未満	800	5h以上	1,200				
種別	区分	金額 (円)																				
普通自動車 駐車料	1日1台 3h未満	200																				
	3h以上5h未満	400																				
	5h以上	600																				
大型自動車 駐車料	1日1台 3h未満	400																				
	3h以上5h未満	800																				
	5h以上	1,200																				
	ウ 上記ア・イに基づき以下のとおりとした。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通自動車 駐車料</td> <td>1日1台 3h未満</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>3h以上5h未満</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>5h以上8h未満</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>8h以上</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大型自動車 駐車料</td> <td>1日1台 3h未満</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>3h以上5h未満</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>5h以上8h未満</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>8h以上</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	金額 (円)	普通自動車 駐車料	1日1台 3h未満	200	3h以上5h未満	400	5h以上8h未満	600	8h以上	800	大型自動車 駐車料	1日1台 3h未満	400	3h以上5h未満	800	5h以上8h未満	1,200	8h以上	1,600
種別	区分	金額 (円)																				
普通自動車 駐車料	1日1台 3h未満	200																				
	3h以上5h未満	400																				
	5h以上8h未満	600																				
	8h以上	800																				
大型自動車 駐車料	1日1台 3h未満	400																				
	3h以上5h未満	800																				
	5h以上8h未満	1,200																				
	8h以上	1,600																				
バーベキュー 施設使用料 (平成20年 5月新設)	<p>ア 原価計算</p> <p>バーベキュー施設として利用に供される時間を1回当たり4時間(1/6日)として、年間利用回数は7・8月については1日2回、その他の月については1日1回の利用を想定して427回の利用が可能として計算。</p> <p>中公園バーベキュー施設が1,000m<sup>2</sup>で10区画を有していることから、バーベキュー施設1区画を利用する際の占有面積を100m<sup>2</sup>として計算。</p> <p>① 平成15~17年度の港湾環境整備施設に係る1m<sup>2</sup>当たりの原価計算</p> <p>年間3,763円(財政収支報告書上の経費+普通財産貸付時</p>																					

使用料名称	使用料の設定方針																		
	<p>の地代相当額)        →1日当たり 10円 1回1区画当たり 166円 (10円×1/6        日×100 m<sup>2</sup>)</p> <p>② 管理人費用        東公園全体の管理人費用は1日 24時間 2名の配置。内バ        ーベキュー施設開設時間内は、1名対応。        管理人1名当たりの年間費用見込 9,402,400円        バーベキュー開設1回当たり 22,019円 (9,402,400円        /427回)        管理人の業務割合を、かまど付き(10区画) : かまどなし        (20区画) : 道具貸出し=1:1:1と想定。        かまど付き        1区画当たり 733円 (=22,019円÷3)÷10区画) ②i        かまどなし        1区画当たり 366円 (=22,019円÷3)÷20区画) ②ii  <p>③ かまどの減価償却費        取得価格 668,000円/1基 (耐用年数40年) ⇒減価償却        費 16,700円        1回当たり 39円相当 (16,700円÷427回)        原価計算 1回1区画当たり        かまど付き ①+②i +③=938円        かまどなし ①+②ii =532円</p> <p>イ 近隣施設の事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>かまどの 有無</th> <th>使用料</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野島公園 (横浜市)</td> <td>かまど付き</td> <td>1炉 1,200円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>海の公園 (横浜市)</td> <td>かまどなし</td> <td>1区画 1,500円 土休日 2,000円</td> <td>こんろ(鉄 板付) 使用料 1,000円</td> </tr> <tr> <td>東京都海上 公園</td> <td colspan="3">バーベキュー可能なエリアの指定のみ で施設及び設備はない</td></tr> </tbody> </table> </p>				かまどの 有無	使用料	設備	野島公園 (横浜市)	かまど付き	1炉 1,200円	なし	海の公園 (横浜市)	かまどなし	1区画 1,500円 土休日 2,000円	こんろ(鉄 板付) 使用料 1,000円	東京都海上 公園	バーベキュー可能なエリアの指定のみ で施設及び設備はない		
	かまどの 有無	使用料	設備																
野島公園 (横浜市)	かまど付き	1炉 1,200円	なし																
海の公園 (横浜市)	かまどなし	1区画 1,500円 土休日 2,000円	こんろ(鉄 板付) 使用料 1,000円																
東京都海上 公園	バーベキュー可能なエリアの指定のみ で施設及び設備はない																		

使用料名称	使用料の設定方針			
ウ 上記ア・イに基づき以下のとおりとした。				
バーベキュー	かまどなし	1か所1回	500円	
施設の利用	かまど付き	1か所1回	1,000円	

## (2) 監査の結果

### 【意見15】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

港湾環境整備施設使用料の受益者負担割合は14.0%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、港湾環境整備施設使用料は、平成20年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 12. 船舶給水設備手数料

### (1) 概要

#### ① 手数料の概要

船舶給水設備手数料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：港湾手数料 節：港湾管理手数料 細節：船舶給水設備手数料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市手数料条例 川崎港船舶給水業務実施要綱	
料金体系（※）	ア 運搬給水 1件につき (ア) 30立方メートル以下である場合 25,560円 (イ) 30立方メートルを超える場合 25,560円に30立方メートルを超える分につき 1立方メートルまでごとに852円を加えた額	
令和2年度における 調定額等	調定額	8,100千円
	収入済額	8,100千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

※ 運搬給水とは、給水用の船舶から給水を受ける船舶に対し必要な生活用水等を給水する方法をいう

なお、船舶給水設備手数料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	一般会計	運搬給水区域内分
イ	一般会計	運搬給水区域外分

## ② 手数料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	8,901	9,499	8,100

## ③ 手数料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
一般会計	運搬給水区域内分	5,122
	運搬給水区域外分	2,978
	合計	8,100

## ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総実施件数（運搬給水）	198	220	193

## ⑤ 手数料の設定方針

手数料の設定方針は以下のとおりである。

手数料名称	手数料の設定方針
船舶給水設備手数料 (平成13年4月改定)	平成7年10月1日に水道料金の改訂が行われ、近隣港との均衡の観点から改定を見送ってきたが、経費的な負担が大きくなってきたため、水道料金の値上げ額（32.23円/立方メートル）を基礎にして引き上げ分を上乗せし、改訂した。 32円×30立方メートル=960円 24,600円（現行料金）+960円=25,560円

## (2) 監査の結果

### 【意見16】 手数料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当手数料にも該当する。

船舶給水設備手数料の受益者負担割合は1.9%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、船舶給水設備手数料は、平成13年10月に現行手数料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、手数料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な手数料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 13. 上屋使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

上屋使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：上屋倉庫使用料 節：上屋使用料 細節：上屋使用料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則 川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱	
料金体系	ア 初日から 15 日まで 1 日 1 平方メートルまでごとに 1 級上屋 17 円、2 級上屋 16 円 イ 16 日から 30 日まで 1 日 1 平方メートルまでごとに 1 級上屋 34 円、2 級上屋 32 円 ウ 31 日以後 1 日 1 平方メートルまでごとに 1 級上屋 68 円、2 級上屋 64 円	
令和 2 年度における調定額等	調定額	80,568 千円
	収入済額	80,568 千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

※ 1 級上屋と 2 級上屋は、荷重制限により区分され、1 級上屋は 1 平方メートルにつき、最大荷重 2 トン以内の 1 号上屋と最大荷重 3 トン以内の 3 号及び 4 号上屋、2 級上屋とは、1 平方メートルにつき、最大荷重 1 トン以内の上屋をいう。

なお、上屋使用料は、下記の細々節から構成されている。

	会計	細々節
ア	港湾整備事業特別会計	1級上屋使用料
イ	港湾整備事業特別会計	2級上屋使用料

## ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
港湾整備事業特別会計	86,594	98,446	80,568

## ③ 使用料の内訳

(単位：千円)

会計	細々節	令和2年度決算額
港湾整備事業特別会計	1級上屋使用料	59,853
	2級上屋使用料	20,715
	合計	80,568

## ④ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上屋使用件数	1,313	1,346	1,010

## ⑤ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
上屋使用料 (平成4年10月改定)	<p>・港湾施設使用料の改定は、原価を積み上げた金額を基礎としているが、原価計算の結果（1級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき25.76円、2級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき22.35円）、現行料金（1級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき16.00円、2級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき15.00円）と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価指数の上昇率12.5%（平成3年3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5）による数値（1級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき18.00円、2級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき16.87円）を基本とした。</p> <p>・競合する近隣港（1級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき19.50円、2級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき14.00円、東京港参照）との均衡も考慮して改定額を1級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき17.00円、2級上屋：1日1m<sup>2</sup>につき16.00円とした。</p>

## （2）監査の結果

### 【意見17】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

上屋使用料は、平成4年10月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

上屋使用料は、コストよりも受益者負担分が上回っているが、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

### 【指摘3】 上屋利用に関する事前申請の徹底について

川崎市港湾施設条例では、上屋を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと定めている。

上屋使用許可申請書・完了届の簿冊を閲覧したところ、大半の使用許可申請書

は使用予定開始日以前に提出されていたが、使用予定開始日よりも後に使用許可申請書を提出する事後使用許可申請の案件が散見された。この事後使用許可申請は、一部の利用者に偏って頻発している傾向があり、これらの利用者に対して、上屋の使用開始前の申請を徹底する必要がある。

使用開始後の使用許可申請は条例等の違反に該当することから、上屋の使用において、使用開始前に使用許可申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

#### 【指摘4】 上屋利用に関する継続利用の事前申請の徹底について

上屋の一般利用に関する利用期間は90日以内と川崎市港湾施設条例及び同施行規則で定められている。しかし、上屋使用許可申請・完了届の簿冊を閲覧したところ、利用者による継続利用の申請が利用期間満了日の後に行われている案件が散見された。

具体的な例として、上屋利用の初回開始日が令和2年2月17日であり、利用期間満了日が令和2年5月16日の上屋の一般利用について、継続利用の申請が令和2年5月29日と利用期間満了日後に行われている案件があった。この案件の上屋利用による作業完了年月日は令和2年5月21日であり、継続利用の申請は上屋利用の全部が完了後に行われていた。

市は期間満了日が近くなると利用者にその旨を伝え、期間満了前に継続利用の申請を行うように指導しているが、利用者からの正式な書面による申請が期間満了日よりも後になっている案件が発生している状況である。継続利用の申請は概ね利用期間満了前に行われているが、継続利用の申請遅延は一部の利用者において、発生している傾向があった。

継続利用の申請遅延は条例等の違反に該当することから、上屋の一般利用において、利用期間満了後継続して利用する者に対して、期間満了前に継続利用の申請を行うよう指導を徹底する必要がある。

#### 【指摘5】 千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書提出の証跡について

千鳥町の荷さばき地や上屋の使用料について、新たな貨物を誘致することを目的として、使用料減額を要綱で定めており、使用料の減額を受けようとする者は「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」を提出することが必要である。その使用料減額に関して、令和2年度の1級上屋使用料の減額申請書の提出の有無をめぐり、市と利用者の間で齟齬が生じた案件が発生していた。

具体的に、利用者は減額申請書を令和2年4月3日に提出したことであったが、市では受領の記録がなかった。新型コロナウイルス感染症対策でお互い

分散出勤体制を取っていたこともあり、お互いに利用者から市への申請のFAX、受理した記録である市から利用者への受領押印後の返信FAXの送受信履歴の確認をその時点で行うことではなく、証跡を発見できなかったものである。今後は、減免申請で受領押印後の返信FAXのないものは連絡してもらえるように伝達したことであった。

このような減額申請書の提出の有無に関する齟齬が生じた案件が発生した要因は、FAXによる紙での申請、その申請を受理した受領押印後の返信FAXも紙で保管していることによって、紛失等により証跡が残らなくなることが挙げられる。使用許可申請も全てFAXで行われているが、FAXの送受信履歴の確認にも時間を要することも考えられる。

したがって、今後は取り急ぎ、電子メールでの申請に移行したうえで、使用許可申請も含めて港湾情報システムでの電子申請等で行うように促し、明確に証跡が残る形にする必要がある。

#### 【意見18】 上屋使用許可の港湾情報システムによる電子申請の促進について

港湾情報システムは、港湾局における各種施設の利用実績等を管理するほか、利用料等を自動計算し徴収事務までを一括で処理できるよう職員の業務支援を目的とした電算処理システムである。

この港湾情報システムでは、上屋使用許可申請についても、電子申請を行うことができる機能がある。しかし、上屋使用許可申請について、港湾情報システムで電子申請された実績はない。商慣習でFAXによる申請書の提出する文化が残っているとのことであり、全てFAXによる使用許可申請となっている。その使用許可申請に対する受理・許可も受領押印後、FAXで返信している。

上屋使用許可申請件数は多く、FAXでの申請の場合、申請書に基づいて申請内容を職員が港湾情報システムに入力し、受理・許可の伝達も受領押印後、FAXで返信しており、非効率な業務の進め方である。

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークが推奨されている中、業務を効率的に進めるためには、上屋使用許可申請を電子申請で行うよう促す必要がある。また電子申請が促進され、利用者に電子申請が浸透すれば、【指摘5】のような減額申請書の提出の有無の齟齬はなくなり、手続の安全性の確保に資するものとなる。

上屋使用許可申請についても、港湾情報システムからの電子申請の存在を申請者に十分な周知を図り、今後は、上屋使用許可申請について、原則、港湾情報システムによる申請のみとすることも検討する必要がある。

### 【意見19】川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱（上屋）の改定検討について

要綱において、上屋及び千鳥町ふ頭の荷さばき地の利用許可申請とあわせて「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」を提出することを求めている。

上屋使用許可申請書・完了届の簿冊を閲覧したところ、上屋使用許可申請書と減額申請書を同日に提出していない申請書が大半であった。

減額の条件として、「川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合」に使用料の減額を行うものであるが、利用許可申請時には川崎港で取り扱う貨物の重量が2分の1以上であるかが不明な場合がある。さらに上屋使用料の減免は利用開始から31日以後の使用料に限られており、利用許可申請時に31日以上の期間を利用することが確定していなければ、利用許可申請時に減額申請書をあわせて提出することができない。このため、利用許可申請の後、作業を進めていく中で減額申請書を提出している案件が大半であった。

川崎市港湾施設条例施行規則は、原則として、利用許可申請と同時に減額申請しなければならないと定めている。しかし、上屋の利用実態を考慮すると利用許可申請と同時に減額申請を行うことは困難である。

したがって、減額申請書の提出時期について、上屋の利用実態に沿った要綱の改定を検討する必要がある。

#### 川崎市港湾施設条例より抜粋

##### （使用料及び利用料金の減免申請）

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### 川崎市港湾施設条例施行規則より抜粋

##### （使用料及び利用料金の減免申請）

第4条の2 条例第14条第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、原則として条例第3条各項の許可の申請と同時に行わなければならない。

川崎港千鳥町ふ頭の荷さばき地等の使用料の減額に関する要綱より抜粋

(減額の対象)

第4条 この要綱に基づく減額の対象は、条例第13条第1項第6号及び第9号に規定する上屋（1級上屋・2級上屋）及び千鳥町ふ頭の荷さばき地（一般利用・専用利用）の使用料とする。ただし、上屋の使用料は、利用開始から31日以後の使用料に限る。

(減額の条件及び減額率)

第5条 利用者が上屋又は荷さばき地に搬入する貨物のうち、川崎港の公共ふ頭の係留施設を経由して輸出、輸入、移出又は移入する貨物の重量が2分の1以上である場合、次のとおり使用料の減額を行うものとする。

(1) 上屋については、条例第13条第1項第6号に規定する使用料のうち、利用開始から31日以後の使用料を2分の1減額する。

(2) 荷さばき地については、条例第13条第1項第9号に規定する使用料をそれぞれ100分の5減額する。

(減額の申請)

第6条 使用料の減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第1条の7第2項に規定する施設の利用許可申請とあわせて「千鳥町ふ頭荷さばき地等使用料減額申請書」（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、上屋及び荷さばき地（一般利用）の継続利用申請の際には、提出を省略するものとする。

## 14. 荷役機械置場使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

荷役機械置場使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：共同事務所使用料 節：荷役機械置場使用料 細節：荷役機械置場使用料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則	
料金体系	1月1平方メートルまでごとに 350円	
令和2年度における 調定額等	調定額	26,003千円
	収入済額	26,003千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

なお、荷役機械置場使用料の細々節は荷役機械置場使用料のみである。

#### ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
港湾整備事業特別会計	21,991	23,906	26,003

#### ③ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
荷役機械置場使用件数	1	1	2

(注) 荷役機械置場は、これまで千鳥町に1件であったが、令和2年度から東扇島外貿バースの角の土地を新たに設定し、2件となっている。

#### ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針
荷役機械置場使用料 (平成4年10月改定)	原価計算の結果(428.67円)、現行料金(300.00円)と原価の格差が非常に大きく、原価計算値をそのまま改訂に結び付けることは、利用者の負担が大きくなりすぎるため、市内消費者物価数の上昇率12.5%（平成3年3月は、昭和60年を100とした総合指数で112.5）による数値(337.50)を基本とし、競合する近隣港（東京港：340.00）との均衡も考慮して改定額を350.00円とした。

#### （2）監査の結果

##### 【意見20】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。

荷役機械置場使用料の受益者負担割合は61.8%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、荷役機械置場使用料は、平成4年10月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 15. シャーシ置場使用料

### (1) 概要

#### ① 使用料の概要

シャーシ置場使用料の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：共同事務所使用料 節：シャーシ置場使用料 細節：シャーシ置場使用料	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例 川崎市港湾施設条例施行規則	
料金体系	1月1区画 10,000円	
令和2年度における調定額等	調定額	6,864千円
	収入済額	6,864千円
	不納欠損額	—
	収入未済額	—
徴収方法	納入通知書	
管理システム	港湾情報システム	

なお、シャーシ置場使用料の細々節はシャーシ置場使用料のみである。

#### ② 使用料の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
港湾整備事業特別会計	—	—	6,864

令和2年4月1日から市所有のシャーシ置場の供用が開始したことにより、令和2年度のみ歳入が発生している。平成30年度から令和2年度までは川崎港コンテナターミナルのシャーシ置場が稼働しており、シャーシ置場利用料は川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者の収入となっている。

### ③ 利用件数の推移

(単位：件)

シャーシ置場	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市所有分	—	—	10
コンテナターミナル (指定管理者分)	3	3	3

### ④ 使用料の設定方針

使用料の設定方針は以下のとおりである。

使用料名称	使用料の設定方針													
シャーシ置場使用料 (平成20年5月新設)	<p>ア 原価計算</p> <p>① 利用面積 809 m<sup>2</sup></p> <p>② 区画数 11区画 1区画当たり 73.54 m<sup>2</sup></p> <p>③ 平成15～17年度の駐車施設に係る1m<sup>2</sup>当たりの原価計算</p> <p>年間5,033円（財政収支報告書上の経費+普通財産貸付時の地代相当額）</p> <p>1月1区画当たり 30,843円 (5,033×73.54÷12)</p> <p>イ 近隣比較</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>類似施設の条例 上の位置付け (根拠条例)</th> <th>区分</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>駐車施設 車両 置場 (横浜市港湾施 設条例)</td> <td>1区画の面積 が10m<sup>2</sup>を超 える場合 1台1月まで ごとに</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>コンテナ搬送用 台車置場 (東京都港湾管 理条例)</td> <td>1月1m<sup>2</sup>ごと に</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table>		類似施設の条例 上の位置付け (根拠条例)	区分	金額 (円)	横浜市	駐車施設 車両 置場 (横浜市港湾施 設条例)	1区画の面積 が10m <sup>2</sup> を超 える場合 1台1月まで ごとに	18,000	東京都	コンテナ搬送用 台車置場 (東京都港湾管 理条例)	1月1m <sup>2</sup> ごと に	360	
	類似施設の条例 上の位置付け (根拠条例)	区分	金額 (円)											
横浜市	駐車施設 車両 置場 (横浜市港湾施 設条例)	1区画の面積 が10m <sup>2</sup> を超 える場合 1台1月まで ごとに	18,000											
東京都	コンテナ搬送用 台車置場 (東京都港湾管 理条例)	1月1m <sup>2</sup> ごと に	360											

	ウ 上記ア・イを参考に現行料金を考慮に入れ以下のとおり設定した。 1月1区画 10,000円 ※現行は駐車施設で1月1区画 5,000円
--	--

## (2) 監査の結果

### 【意見21】 使用料の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は当使用料にも該当する。シャーシ置場使用料の受益者負担割合は62.2%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、シャーシ置場使用料は、平成20年5月に現行使用料となって以降、改定が行われていない。受益者負担割合は低く、長期間、使用料の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な使用料の設定のための見直しを図る必要がある。

## 16. 指定管理納付金

### (1) 概要

#### ① 指定管理納付金の概要

川崎港コンテナターミナル関連施設について、施設の利用許可に関する業務、建物の保守管理、施設の軽易工事に関する業務、ポートセールスに関する業務を指定管理者が行っている。指定管理者は、利用者から徴収する利用料金について、指定管理者の収入としている。具体的には、ガントリークレーン利用料、トランスマスタークレーン利用料、1級専用荷さばき地利用料、2級専用荷さばき地利用料、ふ頭用地利用料等が指定管理者の収入となっている。

指定管理者は、利用料金等の収入から、指定管理者業務に要する経費及び固定納付金を差し引いた金額に対して、協定書で確定した変動納付金割合を乗じたものを変動納付金として、固定納付金と併せて市に納付する。

施設の利用料金のうち、1から15までの使用料・手数料にないガントリークレーン利用料及びトランスマスタークレーン利用料の料金体系及び指定管理納付金の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：納付金 節：指定管理納付金 細節：指定管理納付金	
所管課	港営課	
根拠法令	川崎市港湾施設条例	
料金体系	ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円 イ トランスマスタークレーン 1台30分までごとに 2,800円	
令和2年度における 調定額等	調定額	266,394千円
	収入済額	266,394千円
	不納欠損額	0千円
	収入未済額	0千円
徴収方法	指定管理者による利用料金の徴収	
管理システム	港湾情報システム	

なお、指定管理納付金の細々節はコンテナターミナル指定管理納付金のみである。

## ② 指定管理納付金の推移

(単位：千円)

会計	平成30年度	令和元年度	令和2年度
港湾整備事業特別会計	233,554	245,358	266,394

## ③ 利用件数の推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ガントリークレーン	998	973	949
トランスクレーン	1,530	1,503	1,580

## ④ 利用料金の設定方針

利用料金の設定方針は以下のとおりである。

利用料金名称	利用料金の設定方針
ガントリークレーン 利用料 (平成8年4月設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ施設の新設にあたって発生した原価を基礎としているが、川崎港は、コンテナバースの供用としては後発港であり、振興対策上、利用しやすい料金体系づくりが必要であるため、競合する他港との均衡も考慮して設定し、料金は経過措置を設けた。</li> </ul> <p>→43,500円 1台 30分までごと（経過措置：初年度35,000円、3年度39,500円、5年度以降43,500円）</p>
トランスクレーン 利用料 (平成16年10月設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費、軌道敷地の地代及び維持管理経費（保守点検費、電気代等）から算定し、2,800円（税別）とした。</li> </ul> <p>325,666,723円（基礎単価）÷8台÷7,368h÷2 (30/60分) = 2,763円 →2,800円 1台 30分までごと</p>

## ⑤ 利用料金の減免

川崎市港湾施設条例施行規則第4条の3第2項で指定管理者は、川崎市港湾施設条例、川崎市港湾施設条例第4条の3第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができると定められている。これに加えて、指定管理者は、船会社へのインセンティブとして、ガントリークレーンの利用料金の減額を「利用料金単価表（税抜）」で定めている。

利用料金単価表（税抜）より抜粋

### 軌道走行式荷役機械利用料金

#### (2) 承認料金

##### イ ガントリークレーンに対するインセンティブ

船会社へのインセンティブとして、ガントリークレーンの条例料金に次の表の減免率を乗じたものを利用料金とする

項目		減額率
1	取扱総量（1回） (ボリュームインセンティブ)	40TEU～100TEU
		100TEU～300TEU
		300TEU～600TEU
		600TEU 以上
2	積載能力比率 (ボリュームインセンティブ)	1/12～2/12
		2/12～4/12
		4/12～6/12
		6/12 以上
3	新規航路	初入港
		初入港～3年
4	定期コンテナ航路 利用年数	5年～7年
		7年～10年
		10年以上
5	デイリーサービス	週2便
		週3便
		週4便
		週5便
6	ガントリー複数利用（3号機）	6/12
7	はしけ	1/1

※1～3いずれか1つを適用

※免除の場合を除き、足し合せ上限は9/12

## (2) 監査の結果

### 【意見22】 利用料金の見直しについて

ふ頭用地使用料にて記載した【意見1】は川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者が利用料として徴収するガントリークレーン利用料及びトランスマーカークレーン利用料にも該当する。

ガントリークレーン利用料及びトランスマーカークレーン利用料の受益者負担割合は46.6%であり、受益者負担分よりもコストが大きく上回っている。また、ガントリークレーン利用料については平成8年4月、トランスマーカークレーン利用料については平成16年10月に現行利用料金となって以降、改定が行われていない。

受益者負担割合は低く、長期間、利用料金の改定が行われていないことから、施設全体の性質や施設の設置目的に沿って判断し、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮しながら、より適切な利用料金の設定のための見直しを図る必要がある。

## 17. かわさきファズに対する貸付金

### (1) 概要

#### ① かわさきファズの概要

かわさきファズ株式会社（以下、「かわさきファズ」という。）は、市が31.9%出資している出資法人であり、川崎区東扇島にある「かわさきファズ物流センター」の管理運営を行っている。同センターは、流通加工が可能な総合物流センターとしての特性を最大限に活用し、市民生活関連物資等を提供する広域物流拠点として、川崎港の発展に大きく寄与している。

このかわさきファズに対して、市は平成15年7月23日に3,700百万円を貸し付け、当初の金銭消費貸借契約では平成25年7月31日を第1回として、123百万円（最終弁済のみ133百万円）ずつ年2回弁済される予定であった。しかし、平成20年9月のリーマンショックの影響もあり、平成20年度をピークに売上高は落ち込み、厳しい状況が続き、平成25年3月26日に金銭消費貸借契約の一部変更契約を締結し、第1回の弁済を令和10年9月30日とし、令和13年2月28日に完済する予定となっている。

そのため、平成25年度以降も現在まで元本の弁済がなく、現在までかわさきファズに対する貸付金残高は3,700百万円で推移している。

#### ② かわさきファズの収支及び財産の推移

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
売上高	3,699,842	3,889,428	3,856,417
営業利益	863,058	999,297	1,071,387
経常利益	658,632	828,164	921,653
当期純利益	408,681	572,752	638,175
総資産	40,161,869	39,878,397	39,331,356
純資産	5,025,897	5,598,649	6,236,825
繰越利益剰余金	△301,152	271,599	909,775

（出典：かわさきファズ決算書）

### ③ 市の貸付金及び出資金

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸付金（年度末残高）	3,700,000	3,700,000	3,700,000
出資金（年度末状況）	1,700,000	1,700,000	1,700,000
（市出資率）	(31.9%)	(31.9%)	(31.9%)

(出典：川崎市出資法人の現況)

### (2) 監査の結果

#### 【意見23】 かわさきファズに対する貸付金の管理について

かわさきファズに対する貸付金は、平成15年7月23日の貸し付け以降、元本弁済は行われていない。平成25年3月26日に金銭消費貸借契約の一部変更契約を締結し、表5のとおり、第1回の弁済を令和10年9月30日とし、令和13年2月28日に完済する予定となっている。

表5 川崎市に対する元本の返済期日及び金額

(単位：百万円)

弁済日		弁済金額
第1回	平成40（令和10）年9月30日	650
第2回	平成41（令和11）年2月28日	650
第3回	平成41（令和11）年9月30日	600
第4回	平成42（令和12）年2月28日	600
第5回	平成42（令和12）年9月30日	600
第6回	平成43（令和13）年2月28日	600

(出典：金銭消費貸借契約の一部変更契約書 別紙より監査人作成)

市では、出資法人の「効率化・経営健全化」だけでなく、「活用との両立」を図るため、経営改善及び連携・活用に関する指針に基づき新たな経営改善計画として、川崎市総合計画・第2期実施計画期間（平成30～平成33（令和3）年度）と連動させた「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定している。

かわさきファズの「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30（2018）年度～平成33（2021）年度）」では、経営健全化に向けた事業計画として、平成33（2021）年度に繰越欠損金の解消を目指値としていたが、令和元（2019）年度で繰越欠損金が解消され、目標値を2年前倒しで達成した。

現在、金融機関に毎年1,173百万円を約定返済している中、直近では2期連続で現金預金が増加しており、令和3年3月31日現在で現金預金2,589百万円を保有している。しかし、今後、老朽化した施設の計画的な設備更新に取り組む必要もあり、多くの資金を要することになり、会社の資金繰りについて、引き続き注視する必要がある。

したがって、かわさきファズの財政状態、経営状況を把握し、今後の老朽化した施設の設備更新に関する資金繰りについても適宜、情報交換を行いながら、かわさきファズに対する貸付金の回収について、再度、リスクマネジメントすることにならぬよう適切にモニタリングを行い、回収可能性に懸念が生じることがないよう、適切な債権管理を行う必要がある。

表6 かわさきファズの財務状況の推移

(単位：百万円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現金預金	2,006	1,856	2,294	2,589
借入金	16,066	14,893	13,720	12,547
繰越利益剰余金	△710	△301	272	910
売上高	3,728	3,700	3,889	3,856
当期純利益	557	409	573	638

(出典：かわさきファズ株式会社 決算書より監査人作成)

## I - 2 歳出

### 1. 局の庶務事務（港湾）

#### （1）事業の概要

##### ① 事業の概要

港湾業務の遂行における基礎的な必要経費である。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	一般管理経費

##### ② 事業費の推移

###### ア. 一般管理経費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	117,900	25,291	25,149
決算額	115,887	19,752	19,132

##### ③ 事業費の主な内訳

###### ア. 一般管理経費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	344	港湾審議会等の委員報酬
給料	1,413	会計年度任用職員の給与
職員手当等	227	会計年度任用職員の手当
共済費	212	会計年度任用職員の社会保険料
報償費	102	研修講師謝礼
旅費	935	普通旅費
需用費	1,855	消耗品
役務費	499	郵便料
委託料	9,612	令和2年度建設資材等価格調査委託 4,182千円

節	令和2年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	536	会議室使用料、プリンタリース料
負担金補助及び交付金	2,885	日本港湾協会等の負担金
補償補填及び賠償金	512	事故損害賠償金
合計	19,132	

## (2) 監査の結果

### ① 一般管理経費

#### 【意見24】令和2年度建設資材等価格調査委託の委託料内訳の明確化について

本委託は、港湾局が発注する工事の積算に使用する建設資材及び工事費の令和2年度の市場取引価格（実勢価格）を調査するものである。指名競争入札により受託者を選定しており、令和2年4月1日に太洋エンジニアリング株式会社東京支社と契約金額1,260,600円で委託契約を締結している。

なお、確実に調査が遂行可能である事業者との契約を行うために、完工実績がある事業者を入札条件としたところ、令和2年度時点でこの条件を満たし、川崎市に業者登録を行っている事業者は6者であった。そのため、地方自治法施行令第167条第2号に定める「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約」に該当するとして、指名競争入札によっている。

委託設計書によると、当該委託は、表7のとおり工種（小分類）において資材区分及び工事費区分が設定されており、各区分の形状寸法、数量、単価が設計されている（各区分の内容は表8参照）。

しかし、契約書及び仕様書において、各区分の数量及び単価は記載されておらず、契約金額1,260,600円の内訳が明らかではない。また、令和3年3月26日に変更契約により2,921,600円増額し、契約金額が4,182,200円となっているが、その内訳も明らかではない。

変更委託設計書によると、各区分の数量、単価は表9のとおり設計されており、変更理由について「今年度の依頼実績に伴い、契約内容を変更するものである。」としている。また、仕様書によると、「具体的な調査対象品目及び調査品目数量については発注者がその都度指定したものとする。」との規定がある。このように本委託は、あらかじめ数量を確定することができない性質となっている。

一般に、あらかじめ数量を確定できないものについては、単価を定め、予定数量を推定しておき、契約期間終了後、実際の数量を乗じて得た金額を代価として

支払う単価契約が用いられる。

本委託はあらかじめ数量を確定できないものであり、実質的には単価契約に該当すると考えられる。そのような現状を踏まえ、本委託については、資材区分及び工事費区分ごとに契約単価を定めておくとともに、変更契約にあたっては、当該契約単価に基づき変更額を算出することにより、契約金額の内訳を明確にしておく必要がある。

表7 令和2年度建設資材等価格調査委託の設計内訳

費目	工種			形状寸法	数量	単価(円)	単位
	大分類	中分類	小分類				
委託費	価格調査				1		式
		資材価格調査			1		式
			A 資材	A-①	9	(略)	品目
			B 資材	B-①	11	(略)	品目
			C 資材	C-①	12	(略)	品目
	工事費調査				1		式
			工事費調査 D	D-①	1	(略)	品目
			工事費調査 E	E-①	1	(略)	品目
	業務価格				1		式
	消費税相当額				1		式

(出典：委託設計書より監査人作成)

表8 資材及び工事費区分の内容

資材及び工事費区分		適用調査区分
A 資材 (一般資材)	A-①	図面等の不要な一般的資材。 物価資料掲載品目に準ずる標準品で、簡単な聞き取り調査で速やかに調査結果が得られるような資材 (一般に流通している資材)
B 資材 (地場産資材)	B-①	図面等の不要な一般的資材。 物価資料掲載品目に準ずる標準品で、調査対象地区への実地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは速やかに調査結果が得られない資材。 (一般に流通している資材)
C 資材 (特注資材等)	C-①	図面等を用いた詳細な説明が必要な資材。 類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない資材。
工事費調査 D (市場単価が存在する工種)	D-①	図面等を用いた詳細な説明が必要な工種。工法、使用機械等が決まっていて、単位当たりの工事費を求める土木工事積算基準書（以下、「基準書」という。）に準ずる標準的な工事費調査または他機関（基準書以外）の積算に準ずる標準的な工事費調査。
工事費調査 E (歩掛等の内訳を含む)	E-①	図面等を用いた詳細な説明が必要な工種。工法、使用機械等が決まっていて、基準書に準ずる標準的な歩掛り調査または他機関（基準書以外）の積算基準書に準ずる標準的な歩掛け調査。

(出典：令和2年度建設資材等価格調査委託特記仕様書より監査人作成)

表9 予定価格（設計価格）内訳

(単位：円)

小分類	形状寸法	当初				変更			
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
A 資材	A-①	9	品目	(略)	(略)	4	品目	(略)	(略)
B 資材	B-①	11	品目	(略)	(略)	21	品目	(略)	(略)
C 資材	C-①	12	品目	(略)	(略)	33	品目	(略)	(略)
工事費調査 D	D-①	1	品目	(略)	(略)	12	品目	(略)	(略)
工事費調査 E	E-①	1	品目	(略)	(略)	9	品目	(略)	(略)
小計					(略)	小計			(略)
消費税等相当額					(略)	消費税等相当額			(略)
合計					(略)	合計			(略)

(出典：変更委託設計書より監査人作成)

## 2. ポートセールス事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

ポートセールス事業は、川崎港の公共埠頭、とりわけコンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、コンテナ貨物及び在来貨物の集荷や新たな航路を誘致するため、官民一体で構成する「川崎港戦略港湾推進協議会」により、国内外における荷主、船会社などへのポートセールス活動を進めるものである。

なお、ポートセールス事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	ポートセールス事業費
イ	港湾整備事業特別会計	ポートセールス事業費
ウ	港湾整備事業特別会計	東扇島コンテナ事業推進費

ア. ポートセールス事業費は、PORT OF KAWASAKI（パンフレット）作成費、日刊 CARGO 増刊号地方港特集他広告料及び東扇島防災浮桟橋における平常時利用の実証実験実施業務委託等について、一般会計と港湾整備事業特別会計に区分したものの中のうち一般会計負担分である。

イ. ポートセールス事業費は、ポートセールス事業費のうち、港湾整備事業特別会計負担分である。

ウ. 東扇島コンテナ事業推進費は、令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託や川崎港戦略港湾推進協議会への負担金等である。

また、東扇島コンテナ事業推進費を除くポートセールス事業は、上記のとおり、一般会計と港湾整備事業特別会計からなっている。PORT OF KAWASAKI（パンフレット）作成費、日刊 CARGO 増刊号地方港特集他広告料等を、原則として一般会計と港湾整備事業特別会計に1:1で按分している。

東扇島コンテナ事業推進費は、全額港湾整備事業特別会計としている。

## ② 事業費の推移

### ア. ポートセールス事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	2,128	2,328	2,265
決算額	1,787	1,776	1,887

### イ. ポートセールス事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,698	1,694	1,720
決算額	1,272	1,266	1,377

### ウ. 東扇島コンテナ事業推進費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	35,948	22,766	19,011
決算額	27,348	8,750	7,370

## ③ 事業費の主な内訳

### ア. ポートセールス事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	15	川崎マリエン写真・児童絵画コンクール市長賞賞品
需用費	580	川崎港便覧
役務費	556	日刊 CARGO 増刊号地方港特集他広告料
委託料	736	PORT OF KAWASAKI (パンフレット) 作成委託 東扇島防災浮桟橋における平常時利用の実証実験実施業務委託
合計	1,887	

**イ. ポートセールス事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	580	川崎港便覧
役務費	556	日刊 CARGO 増刊号地方港特集他広告料
委託料	241	PORT OF KAWASAKI (パンフレット) 作成委託
合計	1,377	

**ウ. 東扇島コンテナ事業推進費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	410	図書購入費
委託料	4,620	令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等 委託 4,620千円
負担金補助及び 交付金	2,340	川崎港戦略港湾推進協議会への負担金
合計	7,370	

**(2) 監査の結果****① 東扇島コンテナ事業推進費****【意見 25】 令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書の活用について**

令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託は、平成30年度のコンテナ輸送効率化実証実験を踏まえ、現在実施している試験運用データの分析や関係者のニーズ把握などを行いながら、川崎港利用の活性化につながる東扇島に最適なストックヤードのあり方及びその運営手法の検討、並びに整備及び運営に係る詳細なコスト計算などを行い、種々の条件が整った際にスムーズに実運用に移行できるよう、必要な準備を行うことを目的として実施するものである。

令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書（以下、「報告書」という。）では、ストックヤードの整備について表10に示す内容を提案している。

表10 ストックヤードの整備についての提案内容

検討項目	現実的な事業内容
整備内容	ストックヤードのみ
運営主体	指定管理者制度
管理方法	対象企業に割り当て（固定）
利用規模	80台（約1.0ha）、通常期60台
利用料金	1,300円/日・ます
施設位置	東扇島地区東側

（出典：令和2年度コンテナ輸送効率化関連調査等委託報告書）

このとおり、東扇島地区東側に、繁忙期に必要となる駐車台数として80台（約1.0ha）の利用規模が提案されている。また、仕様書に基づき、詳細なイニシャルコスト及びランニングコストを計算しているが、このコスト計算も当該利用規模を前提としている。

しかし、実際に、東扇島地区東側に約1.0haの土地を確保することは困難である。つまり、報告書に記載されているコスト計算の方法は、利用規模が下回るストックヤードを整備する場合には、そのまま適用できない可能性がある。

この点、市は受託者から、利用規模に応じたコスト計算方法について、参考報告を受けているとのことであった。本来であれば、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みが報告書で提案されている必要があったと考える。

報告書の提案内容を活用するためには、市はあらかじめ、利用規模に応じたコスト計算が可能な仕組みを提案するよう、仕様書で明示しておく必要があったといえる。

ただし、報告書では、仕様書に基づき、川崎港に最適なストックヤードのあり方（運営主体、運用方法、事業者間の協力体制等）も提案されていることから、報告書の提案内容を全く活用できないわけではない。

ストックヤードについて市は、小規模な施設での対応を検討しているとのことである。また、国土交通省関東地方整備局が創設した横浜港シェアリングエコノミー研究会が、コンテナターミナル周辺の交通混雑やドライバー不足への対応策として、平成30年度から実施しているシャーシ共同利用化実証実験の結果なども注視しているとのことである。

なお、シャーシとは、海上コンテナや鉄道コンテナを陸上輸送する際に積載する車輪付きの台車を指し、シャーシ共同利用化実証実験とは、シャーシ及びシャーシプールを複数の陸運事業者で共同利用することで、シャーシの走行距離の削減・ふ頭内の混雑軽減、保有シャーシの削減によるコスト削減、メンテナンス

の平準化・安全性の向上、ドライバー等の業務の軽減等の効率的なシャーシ運用に取組み、生産性の向上を図ることを目的としたものである。

以上より、現状では、報告書の提出を受けて速やかにストックヤードの整備を進める状況ではないが、事業を進める際には、報告書の内容が最大限に活かされるよう対応を図っていく必要がある。

#### 【意見26】 川崎港戦略港湾推進協議会負担金の明確化について

川崎港戦略港湾推進協議会負担金は、国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港のコンテナ利用の一層の拡大を図るため、官民一体となって課題や方策を検討し、コンテナ貨物集荷とサービス水準の向上を効果的かつ強力に推進することを目的としている川崎港戦略港湾推進協議会（以下、「戦略協議会」という。）への負担金である。市は、平成25年度から令和3年度まで毎年度2,340千円を支出している。

戦略協議会に関しては川崎港戦略港湾推進協議会規約が定められており、同規約により戦略協議会は表11の事項を検討、推進するとしている。

表11 戦略協議会の検討、推進事項

- |  |
|--|
| 一 川崎港のコンテナに係るポートセールス、広報、他港との交流活動等の企画及び実施 |
| 二 コンテナターミナル施設・設備の整備及び改良に係る改善策の検討及び実施     |
| 三 コンテナターミナル施設・設備の整備に係る計画の審議検討            |
| 四 その他、戦略協議会の目的を達成するために必要な事項              |

（出典：川崎港戦略港湾推進協議会規約より監査人作成）

戦略協議会には、ポートセールス部会と施設計画部会が設けられている。  
ポートセールス部会は表11の一の事項を推進するための部会で、施設計画部会は表11の二及び三の事項を推進するための部会である。

戦略協議会、ポートセールス部会及び施設計画部会の3組織の事務局と、それぞれの構成委員は表12のとおりである。

監査対象としている負担金は川崎港戦略港湾推進協議会負担金とされているが、実際にはポートセールス部会の事務局に支払われており、実態はポートセールス部会への負担金となっている。

表13は令和2年度のポートセールス部会の収支決算書、表14は収支決算書

に計上されている事業費の内訳を示したものである。このように、本負担金は川崎港戦略港湾推進協議会負担金とされているが、実際はその下部組織であるポートセールス部会の事業に充当されている。

ポートセールス部会の事業報告書の記載内容を見る限りでは、負担金がポートセールス部会の事業に充当されていることに特段の問題は見受けられないが、このような実態を踏まえ、負担金の性格をより明確化するためにも、本負担金は、ポートセールス部会への負担金であることを明確に位置付けておくことが望ましい。

表12 戰略協議会、ポートセールス部会及び施設計画部会の状況

項目	戦略協議会	ポートセールス部会	施設計画部会
事務局	港湾局誘致振興課	川崎港振興協会	港湾局経営企画課
委員	川崎港振興協会	同左	同左
	川崎港運協会	同左	同左
	川崎商工会議所	同左	—
	川崎市港湾局	同左	同左
	—	かわさきファズ株式会社	—
	—	—	川崎港湾労働組合協議会
	—	川崎臨港倉庫埠頭株式会社	同左

(出典：川崎港戦略港湾推進協議会規約より監査人作成)

表13 ポートセールス部会の令和2年度収支決算書

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減
負担金	7,185,000	7,185,000	0
収入の部	川崎市	2,340,000	2,340,000
	川崎商工会議所	615,000	615,000
	川崎港振興協会	1,155,000	1,155,000
	川崎港運協会	1,155,000	1,155,000
	かわさきファズ株式会社	765,000	765,000
	川崎臨港倉庫埠頭株式会社	1,155,000	1,155,000
雑収入	100	84	16
預金利息	100	84	16
繰越金	4,586,187	4,586,187	0
前年度繰越金	4,586,187	4,586,187	0
合計	11,771,287	11,771,271	16
支出の部	事業費	11,200,000	2,812,871
	印刷・製本費	300,000	87,802
	広告費	150,000	66,550
	食糧費	30,000	0
	協議会・PS部会開催費	60,000	48,688
	事務局費	15,000	11,000
	予備費	16,287	0
	合計	11,771,287	3,026,911
	次年度への繰越額		8,744,360

(出典：ポートセールス部会令和2年度事業報告書より監査人作成)

表14 ポートセールス部会の令和2年度の事業費内訳

(単位：円)

事業費項目	予算額	決算額
バンコクでのセミナー及びレセプション開催費用（事前準備を含む）	3,500,000	0
タイでのポートセールス（2～3回）	1,000,000	0
新規航路開設時の歓迎式典費用	1,000,000	0
海外ポートセールスの実施（香港、深圳、ベトナム）	1,200,000	0
青島地域でのポートセールス	200,000	0
船社（海外）本社表敬訪問	500,000	0
船社との定期交流	200,000	95,780
主要船社対応	300,000	0
国内ポートセールス活動費用全般	600,000	431,503
贈答品（ノベルティ）の購入費用	200,000	196,130
PR用動画製作	2,200,000	2,089,458
交流会会費	100,000	0
友好港との交流費用	200,000	0
合計	11,200,000	2,812,871

### 3. 港湾統計・情報システム運営事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の概要

港湾統計・情報システム運営事業は、川崎港の利用者の利便性の向上を図るとともに、職員の業務の効率化や港湾事業者の利便性の向上を図ることを目的とした事業である。

具体的には、川崎港の利用者の利便性の向上を図るため、統計法に基づく基幹統計調査である港湾統計調査により川崎港の利用実態を把握し、その結果を情報発信するほか、職員の業務の効率化や港湾事業者の利便性の向上を図るため、港湾局独自の電算処理システムである港湾情報システムにより、港湾施設の利用実績を管理して使用料の調定等を適切に行うとともに、国の電子申請システムと接続して、国が進める港湾関連手続の電子申請化に向けた取組と連携している。

なお、港湾統計・情報システム運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	港湾情報システム運営事業費
イ	一般会計	港湾情報システム開発事業費
ウ	一般会計	EDI 管理運営負担金
エ	港湾整備事業特別会計	港湾情報システム運営事業費
オ	港湾整備事業特別会計	港湾情報システム開発事業費
カ	港湾整備事業特別会計	EDI 管理運営負担金

ア. 港湾情報システム運営事業費は、港湾局が所管している港湾情報システムの運営に関する経費の一般会計負担分である。

イ. 港湾情報システム開発事業費は、港湾情報システムの開発・改修に関する経費の一般会計負担分である。令和2年度は、建設発生土受入業務について、受付業務のデジタル化及び接触機会の削減を含めた業務・運用の適正化を行うためのシステム改修を行っている。

従前の建設発生土受入業務は、所定の用紙に港湾情報システムから出力したデータを印刷して、「建設発生土搬入整理券」の発券を行っていることから、新規申請、土量や搬入期間等の変更申請、工期が複数年にわたる工事の年度替わりの都度、申請者が来庁して申請及び同券の受払を行っていた。今回のシステム改

修は、業務をデジタル化することで、申請者の来庁回数を減らし、申請者の利便性の向上を図っている。

令和2年度の建設発生土業務デジタル化に伴うシステム改修は、従前より建設発生土に関する歳入を全額一般会計に計上しているため、システム改修費用も全額を一般会計に計上している。

ウ. EDI管理運営負担金は、国土交通省に支払う輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS）の運営費の負担金の一般会計負担分である。

NACCSは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムを運営している。市もそのシステムを利用しており、システム利用に伴う負担金を支出している。

なお、EDIはElectronic Data Interchangeの略で、「電子データ交換」を意味している。専用回線や通信回線を通じ、ネットワーク経由で発注書、納品書、請求書などのビジネス文書を電子的に交換することを指している。

エ. 港湾情報システム運営事業費は、港湾局が所管している港湾情報システムの運営に関する経費の特別会計負担分である。

オ. 港湾情報システム開発事業費は、港湾情報システムの開発事業費の特別会計負担分である。

カ. EDI管理運営負担金は、NACCSに対する負担金の特別会計負担分である。

港湾統計・情報システム運営事業は、上記のとおり、一般会計と港湾整備事業特別会計からなっている。港湾情報システム運営事業費、港湾情報システム開発事業費およびEDI管理運営負担金の一般会計と特別会計の按分率は1:1を原則としているが、上述した建設発生土業務デジタル化に伴うシステム改修のように例外とするケースもある。

## ② 事業費の推移

### ア. 港湾情報システム運営事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	13,975	13,942	14,011
決算額	13,719	15,380	14,680

**イ. 港湾情報システム開発事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	39,420	12,291	16,176
決算額	39,420	12,290	11,990

(注) 令和2年度の決算額が予算額を大きく下回っているのは、使用料の見直しを予定し、それに伴いシステムの改修を計画していたが、使用料の見直しが延期されたことによるためである。

**ウ. EDI管理運営負担金**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	406	403	405
決算額	357	376	373

**エ. 港湾情報システム運営事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	13,975	13,942	14,011
決算額	13,658	15,264	14,686

**オ. 港湾情報システム開発事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	39,420	12,291	5,235
決算額	39,420	12,290	—

(注) 令和2年度の決算額が「—」となっているのは、使用料の見直しを予定し、それに伴いシステムの改修を計画していたが、使用料の見直しが延期されたことにより未執行となったためである。

**カ. EDI管理運営負担金**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	406	403	405
決算額	357	376	373

### ③ 事業費の主な内訳

#### ア. 港湾情報システム運営事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	536	トナ一代
役務費	440	回線使用料
委託料	10,574	港湾情報システム運用管理業務委託
使用料及び賃借料	3,129	サーバーレンタル料
合計	14,680	

#### イ. 港湾情報システム開発事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	11,990	港湾情報システム改修(建設発生土業務デジタル化)に伴う業務委託
合計	11,990	

#### ウ. EDI管理運営負担金

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	373	電子情報処理組織使用料
合計	373	

**エ. 港湾情報システム運営事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	549	トナ一代
役務費	435	回線使用料
委託料	10,574	港湾情報システム運用管理業務委託
使用料及び賃借料	3,129	サーバーレンタル料
合計	14,686	

**オ. 港湾情報システム開発事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	—	—
合計	—	

**カ. EDI管理運営負担金**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	373	電子情報処理組織使用料
合計	373	

**(2) 監査の結果****① 港湾統計・情報システム運営事業費****【指摘6】 港湾情報システム運用管理業務委託の再委託申請書の不備について**

港湾情報システム運用管理業務委託は、港湾局が所管している港湾情報システムを、専門的な知識と経験を兼ね備えたシステム管理運用要員が、システムの軽易な改造、データ修正作業、危機管理及びシステム利用職員への操作指導（ヘルプデスク機能）などを行うことにより、港湾局における業務の適切な執行を効

果的に支援するとともに、当該システムの安定稼働を図ること並びに効率的な運用管理・保守業務を行うことを目的としたものである。

令和2年4月1日に特命随意契約により三井E&Sシステム技研株式会社と契約金額17,270,000円で委託契約を締結している。同社は、港湾情報システムの開発業者である。

本委託において受託者は、一部業務を株式会社エスアイエスに再委託したいとして、令和2年5月1日付で市に再委託承認申請書を提出しており、市は同日付で再委託することを承諾している。

本委託の仕様書は再委託について下記の内容を規定している。

(仕様書より抜粋)

(6) 再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。業務の一部（主要な部分は除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

この規定に従い受注者は、市に再委託承認申請書を提出しているが、この申請書には再委託に関する契約金額が記載されていない。そのため市は、仕様書の要件を満たしていない申請書を承諾していることになる。また、市は別途、再委託に関する契約金額を受注者から聞き取っておらず、再委託金額を把握していない状況で再委託を承諾していたことになる。

受注者が再委託申請にあたり、同金額について記載しないで提出できないかどうか市に確認したところ、業務の主要な部分ではないこと、再委託の業務範囲が明らかなことから、市は、受注者の意向を認めたとのことである。しかしながら、このような対応は適切とはいえない。

市においては、仕様書に従い、再委託承認申請書に再委託に関する契約金額を記載するよう、受注者に要請する必要がある。

なお、今回の包括外部監査により市は、受注者に再委託金額を記載した申請書の提出を要請し、これを受領している。

**【意見27】 港湾情報システム運用管理業務委託の見直し検討について**

本委託における受注者と再委託先の役割分担は表15のとおりである。

仕様書では、受注者は、原則として、川崎市港湾振興会館内川崎港港湾情報シ

システム室（マシン室）に常駐することを要請しており、受注者はその業務を再委託している。また、港湾情報システムのデータ管理等に関する対応は再委託先では困難であるとして、開発業者である受注者が対応するとしている。

表15を見る限り、受注者と再委託先の役割は明確に区分されており、受注者と再委託先の連携を密にすることを市がそれぞれに要請すれば、受注者を通して再委託先の業務を行う必要性は高くないと考える。

また、再委託先は、受注者と資本的関係や人的関係のない独立した事業者であり、受注者が開発した港湾情報システム以前に市が使用していた港湾情報システムにおいても、現在と同様の業務を実施している。そのような状況を踏まえると、再委託先が受注者を通して業務を行うことが、市、受注者及び再委託先それぞれにとって効率的なのか改めて検討する必要がある。

また、現在受注者が行っている業務と再委託先が行っている業務を別契約として、市は受注者と再委託先それぞれと委託契約を締結することで、全体の委託料を引き下げられる可能性もある。

市においては、港湾情報システムの運用管理業務の委託のあり方について、見直しを検討する必要がある。

表15 再委託する業務の範囲

業務名	工数	
	受注者	再委託先
オペレーション管理・運用管理（サーバ管理）		115人日
オペレーション管理・運用管理（ヘルプデスク管理）	24人日	120人日
運用管理（データ管理）	130人日	
運用管理（運用支援）		1.5人日
運用管理（報告関連）	8人日	4人日
合計	162人日	240.5人日

（出典：再委託承諾通知書より監査人作成。なお工数は令和2年度港湾情報システム運用管理業務委託積算書（変更後）より転記している。）

## 4. 港湾振興事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

港湾振興事業は、川崎港の魅力発信と市民に親しまれる港づくりを推進することを目的として、各種イベントの実施や施設の利用促進に向けた広報等の取組を行うものである。

港の果たす役割を市民に理解してもらうため、公益社団法人川崎港振興協会と連携して、港湾振興策の企画立案や各種イベントを実施している。また、民間で実施している港湾事業者向けの福利厚生事業のサポートを行っている。

なお、港湾振興事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	神奈川港湾教育訓練協会補助金
イ	一般会計	海の日事業費
ウ	一般会計	普及啓発事業費
エ	一般会計	賑わい創出事業費
オ	一般会計	公益社団法人川崎港振興協会補助金

ア. 神奈川港湾教育訓練協会補助金は、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会への補助金である。

イ. 海の日事業費は、7月1日から31日までの期間に設けられている海の月間を記念して、市内の子どもたちを対象に、川崎港の外貿ふ頭で荷役を行っている大型の自動車専用船に体験乗船する見学会を実施するものである。

ウ. 普及啓発事業費は、川崎みなど祭り等の各種イベントを行うものである。

エ. 賑わい創出事業費は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉えたクルーズ船（ホテルシップ等）誘致に向けた取組の検討・推進を行うものである。

オ. 公益社団法人川崎港振興協会補助金は、公益社団法人川崎港振興協会への補助金である。

## ② 事業費の推移

### ア. 神奈川港湾教育訓練協会補助金

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	237	237	237
決算額	237	237	237

### イ. 海の日事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	237	232	186
決算額	169	162	—

(注) 令和2年度の決算額が「—」となっているのは、市内の子どもたちを対象に、川崎港の外貿ふ頭で荷役を行っている大型の自動車専用船に体験乗船する見学会を新型コロナウイルスの影響により実施しなかったためである。

### ウ. 普及啓発事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	14,010	11,786	11,081
決算額	13,956	7,247	1,122

(注) 令和2年度の決算額と当初予算額の差が大きいのは、新型コロナウイルスの影響により、川崎みなど祭り等の各種イベントの中止が相次いだためである。

### エ. 賑わい創出事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	12,340	42,605	3,436
決算額	10,732	30,258	—

(注) 令和2年度の決算額が「—」となっているのは、クルーズ船（ホテルシップ等）誘致に向けた取組の検討・推進が実施されなかったためである。

**オ. 公益社団法人川崎港振興協会補助金**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	31,305	31,305	31,305
決算額	31,305	31,305	31,305

**③ 事業費の主な内訳****ア. 神奈川港湾教育訓練協会補助金**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	237	神奈川港湾教育訓練協会補助金
合計	237	

**イ. 海の日事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	—	—
需用費	—	—
使用料及び賃借料	—	—
合計	—	

**ウ. 普及啓発事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	1,022	川崎港航空写真撮影
負担金補助及び交付金	100	川崎海事広報協会会費
合計	1,122	

**エ. 賦わい創出事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
職員手当等	—	—
旅費	—	—
委託料	—	—
使用料及び賃借料	—	—
負担金補助及び交付 金	—	—
合計	—	

**オ. 公益社団法人川崎港振興協会補助金**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付 金	31,305	公益社団法人川崎港振興協会補助金
合計	31,305	

**(2) 監査の結果****① 公益社団法人川崎港振興協会補助金****【指摘7】 人件費に対する補助の見直しについて**

公益社団法人川崎港振興協会補助金（以下、「振興協会補助金」という。）は、川崎港の振興発展に向けた諸事業に関係諸団体と連携協力して取り組むとともに、市民に開かれた港づくりを推進することにより川崎港の振興発展を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする公益社団法人川崎港振興協会（以下、「振興協会」という。）に対する補助金である。令和2年度は31,305千円の補助金を交付している。

振興協会補助金については公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が定められている。交付要綱は、表16に記載した事業及びその事業の運営管理事業を補助金の交付の対象と定めている。

なお、表16に該当する事業であっても、収益事業、共益事業、指定管理事業

(指定管理事業に係る自主事業を含む。) 及び受託事業に該当するものは補助金の交付対象外としている。

なお、振興協会は、振興協会の事業に賛同する個人または団体であって、法人の会員となった者をもって構成されている。上記の共益事業は、会員を対象とした研修会、講演会の開催及び機関誌の発刊を行うものである。

表17は、交付要綱に定める補助金の対象経費を示したものである。表16に記載した補助事業等に要する経費のうち、表17に記載している経費が振興協会補助金の対象となる。

**表16 振興協会補助金等の交付の対象となる補助事業等**

- |  |
|--|
| (1) 川崎港の利用促進に向けた船舶及び貨物等の誘致並びにPRに関する事業                        |
| (2) 川崎港の整備及び運営に関する調査及び研究並びに関係諸団体との連携及び協力に関する事業               |
| (3) 市民に開かれた港づくりを推進するための行事の開催等を通じて、港湾及び海事に関する知識及び思想の普及啓発を図る事業 |
| (4) 海外友好港等との国際交流に関する事業                                       |
| (5) 川崎港関連物品等の頒布に関する事業  |
| (6) その他次条の目的を達成するために必要な事業                                    |

(出典：公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱より監査人作成)

**表17 補助金等の対象経費**

区分	補助金等の対象経費	補助金等の額
(1)事業費	役員及び職員に係る人件費（役員報酬、職員給料手当、中退共拠出金、福利厚生費等）、物品製作費、旅費交通費、通信運搬費、使用料・賃借料、諸謝金・報酬・手数料、委託料、保険料	補助金等の対象経費の総額とする。ただし、予算の範囲内で交付
(2)運営管理費	役員及び職員に係る人件費（役員報酬、職員給料手当、中退共拠出金、福利厚生費等）	

(出典：公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱より監査人作成)

表18は、振興協会が市に提出している補助事業等実績報告書に記載されている補助対象事業精算表（以下、「精算表」という。）、表19は、精算表に記載され

ている事業費の内訳を示したものである。また、表20は、振興協会が作成している令和2年度補助事業報告書より補助事業の項目を抜き出したものである。

表18より、振興協会補助金の対象経費は、役員及び職員に係る人件費が大部分を占めており、表19より、人件費以外の事業費が発生している事業は初入港船歓迎記念品などに限られていることがわかる。

表18 補助対象事業精算表

(単位：千円)

予算		決算	
補助金収入 (A)	31,305	補助金収入 (A)	31,305
事業費	2,537	事業費	1,641
人件費	32,965	人件費	32,012
合計 (B)	35,502	合計 (B)	33,653
収支差額 (A) - (B)	△4,197	収支差額 (A) - (B)	△2,348
補助金返戻額	-	補助金返戻額	-

(出典：振興協会・補助事業等実績報告書より監査人作成)

表19 補助金精算明細表

(単位：千円)

事業名	予算額	精算額	差異
初入港船歓迎記念品	222	222	-
春休み川崎港見学会	199	478	△279
川崎港魅力体験ツアー	777	-	777
親子川崎港工場夜景クルーズ	-	811	△811
その他啓発宣伝事業	212	111	100
海外友好港等交流事業及び調査研究事業	290	19	271
PS・川崎インバウンド等誘客に係わる調査研究	838	-	838
合計	2,537	1,641	896

(出典：振興協会・補助事業等実績報告書より監査人作成)

表20 令和2年度補助事業報告書

1. 初入港船歓迎記念品
2. 夏休み川崎港見学会（春休み川崎港見学会）
3. 川崎港魅力体験ツアー
4. 親子川崎港工場夜景クルーズ
5. その他啓発宣伝事業
  - (1) 展望室パネル更新（川崎マリエンタワー棟10階展望室）
  - (2) 西公園釣り教室
6. 海外友好港等交流事業及び調査研究事業、PS・川崎インバウンド等誘客に係わる調査研究
  - (1) 「川崎港戦略港湾推進協議会」ポートセールス部会の活動
7. 上記の他、人件費として次の振興事業等を実施した。  
補助金の人件費は、(1)から(7)の事業に活用した。
  - (1) 「港かわさき」の発刊
  - (2) 「川崎港便覧」の制作
  - (3) 社会科見学会用教材資料の作成
  - (4) 国際交流事業（ダナン港関係）
  - (5) 利用しやすい川崎港づくり推進協議会の事務局
  - (6) 東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局
  - (7) みなと祭り事務局（実行委員会事務局）（※1）
  - (8) ホームページ、フェイスブックを活用した情報発信
  - (9) ナショナルトレーニングセンターの指定による施設活用事業
  - (10) 川崎港における各種イベント等の共催・後援事業の実施（※2）

※1 令和2年度のみなと祭りは中止となつたが、令和3年度が川崎港開港70周年となることから、「第48回川崎みなと祭り」の開催に向けた検討を行つてゐる。

※2 新型コロナの影響により中止が相次いだが、年間で10回のイベントの共催または後援を行つてゐる。

（出典：振興協会・令和2年度補助事業報告書より監査人作成）

振興協会は補助対象事業に従事する職員を区分している。補助事業等実績報告書に補助対象事業に従事する職員の各人別の補助金充当額が記載されており、表18で振興協会補助金の対象となっている職員の人件費は補助対象事業に充当されていることは把握できる。

このことから、補助対象事業に従事する職員の人件費の補助割合は100%となっているが、補助対象事業のなかに、市が振興協会と委託契約を締結しているも

のが含まれている。

表20に記載した補助対象事業のうち、「7(6)東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」は、市と東扇島防災浮桟橋における平常時利用の実証実験実施業務委託契約（以下、「実証実験委託契約」という。）を締結している。実証実験委託契約の委託料の設計価格の内訳は表21のとおりである。また、東扇島防災浮桟橋における平常時利用の実証実験実施業務委託契約仕様書（以下、「仕様書」という。）で示されている実証実験委託業務の内容は表22のとおりである。

表22より、「東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」業務は実証実験委託契約における委託業務の一つであり、表21より実証実験委託契約の委託料には人件費が含まれている。このことにより、「東扇島防災浮桟橋利用協議会の事務局」業務に係る人件費は、振興協会補助金と実証実験委託契約委託料の両方から充当されていることになる。

したがって、振興協会補助金と実証実験委託契約委託料との区分を明確にするなど、人件費に対する振興協会補助金を見直す必要がある。

表21 実証実験委託契約の委託料内訳

(単位：円)

費目	内訳	金額
人件費	2,314円/時間×172時間=	398,008
消耗品	300円/月×12か月	3,600
会議室使用料	2,700円/回×4回=	10,800
	小計	412,408
	諸経費(10%)	41,240
	合計	453,648
	消費税	45,364
	合計	499,012

(出典：市提供資料（委託の概要について）より監査人作成)

**表22 実証実験委託契約における委託業務の内容**

- (1) 東扇島浮桟橋利用協議会事務局業務
- (2) 東扇島防災浮桟橋利用希望者からの申し込み受付及び利用調整業務
- (3) 鍵の管理
- (4) 浮桟橋利用時の施設状況確認等業務
- (5) 実証実験実施結果報告書の作成及び提出
- (6) 平常時利用の促進に向けた業務

(出典：市提供資料（委託の概要について）より監査人作成)

#### **【指摘8】 役員人件費に対する補助の取扱いの明確化について**

振興協会補助金が補助の対象としている人件費には役員の人件費が含まれている。

役員の人件費については、役員報酬支給額及びその他の人件費全額ではなく、按分をした額を補助対象としている。

役員は、補助対象事業を担当すると決められていたとしても、法人の運営全般に責任を負うものであるから、その人件費全額を補助対象とすることは適切ではなく、補助対象を一定割合にとどめておく必要がある。

しかし、役員人件費に対する補助について、補助割合もしくは補助対象額の算定方法が交付要綱に定められていない。現状では振興協会が計算した金額を補助対象としているが、補助割合もしくは補助対象額の算定方法を交付要綱に明記し、その取扱いを明確化しておく必要がある。

#### **【意見28】 補助対象事業に係る人件費の取扱いの現状把握について**

表20に記載した「6. (1) 「川崎港戦略港湾推進協議会」ポートセールス部会の活動」は、市もしくは他から別途負担金が支出されているが、ポートセールス部会の令和2年度収支決算書(2. ポートセールス事業 表13参照)をみると、令和2年度の支出に人件費は含まれていない。この場合には、ポートセールス部会の活動に伴う人件費に振興協会補助金を充当することに合理性が見受けられる。

このように、振興協会が行う補助対象事業のうち、市もしくはその他と委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業については、人件費の取扱いが事業ごとに異なっている可能性がある。

したがって、市は、人件費に対する振興協会補助金を見直すにあたり、振興協

会が行う補助対象事業のうち、市もしくはその他と委託契約を締結している事業及び負担金もしくは補助金を別途交付されている事業に係る人件費の取扱いについて、現状を把握する必要がある。

## ② 神奈川港湾教育訓練協会補助金

### 【意見29】 補助を行う必要性の検討について

神奈川港湾教育訓練協会補助金は、公益社団法人神奈川港湾教育訓練協会（以下、「訓練協会」という。）に対する補助金で、年額237千円の補助金を交付している。

本補助については社団法人神奈川港湾教育訓練協会補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が定められている。

交付要綱では補助金交付対象事業を表23のとおりとしている。

**表23 訓練協会補助金の補助金交付対象事業**

港湾に係る職業能力開発に関する事業及び職業訓練に関する事業など港湾労働者の技術習得による資質向上を図り、もって港湾経済の発展に寄与する事業とし、次の各号に定めるもの

- (1) 大型特殊自動車免許取得準備講習
- (2) 大型車両運転業務講習
- (3) 揚貨装置実技訓練
- (4) 新入社員研修会
- (5) 職業能力開発推進者研修会
- (6) 危険物取扱者セミナー
- (7) 教育訓練担当者研修会
- (8) その他、市長が必要と認める事業

（出典：交付要綱より監査人作成）

訓練協会の令和2年度の正味財産増減計算書内訳書によると、当期一般正味財産増減額は1,429千円のプラス、正味財産期末残高は19,616千円となっており、市の補助金がなくても十分に活動できる財務状況となっている。

したがって、市は、訓練協会の財務状況を踏まえ、市が補助を行う必要性について検討する必要がある。

表24 訓練協会の貸借対照表

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
流動資産	10,337	9,229	1,108
固定資産	11,929	11,929	—
資産合計	22,266	21,158	1,108
II 負債の部			
流動負債	777	927	△150
固定負債	1,873	1,873	—
負債合計	2,650	2,800	△150
III 正味財産の部			
一般正味財産	19,616	18,358	1,257
正味財産合計	19,616	18,358	1,257
負債及び正味財産合計	22,266	21,158	1,108

(出典：訓練協会 第49期通常総会資料より監査人作成)

## 5. 川崎港緑化推進事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

川崎港緑化推進事業は、港の賑わい創出及び港湾緑地の利用率を向上させる目的として、港ならではの緑地整備や効果的な緑地の管理・運営体制、港湾緑地の利活用などを検討する事業である。

川崎港緑化推進事業では、平成28年度に策定した川崎港緑化基本計画に基づき、港湾緑地の活用方策を決定するため、局内のワーキンググループを開催し、港湾緑地の利用率向上に向けた具体策の検討を行っている。また、臨港道路東扇島水江町線の整備にあわせた緑地整備や、港湾計画に新たに位置付けられた親水緑地の整備を行っている。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

#### ① 港湾緑地（塩浜物揚場）整備に向けた調整

民間事業者等からヒアリングを行ったほか、周辺事業者との調整等を踏まえ、整備スケジュールの調整を実施。

#### ② 港湾緑地活用方策に基づく取組の推進

川崎港の魅力向上に向けた調査として、市民アンケートや事業者ヒアリング等を実施。

川崎港緑化基本計画では、平成26年11月に改訂した川崎港港湾計画において、市民からの要望として「海に触れ合う場の提供、交流拠点の充実、景観を良くする緑地整備」との意見が多く見られたため、川崎港が担う環境・交流機能として、「快適な港湾環境を創造するため、市民等が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図る」との方針が定められた。

川崎港緑化基本計画は、水際線の開放や環境との共生を考慮した親水空間など、港ならではの求められる機能や港湾緑地の活用方策、緑地活用を支える施設の維持管理・運営などを検討し、市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくことを目的とし、港湾緑地についての今後の指針として策定したものである。

なお、川崎港緑化推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	港湾緑地造成推進事業費

## ② 事業費の推移

### ア. 港湾緑地造成推進事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	3,000	11,633	11,633
決算額	2,435	－	7,260

(注) 令和元年度の決算額が「－」となっているのは、港湾緑地等港湾施設の活用については、民間活力を導入する方向で検討を進めていたが、その課題抽出の観点から、当初予定にはなかった「民間活用によるモデル事業」を港湾緑地内で試行的に実施したことにより、当該事業に係る業務委託に必要な工期を確保するためスケジュールを変更し、令和2年度に繰り越して執行したためである。

## ③ 事業費の主な内訳

### ア. 港湾緑地造成推進事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	7,260	川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託 7,260千円
合計	7,260	

## (2) 監査の結果

### ① 川崎港緑化推進事業費

#### 【意見30】川崎港の魅力向上に向けた基礎調査と緑化推進との関連性について

川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、市民、来訪者、港内従業員等に対する魅力向上という視点から、川崎港の振興施策、緑地整備等に関する現状の把握や、市民のニーズを測るアンケート調査、事業者向けヒアリング調査等を

実施し、振興施策における川崎港の将来像や取組内容を示した「(仮称) 川崎港の魅力向上に向けた取組方針」策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものである。

仕様書によると業務内容は次のとおりである。

#### 仕様書より抜粋

- (1) 事前準備調査方針の企画立案
- (2) 現状の把握分析
- (3) 利用者・事業者ニーズ調査の実施
- (4) 川崎港の魅力向上に向けた取組の検討
- (5) 局内検討会議の運営支援
- (6) 報告書の作成
- (7) 協議・打合せ

このとおり仕様書では、緑化推進事業に関連すると思われる業務は非常に限られている。具体的には、「(2) 現状の把握分析」に、「川崎港においてこれまで行ってきた緑地活用の実施状況・成果を整理分析すること」と示されているほかは、港湾緑地等への来訪者へのアンケート調査を実施することが要請されているものの、それら以外に緑化推進事業との強い関連性をうかがわせる業務は見受けられない。

本委託は、「(仮称) 川崎港の魅力向上に向けた取組方針」策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものとしており、当初より緑化推進事業だけを対象とはしていないが、そのことを踏まえても緑化推進事業との関係は希薄と思われる。

本委託の報告書を受け、今後、必要な対応を図っていく際には、緑化推進事業との関連性も踏まえ、適切な事業の区分により対応する必要がある。

#### 【意見31】 川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果の有効活用について

上記意見で述べたとおり、川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託は、「(仮称) 川崎港の魅力向上に向けた取組方針」(以下、「取組方針」という。) 策定の基礎となるデータの収集・分析・整理を行うものである。

取組方針は、現時点では、「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」としてとりまとめることとし、「川崎港長期構想」の人流・交流分野における方針や施策にその考え方を位置づけるべく検討を行っている。

川崎港に関しては表25に記載した計画が進行しており、現時点で市は、表25

の計画を取組方針の上位関連計画と位置付けている。取組方針の策定にあたっては、表25の上位関連計画の方針や内容と矛盾することなく、また、同じ内容の繰り返しにならないよう留意する必要がある。

また、令和2年7月21日に市は、本委託の契約相手先とは別の事業者と川崎港長期構想策定基礎資料作成業務委託契約（以下、「基礎資料作成委託」という。）を締結しており、令和3年3月に調査報告書を受領している。

基礎資料作成委託は、現港湾計画改訂以降に発生している川崎港を取り巻く社会情勢の変化や、国内外の海運・物流や港湾情勢などの環境変化等について、主に「物流・産業」、「賑わい」、「環境」、「情報・防災」の4つの視点から整理し、川崎港の将来像の検討に必要となる資料の作成を行うものである。港湾計画を主体としているが、「賑わい」などは取組方針との関連性が強い。

市は、令和3年度に川崎港長期構想検討調査委託を発注しており、基礎資料作成委託の受注者が引き続き受注している。取組方針の策定にあたっては、長期構想との対応関係についても留意しておく必要がある。

いずれにしても、川崎港の魅力向上に向けた取組に十分資するよう、川崎港の魅力向上に向けた基礎調査結果を有効活用する必要がある。

表25 取組方針の上位関連計画

名称	策定・改定年月
① 川崎市総合計画	平成27年12月
② 川崎市総合計画 第2期実施計画	平成30年3月
③ 川崎港緑化基本計画	平成28年9月
④ 川崎港港湾計画	平成26年11月
⑤ 川崎市緑の基本計画	平成30年3月
⑥ 「かわさき臨海ものづくり」緑化推進計画	平成24年6月
⑦ 浮島1期地区土地利用基本方針	平成28年3月
⑧ 川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントプラン	平成23年2月
⑨ 川崎港の社会資本総合整備計画	令和2年1月
⑩ 川崎市港湾整備事業経営戦略	平成30年3月
⑪ 東扇島総合物流拠点地区計画 改訂版	平成22年6月
⑫ 臨海部の交通機能強化に向けた実施方針	令和3年3月
⑬ 川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想	平成19年3月
⑭ 新・かわさき観光振興プラン	平成28年2月
⑮ 臨海部ビジョン	平成30年3月

（出典：川崎港の魅力向上に向けた基礎調査業務委託報告書より監査人作成）

## 6. 浮島1期地区基盤整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

浮島1期地区基盤整備事業は、浮島1期地区について、土地利用に支障のないように、基盤整備を行うことで、港湾物流拠点の形成を推進することを目的としている。具体的には、詳細な土地利用を検討して、それに応じた地盤高や排水等の基盤配置の検討を行い、基盤整備を行うもので、令和2年度も基盤整備と通路整備を行っている。

市は、人口増加による市街地の過密化、宅地開発などによる一般廃棄物や産業廃棄物の増大、公共事業により発生する建設発生土や浚渫土砂の増大に対応するため、川崎区浮島町の地先海面を廃棄物埋立処分場とし、昭和53年に浮島1期埋立事業を開始している。同事業は平成8年3月に竣工し、浮島町地先に、約93haの浮島1期地区が造成されている。

浮島1期地区は、平成18年2月に策定された「浮島1期埋立地暫定土地利用基本方針」に基づき、浮島太陽光発電所の設置や民間事業者への貸付等により暫定利用を図っている。

暫定利用については、ふ頭用地等の一部において、東日本大震災により発生した放射性物質を含むごみ焼却灰等を一時保管している。また、南側には、浮島2期廃棄物処分場があり、浮島1期地区内の隣接地は、処分場への建設発生土の受入基地や廃棄物焼却灰を処分するための埋立事業所として利用されている。

近年は、羽田空港の24時間国際拠点空港化や京浜三港の広域連携、殿町国際戦略拠点の形成、羽田連絡道路や国道357号の事業推進など、川崎臨海部を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ市は、この地域に係る各種関連計画との整合を図りながら、魅力的な拠点を形成し、臨海部全体の活性化や持続的な発展を推進するため、平成28年3月に「浮島1期地区土地利用基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、本格的土地利用に向けた基本的な考え方を示している。

なお、浮島1期地区基盤整備事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	浮島1期地区基盤整備事業費

## ② 事業費の推移

### ア. 浮島1期地区基盤整備事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	44,245	28,000	58,391
決算額	34,682	—	56,779

(注) 令和元年度の決算額が「—」となっているのは、本工事は、基盤整備の盛土に工事間流用土を用いているが、発生土調達元工事からの土砂搬入期間がずれ込んだことで工事のスケジュール変更が生じ、その結果、令和2年度に繰り越して執行したためである。

## ③ 事業費の主な内訳

### ア. 浮島1期地区基盤整備事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	56,779	浮島1期地区基盤整備（その3）工事
合計	56,779	

## (2) 監査の結果

### ① 浮島1期地区基盤整備事業費

#### 【意見32】 本格的土地利用に向けた検討について

浮島1期地区では、東日本大震災により発生した放射性物質を含むごみ焼却灰等を保管しているが、この保管灰は、平成30年11月8日付環境委員会資料「下水汚泥焼却灰（保管灰）の処分に向けた取組について」において、平成31年から平成35（令和5）年の5年間で処分するとしている。

また、浮島1期地区は、多摩川トンネルの接続地点に位置していることから、国土交通省管轄の大田区羽田空港から川崎市川崎区浮島の約3.4キロメートルにわたる国道357号多摩川トンネル事業の進捗状況を見ながら整備を進める必要もある。しかし、多摩川トンネルについては、令和2年2月6日には国土交通省関東地方整備局が、作業ヤードの整備等立坑工事にあたり必要となる準備工事に着手することを公表したものの、トンネル本体工事の着手に向けた準備工事に着手した段階であり、事業全体のスケジュールはまだ見えていない。

このような事情もあるため、市は、浮島1期地区の本格的な土地利用や道路、上下水等のインフラ整備が進まない状況にある。そのため、市は、施工可能な箇所から将来地盤高に合わせた嵩上げによる基盤整備を順次行うことで、土地の暫定利用を図ることができることから、現状のまま基盤整備を継続していくとしている。

基本方針では、平成37（令和7）年度までに本格的土地利用に向けた基本計画等の検討・策定・実施を予定しているが、その時期がまもなく迫ってくる。

浮島1期地区は、多摩川トンネルの接続地点に位置し、国道357号の整備によって、一般道路においても羽田空港や東京都臨海部に直結し、さらに交通利便性が高い地域となり、利用価値が高まり、その後の発展が期待できる地域である。しかし、表26に記載したような土地利用上の課題を抱えている。

市は、土地利用上の課題や川崎臨海部を取り巻く環境変化を踏まえ、発展への期待にどのように応えていくか、基本方針等を踏まえ、浮島1期地区の本格的土地利用の促進に向けて、検討を進める必要がある。

表26 浮島1期地区の土地利用上の課題

項目	課題
法令上の制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状で都市計画法における市街化調整区域であるため、建築物の建築について制限されていることを考慮する必要がある。</li> <li>・ 羽田空港に隣接しており、建築物を建築する際には、航空法に基づく高さ制限を考慮する必要がある。</li> <li>・ 浮島太陽光発電所が設置されているエリアは廃棄物処分場跡地であり、保有水が環境基準を下回るまでの間、浸出液処理施設による土壌の浄化を継続する必要がある。</li> <li>・ 地区内には特定移送取扱所（原油配管）が縦断して設置されており、消防法における「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」により、原油配管付近に告示で定める施設を設置する場合は、必要な水平距離を確保する必要がある。</li> </ul>
浮島2期関連の用地確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮島1期地区内の浮島2期隣接地においては、建設発生土の受入基地や一般廃棄物の環境対策のための施設等の用地を確保する必要がある。</li> </ul>
地盤の安定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物焼却灰や建設発生土で埋め立てられた地区であることから、土地の安定化等も踏まえた土地利用を検討する必要がある。</li> </ul>

（出典：浮島1期地区土地利用基本方針）

## 7. 海岸保全施設維持整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

海岸保全施設維持整備事業は、海岸保全施設の維持管理を適切に行い、市民の財産や安全を確保することを目的としている。

事業内容としては、海岸保全施設の老朽化による機能不全を防ぎ、防潮機能を確保するための施設の改良及び補修を行うものである。

市の海岸保全施設の概要は、次のとおりである。

- ・海岸保全区域延長：13,515m
- ・建設年度：昭和36～41年度
- ・防潮扉等の設置箇所：48箇所
- ・改良対象箇所：39箇所
- ・改良済：27箇所（令和3年3月現在）

令和2年度は、令和元年度から繰越となっていた防潮扉の引戸式等への改良工事3箇所、長寿命化計画に基づく適切な維持管理（目地の補修等）2箇所を行った。そのほか、陸閘<sup>1</sup>の改良を行う予定であったが、民間企業との調整の結果、工事の施工時期や施工方法の調整に不測の日数を要したことから、必要な施工期間を年度内に確保することが困難となり、令和3年度に繰り越した。

事業の今後の方向性としては、大規模地震対策等の観点から、必要性の高い事業であるため、陸閘を設置している企業と十分な調整のうえ、可能な限り要望を取り入れ、陸閘の形式を変更するなど柔軟な対応を行いながら、事業を推進していくこととしている。

また、長寿命化計画に基づく適切な維持管理については、令和3年度以降順次実施していく予定であるが、防潮扉の改良等については、令和3年度に3箇所、令和4年度に2箇所、令和5年度に7箇所を予定している。

---

<sup>1</sup> 陸閘（りっこう、りくこう）とは、河川等の堤防を通常時は生活のため通行出来るよう途切れさせてあり、増水時にはそれをゲート等により塞いで暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設である。

なお、海岸保全施設維持整備事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	港湾改修事業(海岸保全施設)費

ア. 港湾改修事業(海岸保全施設)費は、上述したとおり、川崎港の海岸保全施設の整備を行うものだが、特に民間の企業活動等に支障がある箇所については、防潮扉（陸閘）を整備している。

東日本大震災以降、新たに津波への対応が求められており、防潮機能を短時間で確保するため、海岸保全施設のうち、防潮扉について、閉鎖作業の操作性向上により閉鎖時間の短縮及び作業員の安全性を確保するための改良を実施している。また、維持管理点検に基づく補修等を順次実施している。

## ② 事業費の推移

### ア. 港湾改修事業(海岸保全施設)費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	107,794	92,720	210,724
決算額	11,847	88,168	83,472

(注) 平成30年度においては、関係地権者との協議が整わず設計委託の工期延期をしたものや度重なる入札不調により事業を繰越したことにより、当初予算額と決算額の差が大きくなっている。

また、令和2年度においては、陸閘の改良の一部において、民間企業との調整の結果、工事の施工時期や施工方法の調整に不測の日数を要したことから、必要な施工期間を年度内に確保することが困難となり、事業を繰り越している。なお、令和元年度も同様であったが、繰越となっていた陸閘改良工事3基については今年度に完了している。

### ③ 事業費の主な内訳

#### ア. 港湾改修事業(海岸保全施設)費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
職員手当等	626	職員給与
旅費	96	近距離交通費他
需用費	327	消耗品費他
委託料	14,864	夜光地区 35号陸閘改良設計委託 6,431千円 南渡田地区 11号陸閘ほか改良設計その2委託 990千円
工事請負費	67,560	南渡田地区 11'号陸閘ほか改良工事 58,465千円 夜光物揚場防潮堤補修工事 1,210千円 夜光町地区仮設陸閘製作設置工事 2,497千円
合計	83,472	

## (2) 監査の結果

### ① 港湾改修事業(海岸保全施設)費

#### 【意見33】 年度末における消耗品等の購入について

本事業における令和2年度の需用費の内容は表27のとおりである。

表27 港湾改修事業(海岸保全施設)費における需用費（令和2年度）

(単位：円)

支出命令書 起票日	支払期日	金額	内容
—	—	226,854	(※4月から2月における支出)
3月3日	3月17日	7,194	スポットマーカー
3月3日	3月17日	36,300	デジタルカメラ
3月10日	3月24日	10,106	ウォーキングメジャー
3月16日	3月30日	24,750	リサイクルインク
3月25日	4月8日	3,971	LANケーブル
3月25日	4月8日	5,621	安全靴
3月25日	4月8日	5,621	安全靴
3月30日	4月13日	6,446	LANケーブル
		326,863	合計

(出典：市提供資料より監査人作成)

表27のとおり、年度末間際の3月以降になってからの消耗品等の購入が少なからず見られる。無論、消耗品であるため、次年度において使用すれば良いようにも思われるが、一方で原則論としては、令和3年度に使用するものは令和3年4月以降に購入することが求められる。また、3月になってからの予算消化的な消耗品の購入はおおよそ不要な物品の購入を誘発しかねないので本来は避けるべきである。

今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がける必要がある。

## 8. 千鳥町再整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

千鳥町地区の港湾施設は、老朽化や取扱貨物の変化に伴う、ふ頭機能の陳腐化により、港湾活動に支障が生じている。このことから、本事業は施設の再配置等を検討するとともに、老朽化対策を進め、荷役効率の向上を図ることを目的として行うものである。

事業内容は、土地所有者や施設利用者と協議調整を図り、倉庫、上屋などの施設の再配置を検討するとともに、老朽化した道路や上屋に対して、改良工事や撤去について検討していくものである。

令和2年度における具体的な取り組みと今後の計画は次のとおりである。

事業名	R元年度まで	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
千鳥町再整備事業費	再配置に伴う 荷捌地整備	荷捌地整備	ふ頭内道 路改良/ 港務所前	港務所前	けい船岸	けい船岸
上屋倉庫整備費	I・A 上屋改修	上屋補修	上屋補修	B・C号上屋改 修設計委託	B・C号上 屋改修工事	B・C号上 屋改修工事
上屋倉庫管理費 千鳥町施設管理事業費	維持管理の 実施					

なお、千鳥町再整備事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	千鳥町再整備事業費
イ	港湾整備事業特別会計	上屋倉庫整備費
ウ	港湾整備事業特別会計	上屋倉庫管理費
エ	港湾整備事業特別会計	千鳥町施設管理事業費

- ア. 千鳥町再整備事業費は、千鳥町荷捌地整備工事を行ったものである。
- イ. 上屋倉庫整備費は、上屋の補修を実施したものである。
- ウ. 上屋倉庫管理費は、電気料、上屋共同便所清掃業務委託などである。
- エ. 千鳥町施設管理事業費は、モータープールの管理費である。

また、千鳥町再整備事業は、上記のとおり、一般会計と港湾整備事業特別会計からなっている。千鳥町再整備事業費は、一般荷捌地にかかる整備工事に関する支出であり一般会計に区分されている。一方、上屋倉庫整備費及び上屋倉庫管理費などの上屋関連の事業費は特別会計から支出される。また、千鳥町施設管理事業費はモータープールの管理費であるが、専用荷捌地がほぼ一般会計に区分されているなか、このモータープールにかかる管理費についてのみ特別会計に区分されている。これは、モータープールがその使用料という特定の収入をもってこれに係る整備費や維持管理費を賄っていくべき設備であり、地方自治法第209条第2項に規定されている「特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に該当すると考えているためである。

## ② 事業費の推移

### ア. 千鳥町再整備事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	17,500	8,000	42,373
決算額	11,481	85,127	30,515

(注) 令和元年度においては、施工を見送った他事業の予算を流用し、繰越を行い千鳥町の舗装改良工事を実施したことにより決算額が増加している。

### イ. 上屋倉庫整備費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	5,000	3,000	3,000
決算額	3,089	1,023	2,794

### ウ. 上屋倉庫管理費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	6,266	6,728	7,449
決算額	6,188	6,753	6,757

**エ. 千鳥町施設管理事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	2,932	3,088	2,923
決算額	409	564	377

(注) 緊急時対応するために予算を確保していたところ、緊急対応等必要な事案は発生しなかつたため、3年間を通じて当初予算と決算額に乖離が見られる。

**③ 事業費の主な内訳****ア. 千鳥町再整備事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	30,515	千鳥町荷捌地整備工事
合計	30,515	

**イ. 上屋倉庫整備費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	2,794	上屋補修費、消火栓補修費
合計	2,794	

**ウ. 上屋倉庫管理費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	5,412	電気料、消耗品費
役務費	153	浄化槽清掃手数料 37千円 浄化槽法定点検（3号上屋公衆便所） 11千円 令和2年度建物総合損害保険（上屋災害保険）委託 104千円
委託料	1,191	上屋共同便所清掃業務委託
合計	6,756	

**工. 千鳥町施設管理事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	258	電気料、消耗品費
役務費	119	令和2年度建物総合損害共済(千鳥町モータープール火災保険)委託 55千円 電話代 63千円
合計	377	

**(2) 監査の結果****① 千鳥町再整備事業費****【意見34】 港湾台帳の記載内容について**

港湾管理者は、自らが管理する港湾の情報について港湾台帳を調整する義務を負う（港湾法第49条の2）。また、港湾台帳に記載する事項は、港湾法施行規則第14条に規定されており、様式も同施行規則に第5号様式として定められている。

**港湾法より抜粋**

(港湾台帳)

第四十九条の二 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

市においても港湾台帳の整備は行われており、必要な事項が記載されているが、様式に定められた記載項目の中で事業費にかかる項目については、閲覧したサンプルの施設すべてについて記載がなかった。

他方、現在、国では、「港湾の電子化（サイバーポート）」が推進されている。これは、港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を連携させることにより、国及び港湾管理者による適切なアセットマネジメントを実現し、適切な維持管理の実施、更新投資の計画策定を可能にすることを目的とするものである。

国土交通省資料より抜粋

サイバーポートの概要（港湾インフラ分野）

- 港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を連携させることにより、国及び港湾管理者による適切なアセットマネジメントを実現(適切な維持管理の実施、更新投資の計画策定)。
- 港湾施設の情報を一元的に管理することにより、同一情報の入力を省力化し情報の一覧性や更新性を高めるとともに、遠隔での技術支援などにより、災害時の迅速な復旧にも寄与。
- また、蓄積されたデータを利用することにより、政策の企画立案や民間の技術開発の促進に寄与。

現行の港湾台帳において、過去の事業費等の記載内容を完全にすることは時間や労力を考えると現実的ではないが、サイバーポートの中で港湾台帳は電子化することが企図されている。今後は、市においても遠くない時期に港湾台帳の電子化を行うことが考えられるため、その際には各施設の建設にかかった事業費の情報についても記録する必要がある。

なお、本意見は「千鳥町再整備事業」について記載しているが、他の整備事業についても同様に当てはまる内容である。繰り返しを避けるため、「千鳥町再整備事業」の項にのみ記載することとする。

## 9. 港湾振興会館管理運営事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

港湾振興会館管理運営事業は、設備等の老朽化が著しいことから計画的な補修に努め、利用者が安全、安心して使用できる施設運営を推進することを目的としている。

具体的には、指定管理者と協力し、施設を適切に維持管理するとともに、スポーツをはじめとした様々なイベントの実施や積極的な情報発信などに取り組んでいる。

令和2年度においては、クリスマスイルミネーションや絵画コンクール、ビーチバレー場の広報宣伝等を行い、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分に行いながら、一般市民に向けたテニス教室、バドミントン教室、トレーニング教室等のイベントも実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、初日の出鑑賞会などは中止とされた。また、避難施設としての役割を果たすため、備蓄品の保管場所を確保し、整理を行った。

なお、港湾振興会館管理運営事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	港湾振興会館運営事業費
イ	一般会計	港湾振興会館管理事業費
ウ	一般会計	港湾振興会館施設維持補修費
エ	一般会計	港湾振興会館利用促進事業費
オ	一般会計	港湾振興会館施設改修事業費

ア. 港湾振興会館運営事業費は、港湾振興会館の運営に必要な通信機器や備品の調達を行っている。

イ. 港湾振興会館管理事業費は、港湾振興会館及び東扇島中公園指定管理施設の管理を行っている。

ウ. 港湾振興会館施設維持補修費は、港湾振興会館施設の維持補修に使われ、テニスコート等のスポーツ施設や会館建物・附属設備等の修繕が行われる。

エ. 港湾振興会館利用促進事業費は、港湾振興会館の利用促進のため、トレーニング機器の賃貸等に使われている。

オ. 港湾振興会館施設改修事業費は、港湾振興会館の施設改修のために支出され、電気室冷暖房設備の設置や、更衣室の換気設備が行われた。

また、港湾振興会館管理運営事業は、上記のとおり、すべて一般会計からなっている。

## ② 事業費の推移

### ア. 港湾振興会館運営事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	5,544	5,506	5,506
決算額	6,167	4,713	4,669

### イ. 港湾振興会館管理事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	145,000	153,213	149,942
決算額	142,908	149,190	148,590

### ウ. 港湾振興会館施設維持補修費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	17,140	22,549	22,549
決算額	17,003	28,261	20,338

### エ. 港湾振興会館利用促進事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	4,964	4,915	7,366
決算額	4,525	4,202	3,296

(注) 令和2年度の当初予算額と決算額の差が大きいのは、予定していたみなと祭が中止となつたためである。

**オ. 港湾振興会館施設改修事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	42,205	19,780	19,891
決算額	633	31,345	18,786

(注) 平成30年度と令和元年度の当初予算額と決算額の差が大きいのは、平成30年度に予定していたゴンドラ改修工事を令和元年度に繰り越したためである。

**③ 事業費の主な内訳****ア. 港湾振興会館運営事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	116	針金等消耗品
役務費	1,378	電話料金
使用料及び賃借料	2,046	駐車場管理装置賃貸借料 2,046千円
備品購入費	510	ロビーソファ 510千円
負担金補助及び交付金	619	PBX(電話交換・接続装置)等利用料
合計	4,669	

**イ. 港湾振興会館管理事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	148,590	川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園指定管理料 148,590千円
合計	148,590	

**ウ. 港湾振興会館施設維持補修費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
工事請負費	20,338	テニスコート照明工事 17,457 千円 ゴンドラ設備補修工事 1,309 千円
合計	20,338	

**エ. 港湾振興会館利用促進事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	2,112	ビーチコート用砂
使用料及び賃借 料	1,184	トレーニング機器賃貸借保守
合計	3,296	

**オ. 港湾振興会館施設改修事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	9,933	トイレ設計委託 3,663 千円 体育館天井改修設計委託 6,270 千円
工事請負費	8,853	電気室冷暖房設備設置工事 6,600 千円 更衣室換気設備改修工事 2,252 千円
合計	18,786	

**(2) 監査の結果****① 港湾振興会館管理事業費****【意見35】 選定評価委員会における質疑内容の改善について**

川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園（以下、「指定管理区域」という。）は平成31年4月1日から令和6年3月31日を指定期間として第4期の指定管理業務を行っている。指定管理者は、公益社団法人川崎港振興協会と株式会社京急ア

ドエンタープライズの共同事業体（以下、「共同事業体」という。）であり、共同事業体としては第3期に続き指定管理者となっている。なお、公益社団法人川崎港振興協会は平成18年度の指定管理者制度導入第1期から連続して指定管理者である。

第4期の指定管理者選定は公募により行われ、選定基準では、応募者から提出された事業計画書及び応募者ヒアリング、プレゼンテーションの内容を選定基準に基づいて審査し、その採点結果に従って判断するとされている。

第4期の選定評価は、平成30年10月25日に川崎市役所第3庁舎で5名全員の選定評価委員出席のもと選定評価委員会にて実施された。

指定管理者の選定評価委員会の委員については、次のとおり、川崎市附属機関設置条例や指定管理者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針に定めがある。

#### 川崎市附属機関設置条例より抜粋

**第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。**

#### 別表第1（第2条～第5条関係）

##### 市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市港湾局 指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年

#### 指定管理者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針より抜粋

##### （委員の選任）

**第3条 前条第1項1号及び2号に規定する選定評価委員会及び事業者選定委員会の委員は、次に掲げる学識経験者から選任することを基本とする。**

- (1) 当該施設の管理運営に関して専門的知識又は経験を有する者
- (2) 公認会計士又は税理士
- (3) その他施設の特性に応じて調査審議に必要と認める者

2 前項に掲げる委員のほか、会長が必要と認める場合は、関係職員その他関係者を出席させることができる。また、関係者に資料の提出を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

選定評価委員会では、申請者がプレゼンテーションを行い、その後、委員との質疑応答が行われ、議事録からは活発な質疑が行われたことが読み取れる。

例えば、指定管理区域にはビーチバレーのナショナルトレーニングセンターがあるが、それを利用した戦略的な施策が予算書に織り込まれているのか否かについての質問や、翻訳やAI等の指定管理の要件におけるイノベーション的具体的な取組みについての質問が行われた。

一方で、指定管理者の選定を行う委員会ではあるが、選定を行うための質問の枠を超えて、アドバイスや指導的な発言が一部見られた。

例えば、次の質疑応答が行われていた。

「質問というかご提案なのですが、中略、『マリエンアリーナ』みたいな名称はどうでしょうか。是非とも前向きに検討していただきたい。」や「一つの提案として、例えば姿見鏡をフロアの横一面にあれば、中略、若い子達を呼べるのかなど。」、更には、「ビジネス的なインフラとしての必要なエネルギーや環境の面が今回事業に入っていなかつたかなと思っておりまして、エネルギー的な側面としての取組みをしていった方がいいのかなと思っているのですが、どうでしょうか」などである。

選定委員は、当該施設の管理運営に関する専門的知識又は経験を有する者やその他施設の特性に応じて調査審議に必要と認める者が選任されるため、専門的な研究を行っている大学教授や地域社会の住民代表等が選任されることが多く、専門知識や地域活性化のアイデアが豊富にあることは理解できるが、それらは選定評価の委員会で提示するべきではなく、公募要項や選定基準に記載したうえで、全ての申請者が提案書の中でアピールすべき内容である。

第4期の応募者は1者のみであったため、選定委員によるアドバイスや指導的な発言が選定に与える影響はなかったといえるが、複数者からの応募があった場合には、選定の公平性の観点から留意する必要がある。したがって、魅力的なアイデアなどについては、提案項目の1つとして公募要項に盛り込むなどして、選定の公平性を担保した質疑内容となるよう改善を検討する必要がある。

#### 【指摘9】補助事業と指定管理事業の区分の明確化について

指定管理者である公益社団法人川崎港振興協会（以下、「振興協会」という。）は昭和62年6月に川崎港振興協会として設立され、その後平成3年12月に社

団法人化、更には、平成24年4月に神奈川県知事より公益法人として認定された法人である。設立趣意書によれば、「今日、実に工業港湾から総合港湾へと衣替えを行わんとする時に当り、川崎港振興という共通の目的に向かって、会員相互の連絡と親睦を図るべく推進機関として本協会を設立せんとするものであります。」とされ、その沿革からも、設立時から川崎港の振興発展に寄与してきたことがわかる。

市では、振興協会の実施事業に対して補助金を支給している。補助金の支給は公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われ、交付要綱には補助事業や交付目的について次のとおり規定されている。

#### 公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱より抜粋

##### （補助事業）

第2条 補助金等の交付の対象とする補助事業等は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に公益社団法人川崎港振興協会が行う事業のうち、川崎港の振興に寄与することを目的とした次に掲げる事業（収益事業、共益事業、指定管理事業（指定管理事業に係る自主事業を含む。）及び受託事業を除く。）及びこれらの運営管理事業とする。

- (1) 川崎港の利用促進に向けた船舶及び貨物等の誘致並びにPRに関する事業
- (2) 川崎港の整備及び運営に関する調査及び研究並びに関係諸団体との連携及び協力に関する事業
- (3) 市民に開かれた港づくりを推進するための行事の開催等を通じて、港湾及び海事に関する知識及び思想の普及啓発を図る事業
- (4) 海外友好港等との国際交流に関する事業
- (5) 川崎港関連物品等の頒布に関する事業
- (6) その他次条の目的を達成するために必要な事業

##### （補助金交付の目的）

第3条 補助金等は、前条に定める補助事業等に要する経費に対して、予算の範囲内で交付することにより、市民に開かれた港づくりを推進し、もって、川崎港の振興発展を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

また、指定管理業務の基本仕様書及び川崎市港湾振興会館条例には指定管理業務の範囲について、次のように記載されている。

川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園指定管理業務基本仕様書より抜粋

4 指定管理業務の範囲

指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他港湾振興会館及び中公園の管理のために必要な業務を行わなければならない。(会館条例第6条、施設条例第2条の3)

業務の範囲は、この基本仕様書のほか、別に定める各種業務の仕様書又は手引書の記載に従うこと。

【港湾振興会館】

(1) 港湾振興会館の事業

港湾振興会館の事業は、会館条例第3条による。

ア 市民が港に親しむための行事を開催すること。

イ 港湾及び海事についての知識の普及を図ること。

ウ 港湾及び海事関係者の福利厚生事業を行うこと。

エ 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。

オ その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

川崎市港湾振興会館条例より抜粋

(目的及び設置)

第1条 市民が港に親しむ場を提供するとともに、港湾及び海事に関する理解を深め、併せて港湾及び海事関係者に対し施設を利用に供すること等により、市民に開かれた港づくりの推進と港湾の利用の促進を図り、もって川崎港の発展と振興に寄与するため、川崎市港湾振興会館(以下「港湾振興会館」という。)を設置する。

(事業)

第3条 港湾振興会館は、次の事業を行う。

(1) 市民が港に親しむための行事を開催すること。

(2) 港湾及び海事についての知識の普及を図ること。

(3) 港湾及び海事関係者の福利厚生事業を行うこと。

(4) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。

(5) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

補助金の交付要綱では、指定管理事業は補助金交付事業から除くとされているが、補助事業と指定管理事業には多くの共通事業がある。特に、市民が港に親しむための行事を開催することや港湾及び海事についての知識の普及を図ることについては、共通の事業と思われる。

この点について市は、補助対象事業と指定管理事業は明確に区分していると

のことであるが、令和2年度の、指定管理者の事業報告である「川崎市港湾振興会館及び東扇島中央公園指定管理報告書」と補助事業の事業報告である「補助事業報告書」を比較すると次のような共通点が見られる。

**表28 指定管理報告書と補助事業報告書の比較**

指定管理報告書	補助事業報告書
<p>1. 市民と港を結ぶ事業            (1)第47回川崎みなど祭りの開催            川崎港への市民及び港湾関係者の理解を深め、川崎港に対する親近感を高める機会を提供するため、「みんなの川崎港」をテーマに関係機関・団体と連携、協力して、第47回川崎みなど祭りの開催に向けて実行委員会を設置し、検討を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催を中止した。</p>	<p>7. 上記の他、人件費として次の振興事業等を実施した。            (7)みなど祭り事務局（実行委員会事務局）            市民及び港湾関係者が川崎港に対し理解を深め、親近感を高める機会を提供するため、当協会が事務局を担い「第47回川崎みなど祭り」の開催に向けて実行委員会を組織し検討したが、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し開催を中止となった。</p>
<p>1. 市民と港を結ぶ事業            (10)展示の充実            ○川崎マリエンタワー棟10階 展望室            川崎港の統計データパネルを更新し、来館者が川崎港をより深く理解しながら、周囲の眺望を楽しめるよう展示の充実を図った。</p>	<p>5. その他啓発宣伝事業            (1)展示室パネル更新            ○川崎マリエンタワー棟10階 展望室            川崎港の統計データパネルを更新し、来館者が川崎港をより深く理解しながら、周囲の眺望を楽しめるよう展示の充実を図った。</p>
<p>1. 市民と港を結ぶ事業            (16)川崎港紹介資料の制作            市内小学校の社会科見学で来館する児童等の理解を促進するための副教材の配布を行った。            ・来館校数18校、生徒数2,079人</p>	<p>7. 上記の他、人件費として次の振興事業等を実施した。            (3)社会科見学会用教材資料の作成            市内小学校の社会科見学で川崎港を訪れた児童等の理解を促進するための副教材を配布した。            ・来港数18校、生徒数2,079人</p>
<p>1. 市民と港を結ぶ事業            (45)共催・後援等事業の実施            川崎マリエンのビーチバレー場、テニスコートなどのほか、東扇島の市民利用施設の周知、PR、利用促進を図るため、イメー</p>	<p>7. 上記の他、人件費として次の振興事業等を実施した。            (10)川崎港における各種イベント等の共催・後援事業の実施            川崎港内で各種団体が主催するイベント</p>

指定管理報告書	補助事業報告書
ジアップ効果のある各種大会を誘致するとともに、各種団体が主催する事業を積極的に共催・後援した。	等について、川崎港に対し理解を深め、親近感を高めることを目的に10回の共催又は後援を行った。
3. 川崎市港湾振興会館並びに東扇島中公園の管理運営  オ ビーチバレー場  ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点として指定選手やトップアスリートの練習会場としての利用の他、ビーチバレーの関係団体と連携を図り、大会・練習会・講習会を開催しビーチスポーツの普及に貢献した。  カ トレーニング室  一般利用者に対しては、月4回の初回説明会を実施するなど、交流棟9階のトレーニング場の適切な管理運営を行った。  また、交流棟2階のトレーニング場は、ビーチバレーアスリートのトレーニング場所として利用してもらうとともに、適宜備品管理を行い、利用者の利便性の向上を図り、ビーチスポーツの普及に貢献した。	7. 上記の他、人件費として次の振興事業等を実施した。  (9)ナショナルトレーニングセンターの指定による施設活用事業  国内トップレベルのビーチバレーボール選手が東京オリンピックの出場に向けて、トレーニング等の強化が行えるよう、ビーチバレー場並びに専用トレーニング室等の諸施設活用について、川崎市及び指定管理者と調整等を行った。
4. インターネットサイトによる情報提供事業  川崎港の振興宣伝及び当協会の事業、イベント等の周知を図るため、市民及び港湾・海事関係者並びに当協会の会員等にホームページ・フェイスブック等で随時情報を提供した。	7. 上記の他、人件費として次の振興事業等を実施した。  (8)ホームページ、フェイスブックを活用した情報発信  川崎港の振興並びにイベント等の周知を図るため、ホームページ・フェイスブックを活用し随時情報を発信した。

(出典：川崎市港湾振興会館及び東扇島中央公園指定管理報告書及び補助事業報告書より監査人作成)

補助金の交付要綱第2条で指定管理事業は補助対象から除くとされているが、表1のとおり、補助事業と指定管理事業の区別がなされていないように見受けられる。市によると、補助事業と指定管理事業の役割は分担されており、適切に区分されているとのことであるが、表28の記載内容からは、違いが明確ではない。

また、公益法人である指定管理者が公表する正味財産増減計算書内訳表には、公益事業として「市民と港を結ぶ事業」としての増減が計算されており、その経常増減の部には経常収益として「指定管理事業収入」(179,352千円)と「補助金収入」(13,257千円)が計上されている。すなわち、指定管理者においても、指定管理事業と補助事業は1つの「市民と港を結ぶ事業」とする公益事業として認識し事業を行っていることがわかる。

市は、指定管理事業に補助金が充当されているといった疑念を招くことがないよう、補助事業報告書及び指定管理報告書において、補助事業と指定管理事業の役割を踏まえた記載を指導するとともに、補助事業と指定管理事業の区分を明確にする必要がある。

#### 【指摘10】 備品管理方法の改善検討について

指定管理施設には、建物内にある会議室、展望台、体育館のほか、屋外にあるテニスコート、ビーチバレーコート等があり施設運営用の多数の物品が使用されている。物品には市所有物品と指定管理者の物品があり、指定管理者の物品は指定管理者が自ら所有する備品を使用する場合と指定管理料等により購入する備品に分けられる。

監査の実施にあたって、市所有物品の台帳を入手し、13件の備品についてその実在性や管理状況を確認したところ、以下の問題点が発見された。

- ① 屋外にある倉庫やビーチバーネット等や体育館のバスケットゴールについては物品シールの貼付が行われていなかった。
- ② スモーキングスタンドが9個あるが、2個だけ使用されており他の7個は倉庫の奥に保管され、今後の利用見込みも乏しい。
- ③ 自動券売機が2台保管されていたが、共に現在は使用しておらず、倉庫の奥に保管されている。

指定管理業務の基本仕様書では、市所有物品については、数量・価格・使用場所・使用状況等を把握し、台帳等によりこれを適正に管理しなければならないとされている。

①については、台帳等の記載はあるものの、物品シールがないので台帳と現物の一致を確認することはできない。外で使用されている物品やシールが剥がれやすい物品については、シールの貼付場所や物品の写真を撮る等を行い、台帳とは別の一覧表で管理する等の対応が考えられる。

また、基本仕様書には、使用されなくなった物品や、機能的に価値がなくなつ

た物品についての取扱いは記載されていないが、②や③については使用見込がないものであるため、施設内の保管場所を有効に清潔に利用するためには処分が望ましい。市の廃棄手続に従い、早期の対応が望まれる。

また、指定管理者の物品について、一覧表を入手して閲覧した。基本仕様書には、指定管理料等により購入した物品については、概ね1個・式あたり2万円以上のものが管理対象とされているが、2万円未満の備品が多数計上されていた。管理コストの削減の観点からは、2万円未満の物品については管理対象から外すなどの対応が考えられる。

以上のことから、市は指定管理者と協議を行い、備品管理方法について改善検討する必要がある。

## 10. 港湾緑地維持管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

港湾緑地維持管理事業は、川崎港内の港湾緑地及び緑道等の市民利用施設を対象として、港湾緑地を適切に維持管理し、安全で快適に利用できるようにすることで、川崎港の魅力の向上を図ることを目的としている。

具体的には、川崎港の魅力を向上させ市民により親しみやすいものとするため、港湾緑地を適切に維持管理し、快適な利用環境を整備するとともに、音楽、スポーツなどの各種イベントの開催や積極的な情報発信などに取り組んでいる。

令和2年度においては、港湾緑地の適切な維持管理を行うとともに、港湾緑地でのイベント等について、コロナ禍対策の徹底等を指導・管理したうえで開催した。

なお、港湾緑地維持管理事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	港湾環境維持管理事業費
イ	一般会計	東扇島東公園維持管理事業費

ア. 港湾環境維持管理事業費は、東扇島地区の緑地管理や駐車場等の管理業務に支出される。

イ. 東扇島東公園維持管理事業費は、東扇島東公園駐車場管理、設備補修等に支出される。

また、港湾緑地維持管理事業は、すべて一般会計からなっている。

#### ② 事業費の推移

##### ア. 港湾環境維持管理事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	56,116	45,142	43,241
決算額	51,377	39,775	28,445

(注) 令和2年度の当初予算額と決算額の差が大きいのは、除草面積の減少によるためである。

**イ. 東扇島東公園維持管理事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	61,571	58,050	57,201
決算額	56,358	54,691	48,400

**③ 事業費の主な内訳****ア. 港湾環境維持管理事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
給料	4,830	会計年度任用職員の給与
職員手当等	773	会計年度任用職員の手当
共済費	2,083	会計年度任用職員の社会保険料
需用費	242	ポリ袋、刈払機用チップソー
役務費	117	INS ネット 64回線(駐車場管理装置用)
委託料	15,073	緑地管理業務委託料 5,752千円 駐車場管理業務委託料 4,449千円
使用料及び賃借料	3,050	中公園管理小屋賃借料 1,095千円 駐車場管理装置賃借料 269千円
工事請負費	2,112	西公園仮越境防止柵移設工事 2,112千円
備品購入費	165	芝刈り機
合計	28,445	

**イ. 東扇島東公園維持管理事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	5,255	バーベキュー網、鉄板、鋸替え刃
役務費	953	電話料、INS ネット 64回線使用料、浄化槽清掃手数料
委託料	39,668	緑地管理業務 3,685千円 東公園管理業務 25,660千円 清掃業務委託料 4,485千円
使用料及び賃借料	181	駐車場管理装置賃借料
工事請負費	2,266	東扇島東公園照明設備ほか補修工事
原材料費	4	セメダイン
備品購入費	73	マルチキャリ、デジタルカメラ
合計	48,400	

**(2) 監査の結果****① 港湾環境維持管理事業費****【意見36】 参考見積書の複数微取について**

令和2年度の本事業の業務内容に東扇島東公園管理業務委託がある。  
 本業務委託は指名競争入札により受注業者を選定しており、入札の状況は次のとおりである。

件名	東扇島東公園管理業務委託	
予定価格	23,361,660円	
最低制限価格	20,558,260円	
業者名	入札金額	結果
秋山商事株式会社	23,328,000円	落札
カナケイ株式会社	24,600,000円	
J F E 東日本ジーエス株式会社	不参	
株式会社井の雅組	24,800,000円	
株式会社ジンダイ	24,950,000円	
株式会社アクト・ツーワン	24,450,000円	
株式会社協商	24,700,000円	
ケイジーケイ株式会社	24,700,000円	
南陽設備管理株式会社	24,500,000円	
小澤商事株式会社	辞退	
川崎市ビルメンテナンス業協同組合	25,000,000円	
有限会社誠サービス	24,900,000円	

入札結果を見ると、落札した事業者以外の全ての参加事業者が予定価格をこえて入札している。次点事業者の入札金額24,450,000円と落札価格を比べても1,122,000円の差が開いている。しかも、落札比率も99.85%と非常に高い。

この状況を鑑みると、予定価格の妥当性につき、より慎重に検証する必要があるといえる。予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることが適当であるから、見積書により定める場合は、複数の見積書を徴し、適正に設定する必要がある。しかし、市は、予定価格を設定するにあたり、参考見積書を1者からしか徴していない。

したがって、市は予定価格を設定するにあたり、その妥当性を検証する意味において、複数事業者から参考見積書を徴取する必要がある。

## 11. 浮島2期地区埋立事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

浮島2期地区埋立事業は、市公共工事から発生する残土等を適切に埋立作業・管理し、残土等が市内に残散せずに安心した生活を送れることを目的としている。

事業内容は、民間業者へ年間委託契約することで適切に残土等を埋立作業・管理することである。同時に、その処分場を形成する護岸施設を適切に維持管理し、埋立計画や施設の健全度に合わせ、適時適切に工事を実施している。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

#### ① 建設発生土等の受入れに対する適正な埋立管理の実施

埋立管理の実施については、令和2年度の当初予定受入量が概ね15万m<sup>3</sup>だったのに対して、新本庁舎整備工事や橋処理センター整備工事等の影響により、26万m<sup>3</sup>程度と想定を大きく上回る建設発生土を受入れた。補正予算を確保したうえで、船舶による海上埋立方法などについて綿密に検討・調整をすることで、市内から発生する建設発生土の受け入れを止めることなく、埋立管理を実施した。

#### ② 埋立事業に必要な施設の維持・整備の推進

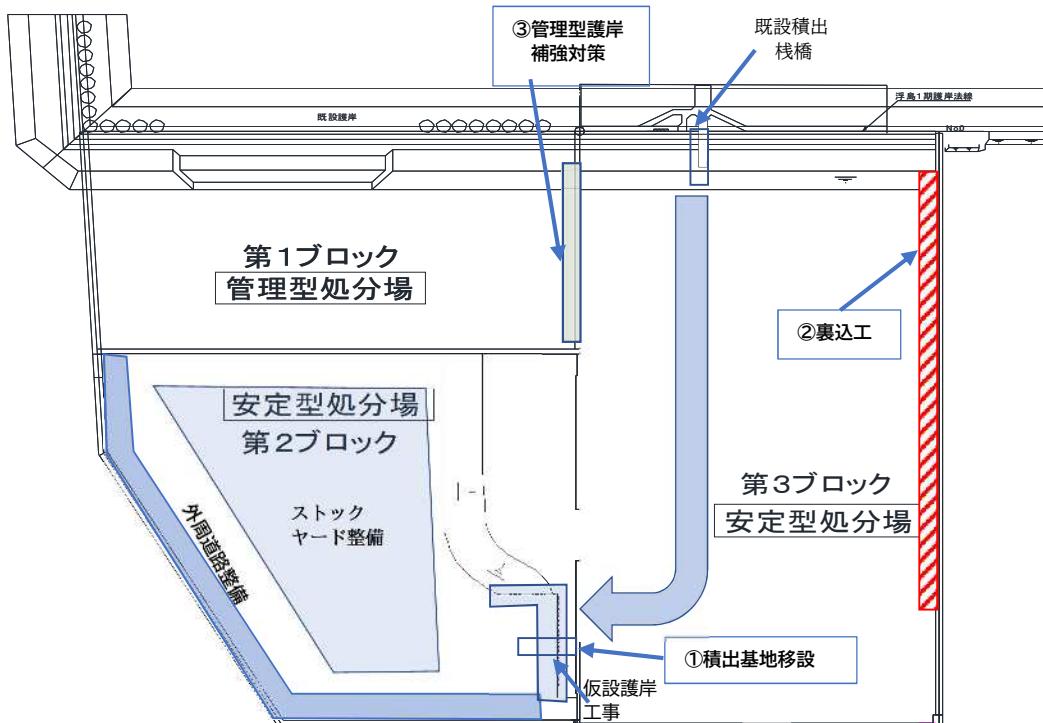
施設の維持・整備の推進については、今後の埋立に必要となる鋼管矢板の打設や受入基地のヤード整備、補修工事等を実施した。また、令和元年東日本台風により被災した埋立護岸について、建設発生土等の受け入れを安定的に行うために、国の災害復旧事業の認定を受け、復旧工法等について調整を重ねながら工事費の削減や工事期間の短縮を行い、災害復旧工事を実施した。

#### ③ 全体の埋立事業計画等を考慮した年間埋立計画の作成

年間埋立計画の作成については、想定を大きく超える建設発生土を受入れることになったが、その時々の状況に対応した年間埋立計画を作成した。

浮島2期地区埋立事業の概念図と今後の整備スケジュールは、次のとおりである。

図1 浮島2期地区埋立事業と今後の整備スケジュール



項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8以降
①積出基地の移設	仮設護岸工事					
	外周道路・ ストックヤード整備					
	積出基地移設				設置工事	
②廃棄物埋立護岸の築造(裏込工)					→	
③管理型護岸の補強対策			→			

事業の今後の方向性としては、積出基地を沖合に移転していくために作業用道路等の整備方法や建設発生土の陸上撒き出し方法を検討する。また、安定的に長期間受入をしていくために、埋立進捗に合わせて管理型護岸補強対策工事などの施設整備や一部施工途中となっている護岸の整備工事等を事業費の増大に留意しながら、計画的に進めていく予定である。

なお、浮島2期地区埋立事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	浮島埋立事業費
イ	一般会計	浮島埋立整備事業費
ウ	一般会計	浮島2期地区維持管理事業費

ア. 浮島埋立事業費は、浮島地区の埋立整備事業管理者の詰所となる浮島事務所の維持管理を行うための事業費である。

イ. 浮島埋立整備事業費は、浮島指定処分地の埋立管理のための事業費である。

ウ. 浮島2期地区維持管理事業費は、浮島2期廃棄物処分場の整備・維持管理のための事業費である。

## ② 事業費の推移

### ア. 浮島埋立事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,703	1,868	3,403
決算額	1,686	1,577	1,586

(注) 令和2年度は、当初台風被害の復旧予算を確保していたが、台風被害が発生しなかつたため、予算額と決算額の間に乖離が生じている。

### イ. 浮島埋立整備事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	598,726	638,673	861,886
決算額	628,749	629,495	1,026,136

(注) 令和2年度においては、埋立管理作業委託業務について当初契約額が665,500千円であったところ、最終的に931,277千円に契約額の変更がなされた。これは2度にわたる現場状況及び建設発生土受入数量の変更によるものである。

**ウ. 浮島2期地区維持管理事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	181,033	423,071	395,900
決算額	32,692	395,819	366,225

**③ 事業費の主な内訳****ア. 浮島埋立事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	907	消耗品費、燃料費、電気料、水道料
役務費	149	電信電話料 80千円 浄化槽清掃手数料 54千円 浄化槽検査手数料 15千円
委託料	516	浮島建設事務所浄化槽保守点検業務委託 77千円 浮島建設事務所空調機保守点検業務委託 112千円 浮島建設事務所清掃業務委託 327千円
使用料及び賃借料	14	放送受信料
合計	1,586	

**イ. 浮島埋立整備事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	3,690	臨時職員への報酬
給料	4,103	職員給与
職員手当等	656	職員手当
共済費	3,331	健康保険料、介護保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、労災保険料
委託料	966,670	浮島指定処分地埋立管理作業（その1） 委託 931,278千円 浮島指定処分地埋立管理作業（その2） 委託 35,117千円 廃棄物収集運搬処分委託 275千円
工事請負費	47,686	浮島1期地区維持補修工事 4,807千円 浮島指定処分地建設発生土受入れ基地背後付属施設移設工事 42,879千円
合計	1,026,136	

**ウ. 浮島2期地区維持管理事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	5,160	管理型護岸対策工設計委託
工事請負費	361,065	浮島2期廃棄物埋立護岸関連管理工事 359,415千円 浮島2期整備工事 1,650千円
合計	366,225	

**(2) 監査の結果****① 浮島埋立整備事業費****【意見37】 埋立地の利用方法の検討について**

本事業は、川崎市内で発生した公共建設発生土と川崎港港湾区域内から発生

した浚渫土砂（民間のものを含む。）を浮島指定処分地において処分するものである。内容としては、埋立管理作業の委託業務や受入基地に付属する施設の移設に伴う工事である。

令和2年度における埋立の具体的な状況は次のとおりである。

表29 浮島2期地区埋立状況

区分	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック
処分場の種類 ※	管理型処分場	安定型処分場	安定型処分場
令和元年度までの進捗	1,322千m <sup>3</sup> (36%)	3,425千m <sup>3</sup> (57%)	1,701千m <sup>3</sup> (19%)
計画量	3,700千m <sup>3</sup>	5,960千m <sup>3</sup>	8,940千m <sup>3</sup>
受入予定期間	H12～R38	H16～R6	H25～R31

※ 安定型処分場で受け入れ可能な品目は、建設発生土及び浚渫土砂である。一方、管理型処分場で受け入れ可能な品目は、一般廃棄物（燃えがら、煤塵、不燃性廃棄物）等である。

（出典：市提供資料より監査人作成）

現在、市では、第2ブロックを先行して埋め立てることで、十分なストックヤードを確保し、より安定的な受入と効率的な埋立作業を実施しているところである。

他方、市においてはこの浮島2期地区が埋め立てられた後の土地利用などについては具体的な構想を未だ持っていないとのことであった。

上表に記載したとおり、第2ブロックは令和6年度までに埋立を完了する予定であるが、その後はストックヤード、すなわち第3ブロックを埋め立てるための土砂等の仮置き場として利用することとなる。そして、第1ブロックと第3ブロックはともに令和30年代の完了予定であることから、現状において具体的な利用計画がないこともやむを得ないことである。

ただし、このような大規模な土地が、将来、市のものとして発生することも事実である。そこで、いずれ出来る土地の内容について、市民や議会、さらには事業者等の関係各所に示し、その利用方法を広く議論していく機会を作ることも市の責務であると考える。したがって、今後市は、そのような議論の土台となる利用方法の選択肢を検討していく必要がある。

## 12. 川崎港海底トンネル維持管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

川崎港海底トンネル維持管理事業は、川崎港海底トンネルの日常運営のほか、トンネル設備の管理を行い、トンネル利用への安全確保を図ることを目的としている。

事業内容は、各電気・機械設備を良好な状態に保つため、トンネルの運営管理のほか、電気・機械設備の点検管理を行い、適切な設備の維持管理を行うものである。

令和2年度における取り組みとしては、川崎港海底トンネル設備の運転管理のほか、点検管理、緊急対応・維持補修により各電気・機械設備の維持管理を実施した。

事業の今後の方向性としては、電気・機械設備等の補修工事のほか、各種保守点検業務委託を実施することで、トンネルの安全な通行と利便性を確保できることから、各種設備の点検時期や進捗状況を書面化し確実に実行できるよう事務改善を行い、適正な維持管理に取り組んでいくとしている。

なお、川崎港海底トンネル維持管理事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	川崎港海底トンネル運営事業費

ア. 川崎港海底トンネル運営事業費は、大きく分けて委託料と工事請負費に分かれる。

委託料は、主に海底トンネル施設や電気・機械設備の「保守点検業務」の委託業務であり、基本的に毎年度実施するものである。

工事請負費は、設備の保守点検結果や運用時に確認された不具合など、補修が必要となった設備等にかかる工事費である。

## ② 事業費の推移

### ア. 川崎港海底トンネル運営事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	135,034	137,896	147,989
決算額	136,543	131,544	125,778

## ③ 事業費の主な内訳

### ア. 川崎港海底トンネル運営事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	22,172	電気料、消耗品費
役務費	159	電信電話料
委託料	91,608	海底トンネル施設及び換気所等設備保守運転管理業務委託 67,100千円 海底トンネル遠方監視制御及びC〇計設備保守点検業務委託 5,720千円 川崎港海底トンネル側溝清掃及び集水樹土砂浚渫業務委託 4,620千円 川崎港内及び海底トンネル管理測量業務委託 3,458千円 海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託 3,425千円
工事請負費	11,839	川崎港海底トンネル施設消防設備補修工事 1,903千円 川崎港海底トンネル機械室棟扉補修工事 1,870千円 東扇島カルバートポンプ室流入管（上り側）補修工事 1,815千円 海底トンネル東扇島下り車線出口漏水補修工事 1,760千円
合計	125,778	

## (2) 監査の結果

### ① 川崎港海底トンネル運営事業費

#### 【指摘11】 委託業務の履行管理の徹底について

本事業で実施されている委託事業の中に「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託」（以下、「本委託業務」という。）がある。本委託業務の概要は次のとおりであった。

表30 本委託業務の概要

件名	海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託
契約金額	3,795,000円
契約期間	令和2年9月4日から令和3年3月19日まで
内容	海底トンネル内に設置されている「監視テレビ設備」「非常電話設備」の保守点検業務

（出典：市提供資料より監査人作成）

本委託業務は契約期間内に業務が履行されていないことが確認されたため、令和3年5月<sup>2</sup>になり契約を解除するに至った。なお、最終的には、契約金額の10分の1に相当する損害賠償金を受託者が市に納付している。

業務が不履行となった原因は、受託者側の失念ということが大きいが、本委託業務の仕様書には、下記のとおり受託者と市は連絡を取り合いながら業務を実施していくことが明記されている。

#### 仕様書より抜粋

##### 8 留意事項

本業務委託の実施にあたっては、各設備の技術的理論を把握した実務に熟練した技術員を派遣すること。また、作業責任者は監督員の指示に従いながら作業を行うと共に、中央監視室との連絡を密にすること。なお、業務委託期間中に故障・不具合等について監督員より指示があった場合には、速やかに技術員を派遣し、対応すること。

他方、市は契約期間終了間際の令和3年3月16日になって、受託者に業務の

<sup>2</sup> 契約期間は令和3年3月19日までであるが、市と受託者の間で業務の遂行について議論が続いたため、正式な契約解除日は令和3年5月25日となった。

履行状況を確認しており、そこで初めて業務の不履行を知ることとなった。

これについては、トンネル監視テレビ等の設備にかかるリニューアル工事が並行して実施されていたことから、市の担当者が気づくのが遅れたためであるが、市がもう少し早く業務の状況を確認していれば、このような事態にならなかつたことは明白である。

今後、委託業務については、連絡を定期的にするように受託者に対して指導するとともに、市においても時間的に余裕をもって業務の管理を行うなどして、委託業務の履行管理を徹底する必要がある。

## I – 3 財務分析

### 1. 財政収支状況報告

#### (1) 財政収支状況報告の概要

##### ① 財政収支状況報告の概要

川崎港は東京港及び横浜港と合わせて京浜港として、港湾法施行令第1条に基づき国際戦略港湾に指定されている。国際戦略港湾とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものである（港湾法第2条第2項）。

国際戦略港湾に指定されている川崎港の港湾管理者である市は、港湾法第49条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、経営関係収支報告及び建設関係収支報告を年に1度作成し、国土交通大臣に提出することになっている。経営関係収支報告及び建設関係収支報告とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾における港湾管理者の財政状況を国が把握し、港湾行政の遂行にあたっての基礎資料とするものである。具体的には、経営関係収支報告においては、港湾施設の管理運営その他港湾の経営に関する収支を記載している。また、建設関係収支報告においては、港湾施設の建設改良等港湾管理者の資産を形成する収支を記載している。

財政収支状況報告の作成目的が、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾における港湾管理者の財政状況を把握し、港湾行政遂行にあたっての基礎資料とするものであることから、市においても、港湾事業の計画の策定や推進に際して参考となる資料と想定される。

##### 港湾法より抜粋

**第四十九条** 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。

2 國土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

## (2) 財政収支状況報告の分析

### ① 財政収支状況報告の推移分析

#### ア. 経営関係収支報告の収入に係る推移分析

川崎港における経営関係収支報告の収入に係る平成28年度から令和2年度までの推移は次のとおりである。なお、以下の全ての表において、表中の数値「0」は、千円以下の金額が計上されていること、また「-」は0円であることを示している。

表31 経営関係収支報告 収入推移表

(単位：千円)

	内訳	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
施設使用料及び役務利用料						
	入港料	179,271	193,296	183,683	194,320	173,314
係留施設						
	岸壁・さん橋	272,007	244,931	238,354	243,886	233,891
	物揚場	6,011	5,804	6,377	5,382	4,405
	その他	10,949	10,915	10,839	11,373	11,463
臨港交通施設						
	その他	38,775	40,170	37,209	41,826	50,330
荷さばき施設等						
収入	荷役機械	127,863	135,093	-	-	-
	荷さばき地	911,007	949,665	911,589	953,184	820,324
	上屋	54,249	72,756	86,594	98,446	80,568
	旅客施設	432	432	432	432	432
	廃棄物処理施設	883,468	1,229,188	1,187,886	2,069,284	1,617,645
	船舶給水等	6,996	896	10,077	10,578	8,992
	土地	1,512,865	1,395,460	1,458,382	1,533,100	1,522,954
	建物	19,110	18,463	-	-	-
	その他	597,407	607,895	541,638	542,373	533,667
	占用料等					
	水域占用料	453,015	453,592	453,622	454,476	452,404
	手数料	6	10	7	9	7

	内訳	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
国庫支出金						
災害復旧負担金	—	—	—	7,447	79,313	
県・市町村支出金	1,092	1,092	1,092	2,526	1,066	
受益者負担金等						
港湾環境 整備負担金	42,010	41,176	43,485	37,732	45,229	
公債						
災害復旧	—	4,000	—	4,000	192,000	
財産売払収入	1,422	2,376	67,311	—	175,318	
その他						
配当金	6,270	6,324	6,378	6,414	7,941	
利子	32,269	30,383	25,428	54,709	49,404	
延滞金等	795	27,228	1	64	46,459	
弁償金	—	—	—	2,181	18,553	
立替払金受入	9,273	9,406	3,638	5,375	3,967	
消費税還付金	31,268	84,707	20,516	52,136	110,387	
基金繰入金	299,989	12,362	253,659	3,898,727	1,621,381	
前年度繰入金	136,370	58,759	318,719	1,997,183	375,304	
その他	2,866	42,511	7,919,764	248,610	288,093	
一般会計からの 繰入分等	0	0	0	0	0	
収入 計	5,637,055	5,678,890	13,786,752	12,475,773	8,524,811	

(出典：経営関係収支報告より監査人作成)

上記の収入に係る推移より、主要な増減の内容は次のとおりである。

- 令和元年度の施設使用料及び役務利用料（廃棄物処理施設に関する収入）  
2,069,284千円

令和元年度の施設使用料及び役務利用料（廃棄物処理施設に関する収入）2,069,284千円は、前年度より881,398千円増加している。これは、令和元年度に市役所本庁舎立替工事等の大規模な工事が行われ、当該工事により発生した建設発生土を受け入れたことに伴う収入により増加している。

・平成30年度の財産売払収入 67,311千円

平成30年度の財産売払収入67,311千円は、前年度より64,935千円増加している。これは、千鳥町2号岸壁残存物件売却代金22,500千円及び土地交換契約に係る交換差金44,810千円によるものである。前者は、千鳥町2号岸壁改良工事における購入材の仮設鋼矢板を、工事完了後にスクラップとして指名競争入札により売却したものである。また後者は「川崎港千鳥町再整備計画」に基づき、倉庫の再配置や高層化を行うことにより係留施設背後の公共の荷さばき地の拡大を図るため、市とJA全農たまご株式会社と土地交換を行ったことにより発生した交換差金である。

・令和2年度の財産売払収入 175,318千円

令和2年度の財産売払収入175,318千円は、前年度より175,318千円増加している。これは、市が保有する株式会社NTTドコモ株式を売却したことによる収入14,040千円及び土地の売却に伴う収入161,278千円によるものである。前者は保有する株式会社NTTドコモ株式を日本電信電話株式会社が実施した公開買付けに応じて売却したものである。後者は、国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所が進めている国道357号多摩川トンネル整備事業において、シールドマシンの出発地点として立坑を整備するにあたり必要な範囲の土地を売却したものである。

・令和元年度のその他（基金繰入金） 3,898,727千円

令和元年度のその他（基金繰入金）3,898,727千円は、前年度より3,645,038千円増加している。これは、平成30年度にJR東海から支払われた東扇島堀込部建設負担金に係る収入を港湾整備事業基金に積み立て、当該積立金を取り崩し、東扇島堀込部建設事業を実施していることによるものである。

・令和元年度のその他（前年度繰入金） 1,997,183千円

前年度繰入金とは、港湾整備事業特別会計において、前年度から繰り越してきた事業に係る既収入特定財源（国費や市債を除いた財源）と前年度に生じた決算剰余金の合計である。令和元年度のその他（前年度繰入金）1,997,183千円は、前年度より1,678,464千円増加している。これは、平成30年度の決算剰余金において、JR東海から支払われた東扇島堀込部建設負担金に係る収入が多額であったことによるものである。

・平成30年度のその他（その他） 7,919,764千円

平成30年度のその他（その他）7,919,764千円は、前年度より7,877,253千円増加している。これは、JR東海から支払われた東扇島堀込部建設負担金に係る収入によるものである。

## イ. 経営関係収支報告の支出に係る推移分析

川崎港における経営関係収支報告の支出に係る平成28年度から令和2年度までの推移は次のとおりである。

表32 経営関係収支報告 支出推移表

(単位:千円)

	内訳	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
支出	経営関係管理費						
	人件費	1,008,707	1,040,614	1,081,848	1,060,551	1,055,890	
	庁費	68,099	69,889	75,743	66,929	68,654	
	港湾調査費	42,087	19,460	32,387	12,280	26,055	
	港湾統計調査費	1,992	1,676	1,516	1,571	604	
	災害復旧費	—	4,000	3,233	47,331	336,930	
	施設維持補修費	490,351	260,903	415,460	517,850	550,902	
	施設運営費	839,148	964,488	956,540	858,535	832,584	
	経営委託費	207,136	208,390	208,390	149,190	148,589	
	港湾振興費	179,043	179,616	142,908	228,950	191,123	
	港湾環境整備・ 保全費	986,220	1,128,440	773,267	756,308	1,122,496	
	その他						
	補償費	—	—	6,086,428	—	—	
	基金積立金	61,951	59,983	—	1,883,247	80,192	
	消費税	—	—	—	43	—	
	その他	629,402	545,265	528,041	551,540	624,947	
経営関係公債償還費							
公債							
災害復旧費							
元金	10,272	10,313	10,354	10,395	10,936		
利子	447	405	365	323	285		
一般会計への繰入分等	1,112,200	1,185,148	3,470,272	6,330,730	3,474,624		
支出 計		5,637,055	5,678,890	13,786,752	12,475,773	8,524,811	

(出典:経営関係収支報告より監査人作成)

上記の支出に係る推移より、主要な増減の内容は次のとおりである。

・平成30年度のその他（補償費） 6,086,428千円

平成30年度のその他（補償費）6,086,428千円は、前年度より6,086,428千円増加している。これは、本来は基金積立金として計上するものを誤って補償費として計上したためである。その経緯としては次のとおりである。市は、例年国土交通省から送付された経営関係収支報告の様式において補償費と記載されている内訳項目名を基金積立金に変更して、基金積立金を計上する欄として使用していた。しかし、平成30年度においては、内訳項目名を基金積立金に変更することを失念したため、補償費として計上されている。なお、基金積立金としての増加理由は、平成30年度にJR東海から支払われた東扇島堀込部建設負担金に係る多額の収入が生じ、決算剰余金が例年より増加したことにともない、積立金額が増加したことによる。

#### ウ. 建設関係収支報告の収入に係る推移分析

川崎港における建設関係収支報告の収入に係る平成28年度から令和2年度までの推移は次のとおりである。

表33 建設関係収支報告 収入推移表

(単位:千円)

	内訳	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
国庫支出金						
	基本施設	299,385	260,823	216,372	192,075	204,876
	運営施設	—	4,816	30,322	—	—
県・市町村支出金						
	基本施設	—	13,353	13,353	13,353	13,353
公債						
収入	基本施設	3,557,000	3,255,000	2,521,000	2,323,000	2,519,000
	運営施設	386,000	120,000	490,000	33,000	906,000
	環境施設・保全施設	—	—	24,000	—	269,000
	貸付金元利償還金	29,681	29,600	29,600	29,600	29,681
	受託事業収入	306,666	192,000	419,590	296,620	787,982
一般会計からの繰入分等						
	基本施設	1,410,694	3,625,296	4,429,448	4,000,297	3,210,002
	運営施設	608,613	291,729	4,919,504	4,787,331	1,553,987
	環境施設・保全施設	5,557,829	3,932,805	7,936,061	3,710,589	1,576,993
	その他	32,804	20,797	181,896	29,378	33,336
収入 計		12,188,672	11,746,219	21,211,146	15,415,243	11,104,210

(出典:建設関係収支報告より監査人作成)

上記の収入に係る推移より、主要な増減の内容は次のとおりである。

- 平成30年度の一般会計からの繰入分等（運営施設） 4,919,504千円  
及び（環境施設・保全施設） 7,936,061千円  
平成30年度の一般会計からの繰入分等（運営施設）4,919,504千円及び（環境施設・保全施設）7,936,061千円は、前年度より（運営施設）4,627,775千円、（環境施設・保全施設）4,003,256千円増加している。これらは、一般会計における建設関係公債に係る償還金や、コンテナターミナルや堀込部等に係る整備費といった運営施設整備費などの建設関係支出が生じたことに

伴う増加である。なお、「一般会計からの繰入分等」勘定において、経営関係収支報告における収支差額及びその他の建設関係収入から、建設関係支出を控除した差額を計上している。

#### エ. 建設関係収支報告の支出に係る推移分析

川崎港における建設関係収支報告の支出に係る平成28年度から令和2年度までの推移は次のとおりである。

表34 建設関係収支報告 支出推移表

(単位：千円)

	内訳	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
建設関係管理費						
	人件費	121,436	125,259	130,222	158,587	135,640
	旅費	10,005	8,410	9,115	8,054	8,869
	調査費	227,023	202,286	547,994	714,091	547,126
基本施設整備費						
	直轄事業負担金	3,292,088	2,701,835	2,220,039	1,972,227	2,102,546
	補助事業負担金	1,120,276	1,004,098	1,032,708	832,131	1,337,370
	単独事業支出金	—	403,166	430,139	279,652	235,569
運営施設整備費						
	補助事業負担金	919,289	14,450	100,710	—	—
	単独事業支出金	—	331,990	5,552,510	5,477,929	2,339,106
環境整備・保全施設整備費						
	単独事業支出金	—	—	32,692	399,132	377,162
建設関係公債償還金等						
	公債					
基本施設						
	元金	676,907	975,476	1,476,394	1,385,684	1,406,228
	利子	177,808	171,116	179,504	171,449	161,889
運営施設						
	元金	56,900	56,900	56,900	56,900	180,411
	利子	18,424	19,587	19,740	19,431	18,951
環境施設・保全施設						
	元金	4,872,050	5,102,343	8,707,844	3,491,866	1,825,908
	利子	685,779	599,152	502,777	414,026	372,980
その他						
	元金	64	17,983	198,428	22,433	42,323
	利子	10,623	12,168	13,430	11,651	12,132
	支出 計	12,188,672	11,746,219	21,211,146	15,415,243	11,104,210

(出典：建設関係収支報告より監査人作成)

上記の支出に係る推移より、主要な増減の内容は次のとおりである。

- ・平成30年度の運営施設設備費（単独事業支出金） 5,552,510千円

平成30年度の運営施設設備費（単独事業支出金）5,552,510千円は、前年度より5,220,520千円増加している。これは、平成30年度において、堀込部土地造成関係4,594,993千円、コンテナ施設整備946,035千円、千鳥町荷捌地整備工事11,481千円の設備費が生じているためである。

- ・令和元年度の運営施設設備費（単独事業支出金） 5,477,929千円

令和元年度の運営施設設備費（単独事業支出金）5,477,929千円は、前年度より74,581千円減少している。これは、令和元年度において、堀込部土地造成関係4,208,581千円、コンテナ施設整備1,190,132千円、荷捌地照明改修工事45,276千円、千鳥町共同事務所跡地整備工事33,939千円の設備費が生じているためである。

- ・令和2年度の運営施設設備費（単独事業支出金） 2,339,106千円

令和2年度の運営施設設備費（単独事業支出金）2,339,106千円は、前年度より3,138,832千円減少している。これは、令和2年度において、堀込部土地造成関係1,370,044千円、コンテナ施設整備714,684千円、巡視船新造179,104千円、荷捌地照明改修工事44,759千円、千鳥町荷捌地整備工事30,515千円の設備費が生じているためである。

- ・平成30年度の建設関係公債償還金等（公債 環境施設・保全施設）

8,707,844千円

平成30年度の建設関係公債償還金等（公債 環境施設・保全施設）8,707,844千円は、前年度より3,605,501千円増加している。これは、平成30年度において、廃棄物埋立護岸に係る建設関係公債の償還金が8,511,304千円生じているためである。

## ② 財政収支状況報告の他港湾との比較

### ア. 比較対象港湾の選定

川崎港における財政収支状況報告について検討するにあたり、港湾として持つ機能や性質等を勘案し、川崎港と類似すると考えられる港湾として、四日市港及び水島港を比較対象として選定した。

なお、国土交通省が発表した2020年の港湾別貿易額ランキングにおける、川崎港、四日市港及び水島港の総貿易額、輸出額及び輸入額は次のとおりである。

表35 比較対象港湾の総貿易額等

(単位：億円)

順位	港湾名	総貿易額	輸出額	輸入額
8	川崎港	27,137	8,939	18,198
12	四日市港	18,015	7,252	10,763
13	水島港	16,884	7,332	9,552

(出典：国土交通省 港湾別貿易額ランキング（2020年）)

#### イ. 他港湾との比較

川崎港の令和元年度の財政収支状況報告について、四日市港及び水島港との比較を実施する。この比較は各港湾の収支のみを比較するものであり、各港湾の港湾管理者が所管する業務の範囲や財政収支状況報告の作成方法について同一性が担保されていないことに留意する。

表36 経営関係収支報告 令和元年度 三港の比較

(単位：千円)

収支	収支内訳	川崎港	四日市港	水島港
収入	施設使用料及び役務利用料	5,704,184	2,260,456	805,748
	占用料等	454,485	242,812	78,063
	国庫支出金	7,447	910	11,913
	県・市町村支出金	2,526	0	130,953
	受益者負担金等	37,732	0	945,857
	公債	4,000	7,800	21,384
	財産売払収入	0	0	0
	その他	6,265,399	670,355	0
	一般会計からの繰入分等	0	0	0
小計		12,475,773	3,182,333	1,993,918
支出	経営関係管理費	6,134,325	1,891,125	1,739,062
	経営関係公債償還費	10,718	234	29,076
	一般会計への繰入分等	6,330,730	1,290,974	225,780
小計		12,475,773	3,182,333	1,993,918
差引		0	0	0

表37 建設関係収支報告 令和元年度 三港の比較

(単位：千円)

収支	収支内訳	川崎港	四日市港	水島港
収入	国庫支出金	192,075	87,194	58,759
	県・市町村支出金	13,353	7,514	803,790
	受益者負担金	0	0	0
	公債	2,356,000	1,012,000	5,403,317
	貸付金元利償還金	29,600	0	0
	その他	296,620	525,463	0
	一般会計からの繰入分等	12,527,595	3,529,868	1,737,268
小計		15,415,243	5,162,039	8,003,134
支出	建設関係管理費	880,732	55,385	94,043
	基本施設整備費	3,084,010	886,848	2,358,466
	運営施設整備費	5,477,929	283,033	3,821,185
	環境整備・保全施設整備費	399,132	115,904	0
	厚生施設整備費	0	0	0
	作業船整備費	0	0	0
	出資金	0	0	0
	貸付金	0	0	0
	建設関係公債償還金等	5,573,440	3,641,421	1,729,440
	その他	0	86,553	0
小計		15,415,243	5,162,039	8,003,134
差引		0	0	0

四日市港及び水島港と比較して、川崎港は、経営関係収支報告において、東扇島などの新しい事業の影響があり、東扇島堀込部建設負担金などの収入が多いと想定される。同様に、建設関係収支報告においても、運営施設整備費などの支出が多いと想定される。

### ③ 財政収支状況報告の指標による分析

#### ア. 安定性指標による分析

一般事業会社の経営分析指標である「有利子負債対営業キャッシュ・フロー倍率」に相当するものとして試算した。一般的に、有利子負債キャッシュ・

フロー倍率は、会社の有利子負債を本業の営業活動で生み出している資金で返済する場合に、何年で返済可能かを示した算式である。有利子負債対営業キャッシュ・フロー倍率を求める際の分母は、通常営業キャッシュ・フローであり、港湾の収支報告でいえば、施設使用料及び役務利用料収入から経営関係管理費支出を除いた額がこれに相当すると考えられる。ただし、事業活動が公共の利益と紐づく港湾事業と、利益と紐づく一般事業会社との性質の違いを考慮し、港湾事業の経常的な活動結果である施設使用料及び役務利用料収入を分母とした。

この指標が大きいほど現在の収入に対する過去の借金（起債額）が大きく、現在の経営の負担になっていることになる。

#### 安定性指標 算出式

$$\text{安定性指標 (倍)} = \frac{\text{建設関係公債償還金等}}{\text{施設使用料及び役務利用料収入}}$$

上記の算出式で算定した結果は次のとおりである。

表38 安定性指標分析

(単位：倍)

安定性指標	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
川崎港	1.41	1.42	2.39	0.98	0.79
四日市港	1.62	1.49	1.45	1.61	1.57
水島港	3.24	3.02	2.33	2.15	1.61

川崎港の安定性については、平成30年度までは指標が上昇傾向であったが、令和元年度より減少し、5年前と比べて安定性が上昇していると想定される。これは、過去の港湾事業の推進に伴い建設関係公債償還金等償還額が増加していたが、令和元年度より減少していることによると想定される。また、令和2年度の指標においては、四日市港、水島港と比して指標が最も低く、安定性に問題ない状況と想定される。

#### イ. 収益性指標による分析

一般事業会社の経営分析指標である「売上高営業利益率」に相当するものとして試算した。売上高営業利益率とは、売上高から売上原価を引いた売上総利

益から販売管理費を差し引いた営業利益率の売上高に対する割合をいう。経営関係管理費には人件費、施設維持補修費、港湾環境整備・保全費などが計上されるため、一般事業会社における売上原価と販管費を合計したものに概ね相当する（ただし、基金積立金に関する支出は、費用としての性質を有しないため除く。）。施設使用料及び役務利用料には入港料、係留施設使用料、荷さばき施設使用料、地代などが計上されるため、一般事業会社における売上高に概ね相当する。

この指標が大きいほど収益性が高く、小さいほど収益性が低い。マイナスのものは赤字に相当する。

#### 収益性指標 算出式

$$\text{収益性指標(%)} = \left( 1 - \frac{\text{経営関係管理費※}}{\text{施設使用料} + \text{及び役務利用料}} \right) \times 100$$

※ 経営関係管理費から基金積立金に関する支出を除く。

上記の算出式で算定した結果は次のとおりである。

表39 収益性指標分析

（単位：%）

収益性指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
川崎港	3.6	9.8	9.7	25.5	2.0
四日市港	30.3	23.5	27.8	16.3	22.7
水島港	△3.2	△69.9	△52.9	△115.8	△98.9

川崎港の収益性について、令和元年度に25.5%と3港の中で最も高い数値となっている。これは、令和元年度に市役所本庁舎建替工事等の大規模な工事が行われ、当該工事により発生した建設発生土を受け入れたことに伴う臨時的な収入増加に伴うものであり、経常的な収益性を示してはいない。そのため、令和元年度以外の年度において、3港の港湾管理者に関する収益性指標を比較すると、川崎港について、著しく収益性が低いとはいえないが、収益性を上げができる可能性があると想定される。

### (3) 財政収支状況報告の作成プロセス

#### ① 財政収支状況報告の作成プロセス

##### ア. 財政収支状況報告の作成プロセスの概要

川崎港の財政収支状況報告は、財政収支状況報告の作成のために港湾局において継続して使用しているエクセル及びワードファイルを、作成担当者が更新することにより作成されている。これらのファイルは01から06の6つに分類されており、各分類のファイル名は以下のとおりである。

表40 財政収支状況報告作成に係るファイル一覧

番号	分類名	ファイル名
01	給与費関連	給与費データ
02	公債費関連	公債費（データ入力）
03	歳入	歳入（データ入力）
04	歳出	財政収支データ
05	財源	財源内訳（完成版）
06	まとめ	【別紙1,2】様式（マニュアル） 【別紙1,2】様式（前年比較表） 【別紙1,2】様式（完成版） 概要

（出典：市提供資料より監査人作成）

上記のファイルには、更新作業にあたり留意事項、数値を入力するセル名、手入力箇所の明示、また、検算方法など、仮に作成担当者が変更になった場合でも、新たな作成担当者が業務を実施できるように詳細な指示内容が記載されている。

しかし、作成担当者による更新作業について、作成担当者以外の者が確認することはなく、作業結果に関して作成担当者の上長により総括的に確認されている状態である。そのため、作成担当者が誤った場合に、誤りが修正される可能性が低いと想定される。

##### イ. 財政収支状況報告の作成プロセスの検証

市では、財政収支状況報告書を毎年7月から9月にかけて作成するため、令和2年度の財政収支状況報告書の作成時期は、本報告書における検討時期と重複している。そのため、令和2年度ではなく令和元年度の財政収支状況報告

書に関連する資料を閲覧し、エクセル上の計算式の妥当性を検討し、また、入力された数値と根拠資料を照合した。手続きを実施した結果、財政収支状況報告書に影響を生じさせるような作成作業の誤りは発見されなかった。しかし、現時点では財政収支状況報告に影響を与えないが、今後、影響が生じる可能性がある事項として次の項目が発見された。

表41 発見事項

番号	事象	備考
1	SUM関数の集計範囲を誤り、集計するべきセルが含まれていない。	該当セルの数値が0であったため、財政収支状況報告に影響はない。
2	ROUND関数の使用にあたり、エクセルシートごとに四捨五入する桁数が異なっている。	報告書作成にあたり規定はないが、各シートでの使用方法が異なると、計算結果に影響が出る可能性がある。
3	エクセルの表上では、計算式を用いて算定しているように記載しているが、実際には他のシートのセルを参照している。	表示されている数値が、計算式で算出された結果との誤解を与える可能性がある。
4	他シートの数値を手入力している。	入力誤りが発生する可能性がある。
5	検算方法をコメントで記載している。	コメントを見ないと検算が行われない可能性がある。
6	毎年度変更する指標が直接計算式に含まれている。 (計算式の例) $=INT(D19*0.1098/1000)$ 「0.1098」が毎年変更される指標	計算式に変更が必要な指標を含めると、毎年度計算式を変更する必要があり、誤りが生じやすい。 (改善の例) A24セルに「0.1098」を入力し、次のような計算式を設定する。 $=INT(D19*A24/1000)$
7	計算式について意図しない変更を防止するためにセルを保護していない。	誤動作等による意図しない変更が行われる可能性がある。

(出典：監査人作成)

## (4) 監査の結果

### 【指摘 12】 集計範囲の誤りについて

市は、財政収支状況報告を作成するにあたり、エクセルファイルを用いて発生した費用の集計や按分などの計算作業を行っている。当該エクセルファイルにおける計算作業について、その使用状況を確認したところ、SUM関数の使用において、集計範囲を誤っている項目が発見された。

当該項目に関しては、令和元年度において、セルの数値が0であることなどから集計した結果に影響を与えないため、財政収支状況報告への影響はない。しかし、今後0以外の数値が入力された場合には、SUM関数によって誤って算定された結果が財政収支状況報告に影響するため、SUM関数の集計する範囲について修正する必要がある。

### 【意見 38】 財政収支状況報告の活用について

財政収支状況報告の作成目的は、川崎港の財政状況を把握し、港湾行政遂行にあたっての基礎資料とするものである。しかし、市では、港湾事業に係る計画の策定や事業の推進において、財政収支状況報告を活用していない。その理由として、例えば、財政収支状況報告においては、一般会計における公債等が含まれていることから、特別会計で実施される事業を検討する際の情報としては余分な情報が含まれているなど、情報として活用するには適合していないと判断していることが挙げられる。

確かに、各事業の検討を行う場合には、特別会計のように独立した事業の会計数値を把握できる情報を活用することが望ましいと考えられる。しかし、川崎港全体として、公共サービスを含む包括的な港湾事業の計画や事業の推進を検討する場合には、財政収支状況報告が有する包括的な収支の情報は、例えば、収支の推移を検証することにより収支の傾向を把握することができるように、活用の方法により有用であると考えられる。

したがって、包括的な港湾事業に係る事業の計画や推進に関しては、川崎港の財政収支状況報告（報告書を作成するに際して、按分計算や集計された金額や割合などが記載された資料を含む。）を活用することが望ましい。

### 【意見 39】 財政収支状況報告の作成プロセスの整備について

市では、財政収支状況報告の作成にあたり、作成担当者が実施した作業結果について、当該作成担当者以外の者が確認することはなく、作成担当者の上長によ

り総括的に確認されている状態である。このような状況では、作成担当者が実施した作業内容が誤った場合に、誤りが修正される可能性が低く、誤った財政収支状況報告が作成され国に報告されることになる。

したがって、作成担当者が実施した作業結果に関して、例えば、作成担当者は別の確認担当者を設け、作業内容を確認し誤りがある場合には修正することや、作成した数値を前期と比較するなどの分析手段により異常点を発見することができる体制を構築することなど、財政収支状況報告の作成プロセスにおいて発見的統制を整備する必要がある。

#### 【意見40】 財政収支状況報告の作成に係るファイルの改善について

財政収支状況報告の作成にあたり、使用しているエクセルファイルに関して、以下に示す点について改善することが望ましい。

##### ① SUM関数の集計範囲について

指摘1において記載したとおり、SUM関数の集計範囲に誤りが生じているため、集計範囲について確認する。

##### ② ROUND関数の利用方法について

各シートにおいてROUND関数の使用方法が異なっているため、例えば、割合の算定にはROUND関数を使用せず、金額や人数の算定には、小数点以下第1位を四捨五入するなど、計算の目的・用途に応じた関数の設定を行う。

##### ③ 表題と計算式の整合性について

エクセル表の表題において計算式で求めた結果として示されているセルには、エクセル関数の計算式の結果が表示されるようにする。

##### ④ 手入力するセルについて

誤謬の発生を低減させるため、他のシートの数値を手入力しているセルに関しては、可能な限り関数を用いて他のシートのセルを参照させ、手入力することを減少させる。

##### ⑤ 檢算について

検算方法をエクセルのコメント機能を用いて示すのではなく、エクセル関数を用いて計算し検算結果が明示されるような関数を設定するか、セルに直接記載して、コメント機能が非表示になった場合においても、作成担当者が認識できるようにする。

⑥ 計算式の構成要素について

エクセル関数の計算式の構成要素として数値を手入力せずに、数値を手入力するセルを設けて、計算式には当該セルを参照する。

⑦ パスワード保護について

意図しない変更が行われないようにエクセル上の計算式にはパスワードの設定により保護を行う。

## 2. 港湾整備事業特別会計

### (1) 港湾整備事業特別会計の概要

#### ① 港湾整備事業特別会計の概要

特別会計は、地方自治法第209条第2項に定められているとおり、条例によって設置することができる。市は、川崎市特別会計条例に基づいて、川崎市港湾整備事業特別会計を設置している。

#### 地方自治法より抜粋

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

また、地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条において、港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）は、「公営企業」に該当し、特別会計を設け、独立採算制を原則としている。

#### 地方財政法より抜粋

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てができる。

## ② 港湾整備事業特別会計の決算概況

港湾整備事業特別会計の平成28年度から令和2年度までの推移は、表42のとおりである。

**表42 港湾整備事業特別会計の収支の推移**

(単位：千円)

款	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	注
歳入						
1. 使用料及び手数料	753,585	806,867	484,590	496,048	473,617	c
2. 国庫支出金	68,013	6,443	41,975	20,039	—	
3. 県支出金	546	546	546	560	565	
4. 財産収入	1,098,495	1,095,186	1,087,511	1,118,777	1,113,088	
5. 繰入金	299,989	12,362	253,659	3,898,727	1,621,381	
6. 繰越金	136,370	58,759	318,791	1,997,183	375,304	
7. 諸収入	68,918	121,769	12,951,824	2,221,732	427,564	a, c
8. 市債	386,000	54,000	490,000	33,000	713,000	
歳入合計	2,811,916	2,155,933	15,628,896	9,786,066	4,724,519	
歳出						
1. 港湾整備事業費	2,049,731	1,219,250	7,000,044	6,944,751	3,417,830	a～c
2. 諸支出金	691,352	604,384	6,614,470	2,433,467	704,370	
3. 公債費	12,073	13,507	17,199	32,544	157,530	
4. 予備費	—	—	—	—	—	
歳出合計	2,753,156	1,837,142	13,631,713	9,410,762	4,279,730	
歳入歳出差引残額	58,759	318,791	1,997,183	375,304	444,790	
翌年度へ繰り越すべき財源	36,569	307,871	198,245	374,197	147,149	
実質収支額	22,190	10,920	1,798,938	1,107	297,641	
港湾整備事業基金積立金残高	3,920,306	3,967,927	9,800,696	7,785,216	6,244,028	
市債 残高	1,999,000	2,053,000	2,543,000	2,692,000	2,634,489	

(出典：市提供資料より監査人作成)

(注) 令和2年度までの5年間において、顕著な増減は以下のとおりである。

- a. 平成30年度から東扇島掘込部土地造成事業が始まったため、歳入の諸収入にJR 東海から支払われた東扇島掘込部建設負担金収入、歳出の港湾整備事業費に本事業の整備費が計上されている。当該事業の詳細は、(2)①を参照。
- b. 千鳥町再整備事業の一環である共同事務所の移転・集約は平成30年度に完了、立体モータープール整備は令和元年度に完了したため、歳出の港湾整備事業費に計上されていたこれらの事業費は、前者は令和元年度以降、後者は令和2年度以降発生していない。
- c. 平成30年4月からコンテナターミナルの管理運営について利用料金納付金制が導入されたため、平成29年度まで歳入の使用料及び手数料に計上されていた共同事務所使用料(1級事務所使用料及び付帯施設使用料)、港湾使用料(ふ頭用地使用料、荷さばき地使用料)、コンテナ関連施設使用料、並びに、歳出の港湾整備事業費に計上されていた指定管理料は発生しなくなった。これらに代わり、平成30年度以降は歳入の諸収入に指定管理納付金が計上されている。利用料金納付金制導入による収支への影響は、(2)②を参照。

表42の歳入の推移の詳細を示したものが、表43である。

表43 歳入の内訳の推移

(単位：千円)

款・目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	注
<b>1. 使用料及び手数料</b>	<b>753,585</b>	<b>806,867</b>	<b>484,590</b>	<b>496,048</b>	<b>473,617</b>	
上屋倉庫使用料	89,367	107,874	121,713	133,565	115,687	a
共同事務所使用料	81,385	82,568	21,991	23,906	32,867	b
港湾使用料	449,010	471,738	340,679	338,366	324,855	c
コンテナ関連施設使用料	133,779	144,477	—	—	—	d
その他使用料	42	207	205	205	206	
手数料	2	3	2	6	2	
<b>2. 国庫支出金</b>	<b>68,013</b>	<b>6,443</b>	<b>41,975</b>	<b>20,039</b>	<b>—</b>	
港湾整備事業費国庫支出金	68,013	6,443	41,975	20,039	—	e
<b>3. 県支出金</b>	<b>546</b>	<b>546</b>	<b>546</b>	<b>560</b>	<b>565</b>	
港湾整備事業費委託金	546	546	546	560	565	
<b>4. 財産収入</b>	<b>1,098,495</b>	<b>1,095,186</b>	<b>1,087,511</b>	<b>1,118,777</b>	<b>1,113,088</b>	
財産貸付収入	1,064,803	1,064,803	1,062,083	1,064,068	1,063,684	
基金運用収入	32,269	30,383	25,428	54,709	49,404	
物品受払収入	1,422	—	—	—	—	
<b>5. 繰入金</b>	<b>299,989</b>	<b>12,362</b>	<b>253,659</b>	<b>3,898,727</b>	<b>1,621,381</b>	
港湾整備事業基金繰入金	299,989	12,362	253,659	3,898,727	1,621,381	f
<b>6. 繰越金</b>	<b>136,370</b>	<b>58,759</b>	<b>318,791</b>	<b>1,997,183</b>	<b>375,304</b>	
繰越金	136,370	58,759	318,791	1,997,183	375,304	
<b>7. 諸収入</b>	<b>68,918</b>	<b>121,769</b>	<b>12,951,824</b>	<b>2,221,732</b>	<b>427,564</b>	
延滞金	436	—	—	—	—	
貸付金元利収入	29,681	29,600	29,600	29,600	29,681	
弁償金	—	—	—	2,181	18,553	g
納付金	7,534	7,462	235,274	248,650	268,680	h
雑入	31,268	84,707	12,686,949	1,941,301	110,651	i
<b>8. 市債</b>	<b>386,000</b>	<b>54,000</b>	<b>490,000</b>	<b>33,000</b>	<b>713,000</b>	
港湾整備事業債	386,000	54,000	490,000	33,000	713,000	j
<b>歳入合計</b>	<b>2,811,916</b>	<b>2,155,933</b>	<b>15,628,896</b>	<b>9,786,066</b>	<b>4,724,519</b>	

(出典：市提供資料より監査人作成)

(注) 主な増減理由は以下のとおりである。

- a. 上屋倉庫使用料：平成28年度以降は、一部の申請者の利用形態の変更により、利用区画や日数が増加したため、使用料が増加している。ただし、令和2年度は、コロナ禍により全体的に荷動きが停滞し、利用区画や日数が減少したため、使用料が減少している。
- b. 共同事務所使用料：平成30年度以降大幅に減少しているのは、千鳥町再整備の一環として市営共同事務所を廃止したため2級事務所使用料収入が発生しなくなったこと、及び、平成30年4月からコンテナターミナルの利用料金納付金制が導入されたため、1級事務所使用料及び付帯施設（ゲート関連施設使用料等）が発生しなくなったことによる。一方で、平成30年度から令和2年度まで増加しているのは、利用者のニーズに応じて千鳥町と東扇島に荷役機械置場を新設したため、その使用料が増加していることによる。
- c. 港湾使用料：平成30年4月からコンテナターミナルの管理運営の対象範囲が拡大され、ターミナルに隣接するふ頭用地の一部が指定管理対象となったこと、及び、利用料金納付金制が導入されたことにより、平成30年度以降ふ頭用地使用料が減少している。また、荷さばき地使用料についても、利用料金納付金制が導入されたことにより減少している。
- d. コンテナ関連施設使用料：平成30年4月からコンテナターミナルの利用料金納付金制が導入されたため、平成30年度以降は発生していない。
- e. 港湾整備事業費国庫支出金：平成28年度以降の内容は、特別会計に区分されているSOLAS設備（改正SOLAS条約に基づき平成16年度に設置されたカメラ等の監視設備、赤外線・振動センサー等）改修のための補助金と、千鳥町の市営共同事務所の廃止に伴う建物撤去のための補助金である。令和2年度は、前者の改修は行われておらず、後者は建物撤去が完了した令和元年度以降は発生していないため、これらの補助金は発生しなかった。
- f. 港湾整備事業基金繰入金：④港湾整備事業基金を参照。
- g. 弁償金：福島原発事故により、放射能測定機器の校正や、中古自動車の放射能測定に使用するふ頭用地・荷さばき地について使用料減免を余儀なくされたことに対する、東京電力ホールディングス株式会社から賠償金の支払いがあった。
- h. 納付金：平成30年度以降はコンテナターミナル指定管理納付金が計上されている。コンテナ取扱貨物量の増加に伴い利用料金収入が増加したことから、その一定割合が納付されることになっているコンテナターミナル指定管理納付金も年々増加している。
- i. 雑入：平成30年度及び令和元年度において、JR東海から支払われた東扇島堀込部建設負担金収入が、それぞれ12,666,260千円、1,888,120千円計上され

ている。また、港湾整備事業特別会計の歳入は土地貸付料等の非課税収入が多い一方で、歳出は基本的に工事請負費等の課税支出であるため、令和元年度及び令和2年度に消費税還付金がそれぞれ52,136千円、110,387千円計上されている。

j. 港湾整備事業債：③市債を参照。

表42の歳出の推移の詳細を示したものが、表44である。

表44 歳出の内訳の推移

(単位：千円)

款・目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	注
<b>1. 港湾整備事業費</b>	<b>2,049,731</b>	<b>1,219,250</b>	<b>7,000,044</b>	<b>6,944,751</b>	<b>3,417,830</b>	
東扇島コンテナ機能施設整備費	1,016,927	653,307	1,505,430	1,789,256	1,338,981	a
東扇島施設整備費	230,072	192,106	5,019,960	4,714,375	1,742,672	b
千鳥町施設整備費	387,542	23,588	409	37,403	377	c
上屋倉庫事業費	5,670	6,497	9,277	7,776	9,550	
港湾保安対策費	84,182	77,839	96,584	134,542	73,860	d
港湾総務費	205,991	248,793	262,980	261,398	252,389	e
港湾共同事務所事業費	119,346	17,122	105,404	—	—	f
<b>2. 諸支出金</b>	<b>691,352</b>	<b>604,384</b>	<b>6,614,470</b>	<b>2,433,467</b>	<b>704,370</b>	
港湾整備事業基金積立金	61,950	59,983	6,086,428	1,883,247	80,193	g
一般会計繰出金	629,402	544,402	528,041	550,220	624,177	h
<b>3. 公債費</b>	<b>12,073</b>	<b>13,507</b>	<b>17,199</b>	<b>32,544</b>	<b>157,530</b>	
元金	—	—	1,798	18,115	142,725	i
利子	12,073	13,310	13,612	14,298	14,119	i
公債諸費	—	197	1,789	132	686	
<b>4. 予備費</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	
<b>歳出合計</b>	<b>2,753,156</b>	<b>1,837,142</b>	<b>13,631,713</b>	<b>9,410,762</b>	<b>4,279,730</b>	

(出典：市提供資料より監査人作成)

(注) 主な増減理由は以下のとおりである。

a. 東扇島コンテナ機能施設整備費：毎年度継続的に荷役機械及び電気設備の維持・補修を実施するとともに、荷さばき地整備工事を推進している。また、平成30年度及び令和元年度において照明設備の整備を実施した。

- b. 東扇島施設整備費：平成30年度、令和元年度及び令和2年度に、東扇島土地造成事業費及び東扇島土地造成関連事業費が、それぞれ4,996,645千円、4,709,865千円及び1,723,142千円計上されている。
- c. 千鳥町施設整備費：立体モータープールの整備事業費である。整備は完了したため、令和2年度以降は管理事業費のみの発生である。
- d. 港湾保安対策費：SOLAS設備の改修は耐用年数等を考慮して実施するため、SOLAS設備の改修の実施有無やその金額によって変動する。
- e. 港湾総務費：港湾総務費のなかで、京浜港広域連携推進事業費が最も大きく、全体の約5～6割を占めている。当該事業費の大半は、国際コンテナ戦略港湾事業関係補助金であり、平成30年度以降は新規航路開設に伴う船社への補助メニューを追加した。これにより、補助対象貨物が増加し、実際に新規航路が開設され、当該事業費は増加傾向にある。その他に増加傾向にあるのは一般業務経費である。これは、千鳥町及び東扇島警備等業務委託費を平成30年度以前は一般会計から全額支出していたが、警備業務の対象施設には特別会計の施設も含まれているため、令和元年度から会計別に面積割合に応じて按分して支出するようになったことがその要因である。一方、令和2年度は、港湾情報システム開発事業費が発生しなかったため、港湾総務費全体としては減少している。
- f. 港湾共同事務所事業費：平成30年度をもって千鳥町の共同事務所の移転・集約が完了したため、令和元年度以降は発生していない。
- g. 港湾整備事業基金積立金：④港湾整備事業基金を参照されたい。
- h. 一般会計繰出金：かわさきファズ（株）用地及び東扇島物流拠点地区の貸付収入の1/2、及び臨港道路東扇島水江町線直轄工事負担金に係る一般財源負担の1/2の金額を繰出している。
- i. 元金、利子：③市債を参照されたい。

### ③ 市債

港湾整備事業特別会計が起債した令和2年度末の市債残高の内訳は表45のとおりである。

表45 令和2年度末の市債残高の内訳

(単位：千円)

事業債	発行額	現金償還額	残高	発行年月 (借入期間始期)	償還年月 (借入期間終期)	利率
千鳥町施設整備事業債	1,497,000	94,319	1,402,681	平成27年5月	令和17年3月	0.8%
	261,000	15,353	245,647	平成29年3月	令和19年3月	0.3%
	241,000	13,839	227,161	平成29年5月	令和19年3月	0.3%
東扇島コンテナ事業債 (荷役機械)	54,000	—	54,000	平成30年2月	令和10年2月	0.24%
	490,000	—	490,000	平成31年2月	令和11年2月	0.14%
	66,000	—	66,000	令和3年2月	令和13年2月	0.145%
東扇島コンテナ事業債	33,000	—	33,000	令和2年2月	令和12年2月	0.095%
	116,000	—	116,000	令和3年2月	令和13年2月	0.145%
令和2年度末残高合計			2,634,489			

(出典：市提供資料より監査人作成)

表45の市債の主な償還財源は、表43の歳入の共同事務所使用料（荷役機械置場使用料）、港湾使用料（荷さばき地使用料）、及び納付金（コンテナターミナル指定管理納付金）である。令和2年度末の市債残高2,634,489千円を令和2年度のこれらの償還財源の合計420,138千円で除すると6.27になる。これは、償還財源の6.27倍の市債残高を有しているという意味である。言い換えると、償還財源によって市債を何年で償還できるかを意味している指標である。これらの歳入は様々な歳出の財源にも充当されており、その全額が市債の償還に充てられるわけではないが、市債の償還期間を考慮すると現時点での安全性が懸念される材料は特段ないと考えられる。

なお、市債の償還については、特別会計で起債したものについても、財政局が一元管理しており、各特別会計から公債管理特別会計へ繰出しを行い、公債管理特別会計から償還を行う。また、将来の市債の償還に備えて減債基金に積み立てており、財政局からの指示に基づいて港湾整備事業特別会計から一括償還積立金を支出（平成30年度は1,798千円、令和元年度は18,115千円、令和2年度は19,214千円が表44の公債費の元金に含まれている）している。

#### ④ 港湾整備事業基金

基金は、地方自治法第241条第1項に定められているとおり、条例によって設けることができる。市は、川崎市基金条例に基づいて、港湾整備事業の資金に充てるため、港湾整備事業基金を設置している。なお、港湾整備事業基金の運用は、

川崎市基金管理要綱に基づき、財政局が一元管理している。

地方自治法より抜粋

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

港湾整備事業基金残高の平成28年度から令和2年度までの推移は、表46のとおりである。なお、当該基金の残高は、平成30年度以降は、JR東海から受け入れた東扇島堀込部土地造成事業に係る負担金収入の残高とそれ以外の事業に係る残高からなる。

東扇島堀込部土地造成事業の事業費は、その全額を基金に積み立てているJR東海からの負担金で賄うことになっている。そのため、東扇島堀込部土地造成事業の部分と当該事業以外の部分は明確に分けて管理する必要があり、年度末残高のみならず繰入額と積立額もその流れを明確にし、後述する表48の推移と整合性がとれていなければならない。

表46 港湾整備事業基金残高の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 年度初残高	4,158,345	3,920,306	3,967,927	9,800,696	7,785,216
2. 繰入金 (特別会計の歳入)	299,989	12,362	253,659	3,898,727	1,621,381
堀込部土地造成事業	—	—	—	2,821,745	1,621,381
堀込部土地造成事業以外	299,989	12,362	253,659	1,076,982	—
3. 積立金 (特別会計の歳出)	61,950	59,983	6,086,428	1,883,247	80,193
貸付金利子収入	29,681	29,600	29,600	29,600	29,681
基金運用収入	32,269	30,383	25,428	54,709	49,404
堀込部土地造成事業積立	—	—	6,020,480 (注2)	1,655,869 (注3)	—
堀込部土地造成事業以外 の実質収支額	—(注1)	—(注1)	10,920	143,069 (注4)	1,107
4. 年度末残高	3,920,306	3,967,927	9,800,696	7,785,216	6,244,028
堀込部土地造成事業	—	—	6,020,480	4,854,604	3,233,223
堀込部土地造成事業以外	3,920,306	3,967,927	3,780,216	2,930,612	3,010,805

(注1) 前年度の決算剰余金(表1の実質収支額)を翌年度に基金へ直接支出(積立)処理するのではなく、基金繰入金から差し引いた金額を繰入処理(表5の2と相殺)していた。こうした処理では、実質収支額、基金繰入金、及び基金積立金の関係が不明瞭になってしまったため、平成30年度から前年度の実質収支額は、翌年度に基金繰入金と相殺しないで、基金へ積立処理するようになった。

(注2) 平成30年度当初予算額は、JR東海からの負担金収入12,666,260千円に対し、東扇島土地造成事業費は6,645,780千円であり、その差額の6,020,480千円を積み立てた。

(注3) 平成30年度の決算の収支差額7,676,349千円(後述する表7の4参照)と(注2)において説明した6,020,480千円との差額である1,655,869千円を積み立てた。

(注4) 平成30年度の決算剰余金1,798,938千円のうち、(注3)において説明した1,655,869千円を差し引いた143,069千円が、堀込部土地造成事業以外の実質収支額になる。

(出典：市提供資料より監査人作成)

令和2年度末の堀込部土地造成事業に係る残高3,233,223千円は、後述する表48のJR東海負担分の歳入累計と歳出累計の差額と一致していることがわかる。

## (2) 収支分析

### ① 事業の収支分析

「臨海部を活性化する」という市の政策のもと様々な施策を実現するための具体的な手段として、港湾整備事業特別会計の歳出には、毎年度、複数の事務事業に関する支出が計上されている。これに関して、令和2年度現在、東扇島堀込部土地造成事業以外は、事業ごとの収支管理は行われていない。また、投資の意思決定をする際の経済性評価も行われていない。これは、東扇島堀込部土地造成事業以外の事業は、1) 港湾施設の維持補修やポートセールス等は継続的に行われるため、事業期間や総事業費を定めていない、2) 各事業の支出が一対一で特定の収入に紐づけられるものではない、3) 一つの事業の支出が特別会計と一般会計の両方に計上される場合は、投資による効果を両者に按分することは難しい、という理由による。このため、東扇島堀込部土地造成事業以外の事業は、特別会計全体として採算がとれるように管理しているということであった。

ただし、起債をして施設を整備する場合、例えば、千鳥島再整備事業の一環として立体モータープールの整備を行なったが、このような場合は、市債の償還計画を立てる際に、事業収支計画を立てて計画と実績との比較分析を行っているとのことである。

一方、東扇島堀込部土地造成事業は、JR 東海からの負担金を財源として実施される事業であり、単一の事業として収支管理を行っている。当該事業は、リニア中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要となる護岸築造工事及び埋立管理費等の費用はJR 東海の負担とすることが平成30年3月締結の基本協定において定められている。

事業概要は、表47のとおりである。

表47 東扇島堀込部土地造成事業の概要

事業目的	川崎港において増加するコンテナ貨物や主要貨物である完成自動車に対応するための用地等を確保するため、東扇島堀込部において建設発生土を埋立用材として、海面埋め立てによる土地造成を行う。
事業主体	川崎市
事業期間	平成30年度～令和9年度
埋立区域・埋立面積	川崎区東扇島地先の公有水面・約13.2ha
埋立用材・埋立土量	建設発生土・約140万m <sup>3</sup>
総事業費	240億円 負担内訳：JR東海 200億円 川崎市 40億円

(出典：市提供資料より監査人作成)

平成30年度から令和2年度までの歳入と歳出の推移は表48のとおりである。

表48 東扇島堀込部土地造成事業の歳入と歳出の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
JR東海負担分				
1. 前年度繰越額	—	7,676,349	4,854,604	—
2. 歳入	12,666,260	1,888,120	—	14,554,380
3. 歳出	4,989,911	4,709,865	1,621,381	11,321,157
4. 差額：1+2-3	7,676,349	4,854,604	3,233,223	—
川崎市負担分				
5. 歳出	6,734	—	101,761	108,495
6. 執行額：3+5	4,996,645	4,709,865	1,723,142	11,429,652

(出典：市提供資料より監査人作成)

令和2年度末において、11,429,652千円（総事業費の47.6%）が執行されていることになる。また、これまでのところ、総事業費を超過するような事象は生じていないとのことである。

なお、当該事業完成後の具体的な利用計画については現在策定中である。市負担分について、起債して財源を調達することになる場合は、償還計画を作成するにあたって事業収支計画を策定することが必要になる。

## ② コンテナターミナルの利用料金納付金制導入による収支への影響

コンテナターミナルの管理運営について、指定管理者が自立的なターミナル経営を行い、船会社等の利用者へのサービスが向上することを目的として、平成30年4月から利用料金納付金制を導入した。併せて、民間活力を発揮した営業を展開するため、ポートセールス業務を指定管理業務の対象とした。また、ターミナルに隣接するふ頭用地の一部を指定管理対象範囲に加えるとともに、電気料金の支払い等の業務を市から指定管理者に移管した。

これらのことによる収支への影響を示したのが、表49である。

表49 コンテナターミナルの利用料金納付金制導入による収支への影響

(単位：千円、コンテナ取扱貨物量はTEU)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入					
共同事務所使用料	62,125	63,752	—	—	—
港湾使用料	90,796	104,581	—	—	—
コンテナ関連施設使用料	133,779	144,477	—	—	—
電気・水道料金納付金	5,194	5,293	—	—	—
指定管理納付金	—	—	233,554	245,358	266,394
歳入合計	291,893	318,103	233,554	245,358	266,394
歳出					
東扇島コンテナ機能施設整備費（指定管理料）	64,022	65,625	—	—	—
東扇島コンテナ機能施設整備費（電気料金）	38,358	45,092	—	—	—
歳出合計	102,380	110,717	—	—	—
収支差引：A	189,513	207,386	233,554	245,358	266,394
Aの対前年度増減率	—	9.4%	12.6%	5.1%	8.6%
コンテナ取扱貨物量 (注)：B	111,977	129,298	146,893	160,502	170,000
Bの対前年度増減率	—	15.5%	13.6%	9.3%	5.9%

(注) 公共埠頭（港湾管理者である川崎市が保有・管理）と専用埠頭（民間事業者が保有・管理）を合計した川崎港全体のコンテナ取扱貨物量を示す。

(出典：市提供資料より監査人作成、コンテナ取扱貨物量は国土交通省ホームページ掲載の「港湾別コンテナ取扱貨物量一覧」より引用)

市は、利用料金納付金制を導入する際に、その影響を「平成32（令和2）年度に15万TEUを達成した場合、平成28年度収支と比較し、平成32（令和2）年度の市の歳入は、増加となる見込み」と分析していたが、表50が示すように、令和2年度のコンテナ取扱貨物量は、コロナ禍の影響があったものの、導入前の推計を上回る17万TEU（このうち公共埠頭分は16.1万TEU）を達成し、表49の「収支差引」は順調に伸びて市の収入増加に貢献していることがわかる。

### ③ 経営戦略の収支分析

総務省は、公営企業の厳しい経営環境における経営健全化のための取組として、令和2年度までに「経営戦略」を策定することを要請してきた。市の港湾整備事業については、経営戦略を平成30年3月に策定し、市ホームページで公開されている。当該経営戦略は、川崎市総合計画第2期実施計画と整合性を取るため、計画期間は平成30年度から令和7年度までとなっている。また、市は、当該経営戦略の収支計画と同様の手法により地方公営企業決算状況調査報告を行っており、計画と実績の比較分析をしている。

経営戦略の収支計画では、表42の歳入及び歳出を表50で示した区分に組替えている。

表50 経営戦略の収支計画の各区分に対応する特別会計の歳入及び歳出

経営戦略の収支 計画の区分	特別会計の歳入または歳出の内容
営業収益	使用料及び手数料、県支出金、コンテナターミナル指定管理に係る納付金（注）
営業費用	港湾整備事業費のうち通常の業務活動に係る費用（コンテナターミナルの補修工事費を含む）
営業外収益	財産収入、諸収入（コンテナターミナル指定管理に係る納付金と東扇島堀込部建設負担金収入を除く）
営業外費用	公債費のうち利子及び公債諸費
資本的収入	国庫支出金、港湾整備事業基金繰入金、東扇島堀込部建設負担金収入（注）、市債
資本的支出	港湾整備事業費のうち建設改良費、公債費のうち元金、一般会計繰出金

（注）市ホームページで公表されている経営戦略の収支計画では、コンテナターミナル指定管理に係る納付金と東扇島堀込部建設負担金収入は営業外収入に含めていたが、これらが発生した平成30年度の地方公営企業決算状況調査報告時に見直しを行い、前者を営業収入、後者を資本的収入に含めている。

（出典：市提供資料より監査人作成）

表42の特別会計の歳入と歳出を表50の区分に基づいて組替えたものが表51である。

表51 経営戦略の収支計画の区分に基づく特別会計の組替

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 営業収益	754,131	807,413	718,690	741,966	740,575
2. 営業外収益	1,167,412	1,216,955	1,139,520	1,207,031	1,274,259
3. 営業費用	917,963	959,967	1,255,466	1,473,680	1,177,992
4. 営業外費用	12,073	13,507	15,401	14,429	14,805
5. 収益的収支差引： 1+2-3-4	991,507	1,050,894	587,343	460,888	822,037
6. 資本的収入	754,002	72,805	13,451,894	5,839,886	2,334,381
7. 資本的支出	1,761,170	803,684	6,274,417	6,039,406	3,006,741
8. 資本的収支差引： 6-7	△1,007,168	△730,879	7,177,477	△199,520	△672,360
9. 収支再差引：5+8	△15,661	320,015	7,764,820	261,368	149,677
10. 港湾整備事業基金 積立金	61,950	59,983	6,086,428	1,883,247	80,193
11. 前年度繰越金	136,370	58,759	318,791	1,997,183	375,304
12. 形式収支： 9-10+11	58,759	318,791	1,997,183	375,304	444,790
13. 翌年度へ繰り越す べき財源	36,569	307,871	198,245	374,197	147,149
14. 実質収支：12-13	22,190	10,920	1,798,938	1,107	297,641
15. 地方債償還金 (7に含まれる)	—	—	1,798	18,115	142,725
16. 収益的収支比率： (1+2)/(3+4+15)	206.6%	208.0%	146.0%	129.4%	150.9%

(出典：市提供資料より監査人作成)

市の港湾整備事業の収支の特徴は、表51が示すように営業収益を営業費用が上回っていることである。これは、営業費用に多額のコンテナターミナルに関する補修工事費（荷役機械及び電気設備の維持・補修費）が含まれているためである。また、営業外収益と営業外費用には、資金調達等に関する収入と費用を計上するが、市の場合は営業外収益に財産貸付収入（かわさきファズ株式会社用地、東扇島総合物流拠点地区、東扇島保管施設用地等の貸付収入）が計上されているため、収益的収支差引が大幅なプラスになっている。

なお、表51の「16.収益的収支比率」とは、収益的収入（営業収益と営業外収益の合計）を収益的支出（営業費用と営業外費用の合計）と地方債償還金の合計で除することによって計算した比率であり、収益的収入が収益的支出と地方債償還金との程度を賄えているかを表す指標である。いずれの年度も100%を超えており、収益的収入によって収益的支出と地方債償還金は賄えているといえる。

#### ④ 他の港湾との比較

本報告書では、全国の港湾のうち、コンテナ取扱貨物量（TEU）ランキングが川崎港（国土交通省発表の2020年速報値によると16位）と近い四日市港（同14位）と水島港（同15位）について、コンテナ取扱貨物量（TEU）、収益的収支、及び収益的収支比率の比較を行う。

表52は川崎港、四日市港及び水島港のコンテナ取扱貨物量（TEU）の推移である。

**表52 川崎港、四日市港及び水島港のコンテナ取扱貨物量（TEU）の推移**  
(単位: TEU)

	平成28年度 (確定値)	平成29年度 (確定値)	平成30年度 (確定値)	令和元年度 (確定値)	令和2年度 (速報値)
川崎港	111,977	129,298	146,893	160,502	170,000
四日市港	228,648	241,179	249,551	238,893	211,000
水島港 (岡山県) (注)	163,543 (164,347)	172,218 (172,942)	180,114 (181,000)	185,691 (185,919)	176,963 (176,963)

(注) 表13では、岡山県港湾整備事業の決算値を示しているため、表11においても岡山県が港湾管理者となっている港湾全体のコンテナ取扱貨物量も記載した。なお、岡山県と水島港のコンテナ取扱貨物量の差は宇野港のコンテナ取扱貨物量である。

(出典: 国土交通省ホームページ掲載の「港湾別コンテナ取扱貨物量一覧」より監査人作成)

表53は、四日市港（港湾管理者：四日市港管理組合）の収益的収支及び収益的収支比率の推移である。

表53 四日市港の収益的収支及び収益的収支比率の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 営業収益	2,207,131	2,286,066	2,271,266	2,222,336	未公表
2. 営業外収益	69,575	29,030	253,726	66,473	
3. 営業費用	506,172	758,896	624,668	867,217	
4. 営業外費用	158,749	137,732	117,034	97,454	
5. 収益的収支差引： 1+2-3-4	1,611,785	1,418,468	1,783,290	1,324,138	
6. 地方債償還金	1,331,176	1,379,626	1,470,615	1,540,209	
7. 収益的収支比率： (1+2)/(3+4+6)	114.1%	101.7%	114.1%	91.4%	

(出典：総務省ホームページ掲載の「地方公営企業年鑑」より監査人作成)

水島港については、総務省ホームページ掲載の地方公営企業年鑑では、水島港単独の決算は公表されていないため、岡山県港湾整備事業の収益的収支と収益的収支比率を表54に示す。

表54 岡山県港湾整備事業の収益的収支及び収益的収支比率の推移

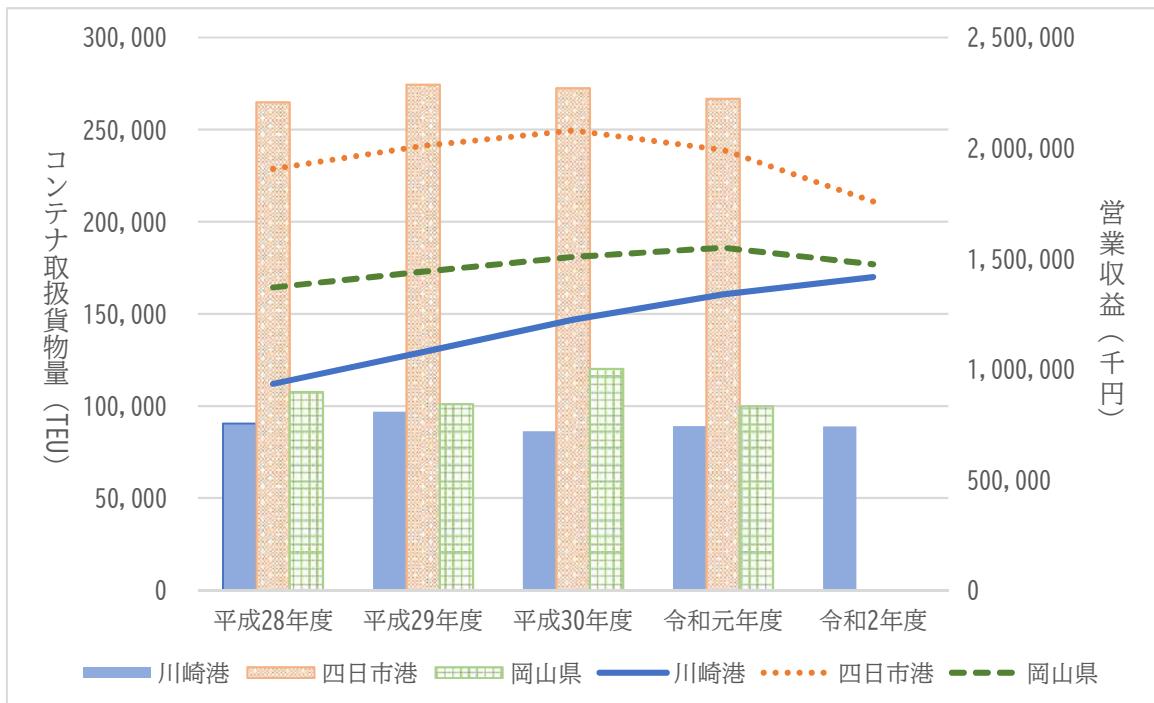
(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 営業収益	897,235	841,280	1,001,222	831,141	未公表
2. 営業外収益	—	—	—	—	
3. 営業費用	220,303	208,732	171,823	175,466	
4. 営業外費用	164,163	136,252	107,549	77,969	
5. 収益的収支差引： 1+2-3-4	512,769	496,296	721,850	577,706	
6. 地方債償還金：	1,604,721	1,633,994	1,247,329	996,116	
7. 収益的収支比率： (1+2)/(3+4+6)	45.1%	42.5%	65.6%	66.5%	

(出典：総務省ホームページ掲載の「地方公営企業年鑑」より監査人作成)

表51から表54に基づいて、図2ではコンテナ取扱貨物量を折れ線グラフ、営業収益を棒グラフに示した。

図2 川崎港、四日市港及び岡山県港湾整備事業のコンテナ取扱貨物量と  
営業収益の推移



(注) 折れ線グラフはコンテナ取扱貨物量、棒グラフは営業収益を示す。

(出典：監査人作成)

図2の実線の折れ線グラフが示すように、川崎港はコンテナ取扱貨物量が順調に伸びていることがわかる。これは、コンテナターミナル整備のための投資やポートセールスを積極的に行ってきた成果が表れていると考えられる。営業収益は、コンテナ取扱貨物量以外の要素、例えば、コンテナターミナルの管理運営方法や港湾の背後地の状況等にも左右されるため、コンテナ取扱貨物量に比例していない。川崎港の場合は、コンテナ取扱貨物量が伸びているにもかかわらず、平成30年度に営業収益が約1割減少しているが、これはコンテナターミナルの利用料金納付金制が導入されたことによって収益と費用の計上方法に変更が生じた影響が大きい。これに関しては、(2)②コンテナターミナルの利用料金納付金制導入による収支への影響において分析している。

なお、収益的収支比率については、四日市港と岡山県港湾整備事業は地方債償還金の負担が大きいため、川崎港が最も高くなっている経営の健全度が高いといえる。

### (3) 公営企業会計適用の検討

港湾整備事業は、地方公営企業法第2条3項によると、地方公営企業法の任意適用が可能である。即ち、複式簿記と発生主義によって貸借対照表及び損益計算書を作成する公営企業会計の適用が可能である。

特別会計は現金収支に着目した会計であり、独立採算による経営が求められる港湾整備事業にとっては、料金の改定や投資計画に必要な財務情報の把握ができるとは言い難い。特別会計では、港湾施設を管理運営することに係る損益取引と港湾施設の建設改良に係る資本取引が区別されていない。両者の取引を区別し、複式簿記によって取引を記録して作成されるのが、毎年度の損益情報を示す損益計算書と、どういう資産・負債がいくらあるのかを示す貸借対照表である。

令和元年度において、同法を適用している団体は8団体、非適用団体は89団体であり、非適用団体が圧倒的に多い。政策を実現するための予算を獲得することが重要であり、歳入と歳出を全て記録することによって予算を通じて財政をコントロールしていくことが行われてきており、敢えて時間や手間をかけて公営企業会計に移行することを躊躇する団体が多いのかもしれない。

同法を適用している団体には、東京都、大阪市、神戸市、名古屋港管理組合が含まれ、これらはいずれも全国の港湾別コンテナ取扱貨物量で上位5位に入る港湾を管理している。これらの港湾は、資産規模が大きく、多額の更新投資が必要なため、正確なストック情報及びコスト情報を適時に把握することを重視していると思料される。

市によると、現在までのところ、公営企業会計の適用は検討されていない。市ホームページに掲載されている令和元年度の固定資産台帳から港湾整備事業特別会計に帰属する固定資産の期末簿価を集計すると、779億円（このうち土地が697億円）であり、これは、大阪市、神戸市、名古屋港管理組合の令和元年度の固定資産残高を上回っている。また、減価償却費は、土地の割合が大きいので、これらの団体に比べて小さいあるいは同程度であるが、令和元年度は5億円である。特別会計では、固定資産の残高も減価償却費も計上されず把握できない。ただし、港湾局では、財政局が管理している固定資産台帳の減価償却費とは別に、財政収支報告書の作成過程で集計した建設費のデータ等に基づいて減価償却費を算出し、この減価償却費を含めて原価計算を行ったうえで、近隣他港との均衡や港湾事業者への影響を考慮して、使用料の見直しを行うこととしているとのことである。

#### 【意見41】 特別会計の弱点を補う手法の検討について

特別会計は、単年度の採算管理に焦点が当てられるという弱点がある。

市の港湾整備事業は、固定資産に計上される建設改良費のみならず、近年、コンテナターミナルに関する補修工事費（荷役機械及び電気設備の維持・補修費）が多額であり、営業収益（使用料及び手数料、コンテナターミナル指定管理に係る納付金）を大きく上回っているため、営業外収益（主に財産貸付収入）、前年度繰越金、基金繰入金、起債によっても財源が賄われている。

このような状況を考慮すると、今後の収支の見通しが、特に投資とその財源という観点から重要である。

公営企業会計を適用すると、一定の要件を満たした場合に修繕引当金や特別修繕引当金を計上することとなっており、港湾整備事業に公営企業会計を適用している団体の中には、特別修繕引当金を計上している団体もある。特別修繕引当金とは、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上されるものであり、必要な修繕に備えて資金を外部に流出しないように蓄えておくという効果もある。また、減価償却費の計上も、資金を外部に流出させないという点で同様の効果がある。

市の場合は、公営企業会計を適用していないため、このような引当金や減価償却費の計上は行われていないが、一定のルールに基づいた港湾整備事業基金の積み立てを行っている。ただし、コンテナターミナルの補修工事費や新たな設備投資は、港湾整備事業特別会計において金額的に重要であり、今後も継続的に発生することが予想されるため、現状の積み立てで十分であるといえるのか、不足する場合はその財源をどうやって賄うかという点が重要な課題となる。

この課題に対処するためには、経営戦略をより有効活用して、中長期的な視点で投資計画を立てていくことが有用であると考える。具体的には、補修工事や新たな設備投資の計画の策定・見直しとともに、コンテナターミナルの利用料金納付金制のような新たな制度の導入による収支への影響を、導入前のみならず導入後も分析し、収支計画の精度を向上させていくことが望ましい。

## II 臨海部国際戦略本部

### II-1 歳入

#### 1. 臨海部土地貸付収入

##### (1) 概要

###### ① 臨海部土地貸付収入の概要

臨海部土地貸付収入の概要は、下記のとおりである。

目・節・細節	目：財産貸付収入 節：総務費財産貸付収入 細節：臨海部土地貸付収入	
所管課	臨海部国際戦略本部	
根拠法令	川崎市財産条例	
令和2年度における 調定額等	調定額	29,195千円
	収入済額	29,195千円
	不納欠損額	0千円
	収入未済額	0千円
徴収方法	納入通知書	
管理システム	財務会計システム	

なお、臨海部土地貸付収入の細々節は殿町3丁目中核施設貸付収入のみである。

殿町3丁目中核施設貸付収入は、川崎生命科学・環境研究センター（以下、「LiSE」（ライズ）という。）及び公益財団法人実験動物中央研究所（以下、「実中研」という。）に対する土地貸付収入から構成されている。

LiSEは、殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」においてライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点の形成を図るため、官民連携パートナーシップ（PPP）方式を活用して整備した中核施設である（平成24年12月竣工）。市は、大成建設株式会社と事業用定期借地権設定契約を平成24年12月28日付で締結しており、貸付期間は、平成24年12月28日から平成44（令和14）年12月27日までの20年間となっている。

実中研は、殿町3丁目地区において、先端医療開発特区を活用したライフサイエンス分野の研究開発を実施するため、「再生医療・新薬開発共同研究センター（仮称）」として整備した中核施設である（平成23年7月竣工）。市は、実中

研と事業用定期土地賃貸借契約を平成22年4月16日付で締結しており、貸付期間は、平成22年4月16日から平成42（令和12）年までの20年間となっている。

## ② 臨海部土地貸付収入の推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
臨海部土地貸付収入	29,112	29,195	29,195

## ③ 貸付件数（稼働率）の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸付件数	2件	2件	2件
稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

## ④ 臨海部土地貸付収入の算定方法

LiSEに対する土地貸付収入は、整備事業者が提案した額により算定している。具体的には、川崎市不動産評価委員会の承認を得た基準地代単価以上であることを条件に、事業者が地代を提案することを平成22年10月公表の（仮称）産学公民連携研究センター（現 LiSE）整備事業募集要項で示していたため、事業者が提案した額を当初の LiSE の地代とした。その後、3年ごとに改定することとなっており、都道府県地価調査の評価額の変動率を改定前地代に乗じて、地代の改定を実施している。

実中研に対する土地貸付収入は、市と実中研との基本合意書に基づき協議により算定している。基本合意書は、殿町3丁目地区において、先端医療開発特区を活用したライフサイエンス分野の研究開発を実施するための中核施設の設置に向け、連携・協力して取り組む内容であり、平成21年8月26日付で締結した。この基本合意書に基づき、市が実中研に土地を貸し付け、貸付内容等の詳細について協議を行い、川崎市不動産評価委員会の承認を得たうえで、貸付料を算定した。なお、貸付料は減免している（下記⑤を参照）。

## ⑤ 臨海部土地貸付収入の減免

実中研による（仮称）再生医療・新薬開発共同研究センター整備事業は、殿町3丁目地区における環境技術・ライフサイエンス分野の研究機関等の集積による研究開発拠点の形成を図るという市の施策と合致するものであった。このため市は、臨海部の産業再生及び活性化につながることが期待されるものとして、川崎市財産条例第6条第1項第3号の規定に基づき、時価よりも低い価額で土地を貸し付けるものとした。

貸付料の算定基準（平成21年3月27日20川財管第1228号市長決裁）では、川崎市財産条例第6条の規定により減額貸付け又は貸付料の減免を行うことが適當と認めるときは、貸付料減免基準（別表）に基づいて行うものとすると定めている。貸付料減免基準（別表）では減額率について、原則として50パーセントを最高限度としており、実中研に貸し付けている土地の貸付料の減額率は50パーセントに定めた。

### 川崎市財産条例より抜粋

（普通財産の無償貸付け若しくは減額貸付け又は貸付料の減免）

第6条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。

### 貸付料の算定基準より抜粋

#### 4 貸付料の減免

川崎市財産条例第6条の規定により無償貸付け若しくは減額貸付け又は貸付料の減額を行うことが適当と認めるときは、貸付料減免基準（別表）に基づいて行うものとする。

#### 別表

##### 貸付料減免基準

減免の摘要条項	減免区分	減額又は無償にできる場合
3 財産条例第6条第1項第3号 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。	無償	次の各号のいずれかに該当するとき。 (5) 本市の事務又は事業と密接な関連を有する事務又は事業で、市長が特に必要と認めるとき。
	減額	本市の事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

#### （注）運用上の留意点

2 減額後の貸付料は次の算式による。

$$\text{減額後の貸付料} = \text{貸付料} - (\text{貸付料} \times \text{減額率})$$

3 減額率については、原則として50パーセントを最高限度とする。

なお、LiSEに対する土地貸付料は、（仮称）産学公民連携研究センター（現 LiSE）整備事業募集要項で、事業者が提案した額を事業用借地権設定期間にわたって市に対して支払うことと示されていたため、減免はされていない。

## （2）監査の結果

### 【意見42】 地代の改定に使用する指標の適用時点の見直しについて

市は、川崎生命科学・環境研究センター整備事業の実施にあたり、平成24年12月28日付で大成建設株式会社と事業用定期借地権設定契約（以下、「本件借地契約」という。）を締結している。本件借地契約では、地代の改定について、平成25年4月を第1回とし、その後3年毎に改定することとなっており、その改定方法は表55のとおりである。

地代は、土地の評価額（近傍の都道府県地価調査地点）を指標として改定することとなっている。都道府県地価調査は、毎年7月1日時点における標準価格

を判定するものであり、国土交通省が毎年9月頃に公表している。地代の改定の算定式では、改定する年の1月の都道府県地価調査の評価額（以下、「評価額」という。）を用いることとされているため、地代改定の前年7月1日時点の評価額を準用することとなる。

表55 地代の改定方法

## 別紙(1) 地代の改定方法について

改定にあたっては、「事業敷地」全体を対象とし、以下の表に示す指標と算定式で、平成25年4月を第1回とし、その後3年度毎に改定する。

改定後の地代額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

表 土地の評価額に基づく改定方法

使用する指標	算定式
土地の評価額 (近傍の都道府県地価調査 地点(基準地番号7-1、塩浜 2丁目17番8外))	<p>(1) 本契約締結日から平成25年3月までの地代額  ■算定式：<math>P_i = p \times \text{約 } 7,000 \text{ m}^2</math> (事業用借地権設定敷地面積)  <math>p</math>：提案時における地代単価 (<math>\text{m}^2 \cdot \text{年}</math>)</p> <p>(2) 平成25年4月以降における改定  ■算定式：<math>P_t = P_r \times (W_t / W_r)</math>  ・ (<math>25 \leq t \leq 44</math> 3年度ごと)  (改定率：<math>W_t / W_r</math>)  <math>P_r</math> (=Pt-3)：前回改定時の地代額  <math>P_t</math>：土地の評価額に基づく改定後の平成[t]年4月から翌年3月の地代額  <math>W_t</math>：左記に示す指標の平成[t]年1月の評価額  <math>W_r</math> (Wt-3)：左記に示す指標の前回改定時の評価額</p>

(出典：事業用定期借地権設定契約公正証書)

評価額について、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を対象とした第1回の地代の改定では、平成25年1月時点及び平成22年1月時点の評価額を用いて算定し、平成28年4月から平成31年3月までの3年間を対象とした第2回の地代の改定では、平成28年1月時点及び平成25年1月時点の評価額を用いて算定している。第1回、第2回の地代の改定は、どちらも本件借地契約のとおりに算定している。

表56 第1回、第2回の改定地代の算定結果

平成25年4月からの改定地代の算定結果
年額改定地代
=改定前地代×（評価額（平成25年1月時点）／評価額（平成22年1月時点））
=21,000,000円×（200,000円／207,000円）
≒21,000,000円×0.9661
=20,288,100円
※評価額とは、基準値番号7-1（塩浜2丁目17番8外）における都道府県地価調査の評価額をさす。
※改定率（評価額（平成25年1月時点）／評価額（平成22年1月時点））に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
平成28年4月からの改定地代の算定結果
年額改定地代
=改定前地代×（評価額（平成28年1月時点）／評価額（平成25年1月時点））
=20,288,100円×（203,000円／200,000円）
=20,288,100円×1.015
≒20,592,421円
※評価額とは、基準値番号9-3（塩浜2丁目17番8外）における都道府県地価調査の評価額をさす。
※改定率（評価額（平成28年1月時点）／評価額（平成25年1月時点））に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
※改定地代に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(出典：地代の改定に関する覚書、地代の改定に関する覚書（その2))

しかし、平成31年4月から平成34（令和4）年3月までの3年間を対象とした第3回の地代の改定では、平成30年1月時点及び平成28年1月時点の評価額を用いて算定している。つまり、本件借地契約で定めた平成31年1月時点ではなく、地代の改定に関する覚書（その3）において、その1年前である平成30年1月時点の評価額を用いて算定している。

平成31年1月時点の評価額は、国土交通省が公表している前年の7月1日時点の評価額を準用するものであり、その公表は平成30年9月18日に行われている。予算要求時期までに余裕を持って、予算要求時の金額を確定させるため、

改定の際には前年の平成30年1月時点の評価額を使用したい旨を市から賃借人に協議したことであった。

表57 第3回の改定地代の算定結果

賃貸人 川崎市（以下「甲」という。）と賃借人 大成建設株式会社（以下「乙」という。）とは、平成24年12月28日付甲乙間で作成した、事業用定期借地権設定契約公正証書（その後の変更等を含め、以下「原契約」という。）第6条の規定に基づく地代の改定について、以下の通り合意したので、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

1. 甲及び乙は、平成31年4月以降、原契約第6条の規定に基づく地代の改定を行うに当たり、別紙(1)地代の改定方法について『表 土地の評価額に基づく改定方法』を以下のとおり修正することを確認する。（本項に定める修正以外は、原契約のとおりとする。）

使用する指標	算定式
土地の評価額 (近傍の都道府県地価調査 地点 (基準地 番号 7-1、塩浜 2丁目 17番8 外))	<p>◆平成31年4月以降における改定 ■算定式：<math>P_t = P_{t-3} \times (W_t / W_{t-3})</math>            • <math>(25 \leq t \leq 44 \quad 3\text{ 年度ごと})</math>            (改定率 : <math>W_t / W_{t-3}</math>)  <math>P_{t-3}</math> : 前回改定時の地代額  <math>P_t</math> : 土地の評価額に基づく改定後の平成[t]年4月から翌年3月の地代額  <math>W_t</math> : 左記に示す指標の平成[t-1]年1月の評価額  <math>W_{t-3}</math> : 左記に示す指標の前回改定時の評価額 (<math>W_{t-3}</math>)</p>

2. 原契約第6条の規定に基づき、乙が負担する地代は、原契約別紙(1)に定める方法により以下のとおり改定する。

#### 年額改正地代

$$\begin{aligned}
 &= \text{改定前地代} \times (\text{評価額 (平成30年1月時点)} / \text{評価額 (平成28年1月時点)}) \\
 &= 20,592,421 \text{ 円} \times (204,000 \text{ 円} / 203,000 \text{ 円}) \\
 &\approx 20,592,421 \text{ 円} \times 1.004 \\
 &\approx 20,674,790 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

※評価額とは、基準値番号9-3（塩浜2丁目17番8外）における都道府県地価調査の評価額をさす。

※改定率（評価額（平成30年1月時点）／評価額（平成28年1月時点））に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※年額改定地代に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（出典：地代の改定に関する覚書（その3））

都道府県地価調査は、適正な地価の形成を図ることを目的として、毎年7月1日時点における標準価格を判定するものである。適正な地価の変動実態を適切に地代に反映させるためには、できる限り直近の評価額を用いて、地代を改定する必要がある。

第1回、第2回の地代の改定では、本件借地契約のとおり、当年1月時点の評価額を用いており、平成31年度の予算要求時期も特別に早まったものではなく、第3回の地代の改定でも、地代の改定に関する覚書（その3）により評価額の時点修正を行う必要性が乏しかった。今後の地代の改定でも、適正な地価の変動実態を適切に反映させるため、できる限り直近の評価額を用いる必要がある。

なお、平成31年1月時点の評価額は207,000円であり、平成30年1月時点の評価額204,000円よりも3,000円高かった。この評価額を用いて、第3回の地代の改定で本件借地契約のとおりに年額改定地代を算定すると表58のとおり、年額改定地代は20,983,676円となり、年額で308,886円増加する算定結果であった。

表58 平成31年1月時点の評価額を用いた第3回年額改定地代

年額改定地代  
 $= \text{改定前地代} \times (\text{評価額（平成31年1月時点）} / \text{評価額（平成28年1月時点)})$   
 $= 20,592,421 \text{円} \times (207,000 \text{円} / 203,000 \text{円})$   
 $\div 20,592,421 \text{円} \times 1.019$   
 $\div 20,983,676 \text{円}$

（出典：地代の改定に関する覚書（その3）より監査人作成）

## II-2 歳出

### 1. ナノ医療イノベーション推進事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の概要

ナノ医療イノベーション推進事業は、ナノ医療イノベーションセンター（略称：iCONM）の運営を支援することで、最先端医療関連産業の創出を図ることを目的とした事業である。具体的には、ナノ医療イノベーションセンターの施設運営についての指導・助言、ナノ医療イノベーションセンターの運営に必要な企業・研究機関などとの応接、視察者への対応、安定的な施設運営に向けた立ち上げ期間における支援及び研究・研究成果の実用化を加速するための研究支援を行っている。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① ナノ医療イノベーションセンターの業務状況について適宜把握し、必要に応じて指導・助言を行うための運営会議などに参加するとともに、市に対して殿町への進出の相談があった企業に対してナノ医療イノベーションセンターへの案内・誘致などを実施。
- ② 安定的な施設運営に向けた立ち上げ期間における支援として、共用スペースや共用設備室に係る費用の一部について市が負担することにより、ナノ医療イノベーションセンターの安定的な施設運営に寄与。
- ③ 令和3年度の研究費の獲得に向けてナノ医療イノベーションセンターと連携し、研究費を交付する国などへの評価対応を実施。
- ④ 研究成果の社会実装に向けて、ナノ医療イノベーションセンターと連携して戦略的な広報活動に取り組むなど、研究を加速化するための支援を実施。

なお、ナノ医療イノベーション推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	ナノ医療イノベーションセンター運営支援事業費
イ	一般会計	ナノ医療イノベーションセンター用地取得費
ウ	一般会計	ナノ医療イノベーションセンター研究促進事業費

#### ア. ナノ医療イノベーションセンター運営支援事業費

平成27年4月1日に、キングスカイフロントの中核的な研究機関となるナノ医療イノベーションセンターが、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「産業振興財団」という。）により運営を開始した。その円滑な運営のため、市と産業振興財団の役割などの事項を定めた「ナノ医療イノベーションセンターの運営等に関する基本協定書」を平成27年2月1日に締結している。

当該基本協定書においては、下記のとおり、立ち上げ期間における支援を行うものとしており、本事業費は、このうちの「共用スペース等に係る維持管理費の一部負担」を行う予算小事業である。

##### 〔立ち上げ期間における支援〕

###### (1) 共用スペース等に係る維持管理費の一部負担

- ・期間：平成27年4月1日から令和4年3月31日（7年間）
  - ・支援額：各年度の負担額は当該年度の共用スペース等に係る維持管理費を上限とし、市の予算の範囲内で年度ごとに定める。  
ただし、総額9億円を上限とする。
  - ・共用スペース等とは、共用スペース（マグネットエリア、会議室など）及び共用設備室（クリーンルーム、動物室、実験機器設置室）をいう。
- (2) ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金貸付に係る元金据置
- ・産業振興財団に対する貸付金（10億円）について、平成27年2月1日から令和4年3月31日までの間、元金返済を据え置く。
- (3) ナノ医療イノベーションセンター整備用地の無償貸付
- ・ナノ医療イノベーションセンター整備用地は、独立行政法人都市再生機構から市が取得し、これを産業振興財団に貸し付けているが、平成27年2月1日から令和4年3月31日までの間、当該貸付料を無償とする。

（出典：市提供資料より監査人作成）

#### イ. ナノ医療イノベーションセンター用地取得費

平成25年度に独立行政法人都市再生機構から割賦制度（10年割賦）により市が取得したナノ医療イノベーションセンターの用地について、土地開発基金を財源として用地費の支払いを行う予算小事業である。

[独立行政法人都市再生機構への支払額等]

・支払総額：1,602,976,730円

(内訳：元金 1,415,998,230円、利息 186,978,500円)

・支払回数：10回

(第1回平成26年7月25日から第10回令和5年7月25日まで)

(出典：市提供資料より監査人作成)

**ウ. ナノ医療イノベーションセンター研究促進事業費**

ナノ医療イノベーションセンターの研究支援に戦略的に取り組むことにより、研究所機能を充実・発展させ、研究成果のより早い創出や持続的な運営体制を実現し、キングスカイフロントの中核的施設として、(A)革新的医薬品等の上市、(B)拠点価値の向上、(C)新産業創出を成果として生み出すことを目指し、「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」に基づき、研究支援事業に係る経費について一部負担する予算小事業である。

また、市は、産業振興財団が取り組む研究支援事業のうち、(A)、(B)及び(C)の発現に大きく繋がる取組みを「ICONM研究促進事業」として位置付け、KGI（研究支援事業に係る直接目標）及びKPI（成果指標）を設定し、事業の進捗・有効性の確認を行うものとしている。

[研究支援事業に対する支援]

・支援額：ナノ医療イノベーションセンターの当該年度研究間接費収入を財源として産業振興財団が負担する研究支援事業支出額を上限として予算の範囲内で支出。

(出典：市提供資料より監査人作成)

**② 事業費の推移**

**ア. ナノ医療イノベーションセンター運営支援事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	130,000	80,000	50,000
決算額	130,000	80,000	50,000

**イ. ナノ医療イノベーションセンター用地取得費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	174,726	174,726	174,726
決算額	174,726	174,726	174,726

**ウ. ナノ医療イノベーションセンター研究促進事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	100,000	110,000
決算額	—	100,000	110,000

**③ 事業費の主な内訳****ア. ナノ医療イノベーションセンター運営支援事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	50,000	ナノ医療イノベーションセンター共用スペ ース等維持管理費用負担額
合計	50,000	

**イ. ナノ医療イノベーションセンター用地取得費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
公有財産購入費	174,726	ナノ医療イノベーションセンター用地の土 地売買契約に伴う割賦譲渡代金
合計	174,726	

#### ウ. ナノ医療イノベーションセンター研究促進事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	110,000	ナノ医療イノベーションセンター研究促進 事業負担金
合計	110,000	

#### (2) 監査の結果

##### ① ナノ医療イノベーションセンター運営支援事業費

【意見43】センター立ち上げ期間終了後における財務面での自立化等について

###### ア. 共用スペース等に係る維持管理負担額の推移等

ナノ医療イノベーションセンターの立ち上げ期間における共用スペース等に係る維持管理費の一部負担の期間は令和3年度末（令和4年3月31日）をもって終了する。平成27年度のナノ医療イノベーションセンター開設時から令和2年度までの期間において890,000千円の負担を行っており、令和2年度の負担額は50,000千円である。また、最終年度である令和3年度において予定されている10,000千円（予算額）の負担を行うことにより、協定書に定める上限額である総額9億円を支援することになる。

表59 共用スペース等に係る維持管理負担額の推移

(単位：千円)

年度	負担額
平成27年度（決算額）	250,000
平成28年度（決算額）	220,000
平成29年度（決算額）	160,000
平成30年度（決算額）	130,000
令和元年度（決算額）	80,000
令和2年度（決算額）	50,000
小計	890,000
令和3年度（予算額）	10,000
合計	900,000

（出典：市提供資料より監査人作成）

#### イ. ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の状況

ナノ医療イノベーションセンターの運営は産業振興財団により行われており、その収支の状況については、産業振興財団における公益目的事業の一つ（ナノ医療イノベーションセンター運営事業）として公表されている。

平成27年度以降におけるナノ医療イノベーションセンター運営事業収支計算書に基づく収支状況は表60のとおりであり、令和2年度においては、事業活動収支差額194,819千円、次年度繰越収支差額138,076千円となっている。また、表60における「その他収入」（事業活動収入のうち市からの負担金を除く収入）には、科学研究費補助金等の国庫補助金収入と国立研究開発法人科学技術振興機構からの研究受託事業収入等が含まれており、年度による増減はあるものの、令和2年度においては805,399千円を獲得している。

表60 ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
事業活動収入(A)	628,566	894,319	774,374	703,001	837,511	965,399
市負担金①	250,000	220,000	160,000	130,000	80,000	50,000
市負担金②	-	-	-	-	100,000	110,000
その他収入	378,566	674,319	614,374	573,001	657,511	805,399
事業活動支出(B)	464,518	666,612	722,521	682,065	748,689	770,580
ア：事業活動収支差額(A) - (B)	164,048	227,707	51,852	20,936	88,821	194,819
イ：投資活動収支差額	△161,791	△141,853	△123,656	△15,651	△41,171	△111,790
ウ：財務活動収支差額	-	-	△15,067	△10,646	△6,229	△6,368
当期収支差額(ア+イ+ウ)	2,257	85,854	△86,871	△5,360	41,422	76,661
次期繰越収支差額	26,370	112,224	25,353	19,993	61,415	138,076

(注) 市負担金①は川崎市からの共用スペース等に係る維持管理負担額、市負担金②は川崎市からのナノ医療イノベーションセンター研究促進事業負担金である。その他収入も含めて、いずれも事業活動収入の内数である。

(出典：産業振興財団財務諸表より監査人作成)

#### ウ. ナノ医療イノベーションセンター運営事業に係る収支の状況

令和2年度におけるナノ医療イノベーションセンター運営事業の収支は76,661千円の黒字であるが、これは市からの共用設備室等負担金収入50,000千円を含むとともに、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金として市から産業振興財団に貸し付けた1,000,000千円に係る元金返済の据え置きやナノ

医療イノベーションセンター整備用地の貸付料の無償化といった立ち上げ期間における支援策の結果である。

令和3年度は立ち上げ期間の最終年度であるが、共用スペース等に係る維持管理負担額、科学研究費補助金等の国庫補助金収入及び国立研究開発法人科学技術振興機構からの研究受託事業収入の減少等もあり、産業振興財団のナノ医療イノベーションセンター運営事業資金収支予算書においては、事業活動収支差額で31,982千円、当期収支差額で67,172千円の赤字となり、次期繰越収支差額は67,399千円に減少することが想定されている。

**表61 令和3年度ナノ医療イノベーションセンター運営事業 資金収支予算書**

(単位:千円)

区分	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)	増減
事業活動収入(A)	965,399	702,998	△262,401
市負担金①	50,000	10,000	△40,000
市負担金②	110,000	110,000	-
その他収入	805,399	582,998	△222,401
事業活動支出(B)	770,580	734,980	△35,600
ア:事業活動収支差額 (A)-(B)	194,819	△31,982	△226,801
イ:投資活動収支差額	△111,790	△28,601	83,189
ウ:財務活動収支差額	△6,368	△6,589	△221
当期収支差額 (ア+イ+ウ)	76,661	△67,172	△143,833
次期繰越収支差額	138,076	67,399	△70,677

(出典:産業振興財団収支予算より監査人作成)

ア～ウで示したとおり、立ち上げ期間の最終年度となる令和3年度においては当期収支差額の赤字が想定されている状況であるが、令和4年度以降においては、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金に係る貸付金の元金返済(年額43,400千円)が始まるとともに、現在、無償とされているナノ医療イノベーションセンター整備用地の貸付料の支払いも生じることとなっている。

ナノ医療イノベーション推進事業は長期的な視点に立った事業であり、短期的な収支状況のみをもって、その事業全体の適否を判断することは適切ではないが、少なくとも協定書において想定した立ち上げ期間が終了した時点における

る収支状況等を総括したうえで、将来的なナノ医療イノベーションセンター運営事業の財務的な自立の道筋や、それまでの期間における市の支援の要否等について、改めて検討し明確にする必要がある。

## ② ナノ医療イノベーションセンター研究促進事業負担金

### 【意見44】 次期協定におけるKPIの設定について

#### ア. 現在設定しているKGI及びKPI

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」(平成31年3月29日)においては、事業の進捗・有効性の確認を行うため、KGI（研究支援事業に係る直接目標）及びKPI（成果指標）を設定し、毎年度終了時に検証を行うこととされている。

協定期間は平成34（令和4）年3月31日までとされており、平成31年度から令和3年度までの3年間にわたり対象期間に含まれる。現在、設定されているKGI及びKPIは以下のとおりであり、令和2年度においては、いずれの指標も目標を達成している。

表62 現在設定されているKGI及びKPI

#### (1) KGI

KGI（直接目標）
○2045（令和27）年度において、体内病院を実現する。
○2028（令和10）年度において、
① iCONM 発の革新的な医薬品、診断機器等が上市している。
② 抱点形成の核となる先導的施設として、キングスカイフロントの価値を高めている。
③ iCONM が求心力となって、キングスカイフロントにベンチャー企業が集積している。

## (2) KPI

中核的施設として実現する成果	指標	令和2年度		令和3年度
		目標	実績	目標
(A) 革新的医薬品等の上市	治験や臨床研究の実施件数（累計）	12件	11件	14件
	特許の出願数（累計）	70件	87件	75件
	研究費収入額（年額）	480,000千円	600,626千円	530,000千円
(B) 拠点価値の向上	キングスカイフロンティア進出決定機関数	70機関	70機関	75機関
	研究員に占める外国人の割合	30%以上	21.1%	33%以上
(C) 新産業振興	ベンチャー企業の設立（累計）	4社	5社	5社

(出典：市提供資料より監査人作成)

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」より抜粋

(目標設定及び事業成果の検証)

第3条 甲及び乙は、研究支援事業に係る直接目標（以下「KGI」という。）や成果目標（以下「KPI」という。）を協議の上、設定するとともに、研究支援事業の進捗状況を確認し、毎年度終了時に検証を行う。

(注) 甲：川崎市、乙：産業振興財団

#### イ. 次期協定におけるKPIの設定について

「ナノ医療イノベーションセンターにおける研究支援事業に関する基本協定書」の協定期間は令和4年3月31日までとされている。所管部署としては、事業を継続するものとして、令和4年度以降を期間とする新たな協定を締結することを検討している。

令和2年度の実績においては設定したKPIに係る目標を達成しているが、新たな協定が始まる令和4年度においては、現在設定しているKGIの目標到達時点の一つである2028（令和10）年度が、その6年後に近づくこととなる。

仮に次期協定期間を現在の協定と同様に、協定期間として概ね3年間（令和4年度から令和6年度）を想定した場合、特に医薬品の開発においては、一般的

に、臨床試験から厚生労働省の承認申請及び審査を経るまでに相当程度の期間を要することが想定されることから、KGI の一つである「2028（令和 10）年度において、iCONM 発の革新的な医薬品、診断機器等が上市」することを達成するためには、次期協定期間中には、上市に向けたより具体的な段階に至っていることが必要と考えられる。

次期協定において設定する KPI には、上市が具体化している状況を示す指標を設定する等、医薬品等の開発段階に応じた進捗状況等を反映する指標を設定するよう検討を進める必要がある。

#### 【意見 45】 本事業が市にもたらす効果・貢献等の公表について

ナノ医療イノベーション推進事業自体は、市として意義のある事業であるが、長期にわたるものであり、令和 2 年度までに、立ち上げ期間における共用スペース等に係る維持管理負担額及びナノ医療イノベーションセンター研究促進事業負担金により総額 1,100,000 千円の公的資金が投入されるとともに、ナノ医療イノベーションセンター施設整備資金貸付に係る元金据置や整備用地の無償貸付といった支援も行われている。

このため、現在の KGI 及び KPI を用いた毎年度の事業実績の進捗等に係る検証結果を公表するだけではなく、KGI に掲げる 2028（令和 10）年度や 2045（令和 27）年度の時点において、目標とする KGI が達成されることにより、これまでの資金拠出に対する成果として、どのような効果・貢献等を市にもたらすことを想定しているのか、併せて公表することを検討する必要がある。

## 2. 國際戰略拠点活性化推進事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

國際戰略拠点活性化推進事業は、キングスカイフロント域内外の連携促進等に取り組むことで、イノベーションの創出を図ることを目的とした事業である。具体的には、国の特区制度などをを利用して、土地利用の誘導及び企業などの誘致を図るとともに、キングスカイフロント地区の基盤整備などを進め、ライフイノベーションなどにより、京浜臨海部の継続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組みを推進している。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 国の「スタートアップ・エコシステム拠点都市」のグローバル拠点に東京コンソーシアムが選定されたが、その広域連携関連団体として、川崎発の研究開発シーズの事業化を加速させるための、投資家やアクセラレーターなどが集積するビジネス拠点との連携体制を構築。
- ② 立地機関で構成するネットワーク協議会の事務局として、総務企画部会や新型コロナウイルス感染症予防に関するセミナーを開催するとともに、エリア内の就業者の交流促進のため、交流アプリの体験会を実施。さらに、地域への貢献として、エリア内就業者が参加する地域清掃イベントを実施。また、キングスカイフロント夏の科学イベントが新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったことに伴い、代替事業として小学生を対象に科学やキングスカイフロントに関するWEBクイズを作成し公開。
- ③ 産学・産産連携など拠点活動の活性化を通じた地域産業への波及を促進するため、キングスカイフロント域内外の企業等のマッチングを新たに13件実施(累計71件)し、そのうち立地機関と市内企業との共同研究契約など2件の成果を創出。
- ④ 欧州最大級のバイオクラスターMedicen Paris Regionと産業振興財団が国際連携に関する覚書を締結し、フランス企業とキングスカイフロントや新川崎地区立地機関等によるオンラインピッチイベントを開催。また、新たに米国BIOCOMと連携交流関係構築に向けて協議を開始。
- ⑤ 関係する民間事業者との情報共有と連携による誘致活動を行い、川崎生命科学・環境研究センター(LiSE)にアンジェス株式会社、ナノ医療イノベーションセンターに株式会社イクストリームの入居が決定。
- ⑥ キングスカイフロントの飲食機能強化のため、キッチンカーの出店回数を

週1回から週5回に増加するとともに、新たに定期出店を3件開始。

- ⑦ キングスカイフロントと羽田空港跡地地区の連携に向けて、大田区と共にオープンイノベーションをテーマにしたイベントを開催。
- ⑧ バス路線の開設に向けて、鉄道経路の利用転換を含めた利用推計と交通事業者の収支予測について検討を実施。
- ⑨ 災害時の安全対策及び良好な景観形成を図るため、電線類地中化に向けた殿町39、34、40号線の電線共同溝引込管路や殿町第2公園の整備等を実施。
- ⑩ キングスカイフロントにおける研究・事業活動のさらなる活性化を目的として、令和2年4月、産業振興財団に殿町キングスカイフロントクラスター事業部を設置し、ライフサイエンス分野等に精通した5名の専門人材を含む11名の職員を配置。キングスカイフロントの研究成果の事業化や市内産業への波及、国内外の拠点との連携等について、市と産業振興財団とで協働して実施。

なお、国際戦略拠点活性化推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	殿町国際戦略拠点整備事業費
イ	一般会計	国際戦略拠点強化事業費
ウ	一般会計	クラスターマネジメント推進事業費
エ	一般会計	マネジメントセンター運営管理事業費
オ	一般会計	特区推進事業費
カ	一般会計	羽田空港周辺拠点機能向上事業費

ア. 殿町国際戦略拠点整備事業費は、令和2年度においては、市道殿町39号線他の無電柱化計画に伴う電線共同溝管路設備等工事等の基盤整備を行っている。

イ. 国際戦略拠点強化事業費は、キングスカイフロント周辺地域を世界最高水準のクラスターとして、イノベーションが創出され続けるエコシステムの構築に向けた取組みを進めるものであり、令和2年度においては、キングスカイフロント及び周辺エリアにおけるエコシステム構築に向けた調査等業務を委託する等している。

ウ. クラスターマネジメント推進事業費は、キングスカイフロントの特性を生かしたイノベーションの創出や市内産業の振興に向けて、①企画調整機能、②窓口機能、③広報機能、④事業化支援の機能を推進するための体制を産業振興財団に整備し、キングスカイフロント発のイノベーションの成果を新事業創出や社

会実装につなげるため、国内外の拠点との連携・交流に向けたプロモーションや異分野融合研究を促すサイエンスカフェ、事業会社・投資家向けピッチイベント等の事業を実施する産業振興財団に補助金を交付するものである。

エ. マネジメントセンター運営管理事業費は、キングスカイフロントへの立地機関の交流・連携の推進を目的に設置した「マネジメントセンター」の運営にかかる諸経費を執行するものである。

オ. 特区推進事業費は、「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」の指定（平成23年12月）及び「国際戦略特区」の指定（平成26年5月）に基づき、キングスカイフロントを中心とする川崎臨海部において、羽田空港との近接性、これまでに培われてきた産業集積などのポテンシャルを活かし、京浜臨海部におけるライフィノベーションを推進するために必要な事業を実施するものである。

カ. 羽田空港周辺拠点機能向上事業費は、令和2年度においては、臨海部の通勤環境向上に向け、公共交通機関を補完する機能である企業送迎バスの利活用に関する検討を行っている。

## ② 事業費の推移

### ア. 殿町国際戦略拠点整備事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	258,540	343,319	192,392
決算額	81,156	320,518	62,943

(注) 平成30年度において当初予算額を決算額が大きく下回っているのは、市道殿町39号線電線共同溝整備工事において、施工工区の隣接地権者や占用企業者との調整に不測の日数を要したことにより、翌年度に繰越を行ったためである。

また、令和2年度において当初予算額を決算額が大きく下回っているのは、キングスカイフロント地区の拠点整備工事において、電線管理者等との調整に不測の日数を要したことにより、翌年度に繰越を行ったためである。

**イ. 國際戦略拠点強化事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	15,726	22,536	20,096
決算額	13,799	24,263	24,296

**ウ. クラスターマネジメント推進事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	—	—	78,158
決算額	—	—	72,573

**エ. マネジメントセンター運営管理事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	30,573	32,457	32,429
決算額	30,016	31,586	31,839

**オ. 特区推進事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	6,644	5,144	4,888
決算額	5,247	3,113	2,856

**カ. 羽田空港周辺拠点機能向上事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	4,300	4,083	3,000
決算額	4,279	—	7,025

(注) 令和元年度において当初予算額を決算額が大きく下回っているのは、令和元年度臨海部の通勤環境向上に関する調査検討業務委託に関して、検討に用いる「第6回東京都市圏パーソントリップ調査(平成30年)」の小ゾーン集計結果の公表時期が遅れ業務が完了しなかったことから、翌年度に繰越を行ったためである。

### ③ 事業費の主な内訳

#### ア. 殿町国際戦略拠点整備事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
職員手当等	255	時間外勤務手当
需用費	119	一般事務用品費、電気料金
委託料	55,073	市道殿町39号線他の無電柱化計画に伴う電線共同溝管路設備等工事に関する令和2年度委託 39,416千円 令和元年度キングスカイフロント高水準・高機能な拠点整備エントランス部他設計業務委託 9,364千円 除草委託料 6,292千円
補償補填及び賠償金	7,497	市道殿町39号線他の電線共同溝事業に伴う連系設備工事費用に関する令和2年度補償
合計	62,943	

#### イ. 国際戦略拠点強化事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	90	キングスカイフロントクイズに係る記念品(図書カード)
旅費	220	例月旅費(近距離交通費)
需用費	253	消耗品
委託料	15,038	キングスカイフロント及び周辺エリアにおけるエコシステム構築に向けた調査等業務の委託 7,986千円 川崎生命科学・環境研究センタープロジェクター等整備業務委託 3,477千円 キングスカイフロント Web クイズ ホームページ作成及び抽選結果集計業務委託 2,162千円

節	令和2年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	4,541	川崎生命科学・環境研究センターの定期建物賃貸借契約に基づく令和2年度賃料
備品購入費	3,912	会議室用視聴覚機器・撮影機器等
負担金補助及び交付金	242	川崎生命科学・環境研究センター共益費負担金
合計	24,296	

**ウ. クラスターマネジメント推進事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	72,573	令和2年度川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金
合計	72,573	

**エ. マネジメントセンター運営管理事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	1,953	会計年度任用職員報酬
共済費	634	会計年度任用職員健康保険料
需用費	112	消耗品
役務費	535	電話料
委託料	1,803	キングスカイフロントマネジメントセンター清掃業務委託 1,660千円
使用料及び賃借料	26,431	キングスカイフロントマネジメントセンター令和2年度賃料
備品購入費	34	スタンドサイン
負担金補助及び交付金	338	キングスカイフロントマネジメントセンターの定期建物転貸借契約に基づく令和2年度電気使用料
合計	31,839	

**オ. 特区推進事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	84	国際戦略拠点形成アドバイザー報酬
委託料	2,764	京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区令和2年度特区評価書作成業務委託 1,980千円
負担金補助及び交付金	8	令和2年度京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区推進セミナーに係る経費
合計	2,856	

**カ. 羽田空港周辺拠点機能向上事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	7,025	令和元年度臨海部の通勤環境向上に関する調査検討業務委託 4,025千円 令和2年度臨海部の通勤環境向上に関する調査検討業務委託 3,000千円
合計	7,025	

**(2) 監査の結果****① クラスターマネジメント推進事業費****【意見46】 クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について****ア. キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営体制**

キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営に係る市の考え方は、クラスター化推進機能とエリアマネジメント機能を両輪として行うこととしているが、令和2年3月25日付けにて産業振興財団と「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」を締結し、令和2年度から、クラスター化推進機能については産業振興財団が中

心となって行う体制としている。

これを受け、産業振興財団は大手製薬企業の経験者等をオーガナイザー／クラスター運営プロデューサー等として招聘する等し、令和2年4月に殿町キングスカイフロントクラスター事業部を新設している。なお、令和2年10月1日時点における殿町キングスカイフロントクラスター事業部の体制は、オーガナイザー1名、イノベーションプロデューサー2名、イノベーションマネージャー2名、イノベーションコーディネーター1名、事務ライン6名（内、市出向者1名）の計12名である。

「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」より抜粋

（甲（川崎市）の役割）

第4条 甲は、キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営について、次の事項を行うものとする。

- (1) 乙の実施するクラスター運営のうち、甲が公益性を有し、又は拠点の価値向上に資すると認めるものについて、必要な環境整備や人的・財政的及びその他適切な支援を行うこと。
- (2) 乙の実施するクラスター運営についての助言及び業務の補助を行うこと。
- (3) 乙と協力し、国内外のクラスター等との連携に関わる業務を行うこと。
- (4) 国や本市の施策を踏まえ、乙が実施するクラスター運営のあり方について、協議及び調整を行うこと。

（乙（産業振興財団）の役割）

第5条 乙は、キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営について、次の事項を行うものとする。

- (1) 甲と協力し、クラスター運営並びにキングスカイフロント及びその周辺地域におけるエコシステムの形成に必要な企画・調整に関する業務を行うこと。
- (2) 甲と協力し、キングスカイフロント及びその周辺地域の外部の機関等との窓口に関する業務を行うこと。
- (3) 甲と協力し、国内外のクラスター等との連携に関わる業務を行うこと。
- (4) キングスカイフロント及びその周辺地域の広報に関する業務を行うこと。
- (5) キングスカイフロント及びその周辺地域に関連する研究成果等の事業化支援に関する業務を行うこと。
- (6) その他本協定に必要な取組に関する業務を行うこと。

#### **イ. 川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金の概要**

市は、「ア. キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営体制」に記載したクラスター運営体制に係る運営費を補助するため、「川崎市産業振興財団クラスター運営事業補助金交付要綱」を策定し、「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスター運営等に関する基本協定書」第5条各号に定められた事項を補助対象とした補助金を交付している。令和2年度における補助金額は72,573千円である。

#### **ウ. クラスターの自走化に向けた段階的な目標等の設定について**

本クラスター運営の目標は、「キングスカイフロントにイノベーション・エコシステムを形成し、世界最高水準のクラスター」とすることであり、そのために、産業振興財団を中心としたクラスター運営体制を構築したうえで、市と連携・協働し、国の諸制度の成果を活かして世界最高水準のクラスターとなるべく研究・事業活動の活性化を図るとともに、活動を補充・拡充するための国支援プログラムの採択を目指している。また、国支援プログラムの採択後は、クラスター運営体制の更なる強化や研究・事業活動の拡大・追加を行い、クラスターとしての自走を段階的に目指すものとしている。

一方、令和2年度においては、国所管の助成プログラム等3件に提案申請を行ったが、結果として不採択であった。所管部署としては、令和3年度以降も、キングスカイフロントのクラスター化を加速させるため、市と産業振興財団とが連携しながら、新たな国支援プログラムの早期の獲得を目指すとしている。

令和2年度に新しいクラスター運営体制が構築されたばかりであり、当該年度の国支援プログラム採択の有無で当該運営体制を評価することは適當ではないが、今後、段階的にでもクラスターの自走化を目指していく中において想定する自走化時期等を踏まえて、段階的な目標等の設定を検討する必要がある。

#### **② 羽田空港周辺拠点機能向上事業費**

##### **【意見47】 早期の実走に向けた検討について**

臨海部の通勤環境向上に向け、公共交通機関を補完する機能である企業送迎バスについて、令和2年度においては、大師線沿線各駅を発着する企業送迎バスの利活用に関する検討業務を委託している。

その中で企業送迎バスの試走を実施しており、結果、以下のような利用状況であった。

表63 企業送迎バス試走時の利用者数等

試走ルート等の概要	
○経路：小島新田緑道（京浜急行小島新田駅周辺） ～キングスカイフロント東バス停周辺	
[期間①：令和2年9月23日～9月24日（平日の2日間）]	
○時間：出社時（朝） 7:40～9:40 退社時（夕方） 16:40～19:00	
○運行頻度等：大型車2台15分間隔で運行（朝出社時・夕方退社時各9便）	
[期間②：令和2年9月25日～10月2日（平日の6日間）]	
○時間：出社時（朝） 7:33～9:38 退社時（夕方） 16:40～19:00	
○運転頻度等：（朝） 7:33～8:43 マイクロバス3台 5分間隔で運行 8:48～9:38 マイクロバス2台 10分間隔で運行 (夕方) 大型車2台15分間隔で運行 (朝出社時21便・夕方退社時9便)	
利用者数	
出社時（朝）	退社時（夕方）
1,154人	1,333人

（出典：市提供資料より監査人作成）

試走に際しては一定の利用があったものの、企業送迎バス試走後において、利用があった企業に対してヒアリングを行った結果、その後の本格運行に参加の意向を示した企業数では、バス2台による10分間隔の運行（本格運行）に要する費用を賄えないため、運行頻度等を限定し、小規模に運行するスマールスタート（バス1台による15分間隔の運行）に向け、運行スキームの調整を進めることとした。

当初、令和3年度に事業を開始（実走）することを想定していたが、その後、スマールスタートに賛同した企業に対して、改めて利用時間及び負担額等についてヒアリングを行った結果、実走に向けた各社の負担額が運行経費と折り合わなかったため、監査時点の令和3年10月においては実現に至っていない。

事業の実現（実走）のためには、需要面のみならず採算が維持できることが必須の要件である。令和3年度中には多摩川スカイブリッジの供用開始が予定されていることもあり、運行経路や頻度等を見直し、より多くの企業が参加し、採算が維持できる運行スキームとするよう検討を進める必要がある。

### 3. 水素戦略推進事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の概要

市では、平成27年3月に「水素社会実現に向けた川崎水素戦略」（以下、「川崎水素戦略」という。）を策定し、水素エネルギーの積極的な導入と利活用による「未来型環境・産業都市」の実現を目指して、5つの方向性の下、3つの基本戦略で取組を推進している。

##### 5つの方向性

- (1) 水素エネルギー利用の推進と高度化・高付加価値化
- (2) 水素の導入による温室効果ガスの削減など環境負荷の低減
- (3) 水素を起点とする技術の開発や新たな産業創出
- (4) 水素の利活用による防災機能強化、安全安心の向上
- (5) 市民生活への水素の普及拡大、社会受容性の向上

##### 3つの基本戦略

- 戦略(1) 水素供給システムの構築【入口】
- 戦略(2) 多分野にわたる水素利用の拡大【出口】
- 戦略(3) 社会認知度の向上【ブランド力】

水素戦略推進事業は、水素エネルギーの積極的な導入と利活用の促進を図ることを目的とした事業であり、川崎水素戦略の3つの基本戦略を推進するとともに、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進している。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 水素サプライチェーンの構築に向け、令和2年5月に世界初の国際間輸送による水素混焼発電を実現。
- ② 共同実証を継続するとともに、他地域への普及に向けて、設置状況や効果等について、取材等を通じて発信したほか、VRコンテンツを作成し公開。
- ③ 使用済みプラスチック由来の低炭素水素を、ホテルの発電及び熱供給に活用する実証事業を継続実施するとともに、実証事業の拡大として新たに植物工場を設置。
- ④ 事業者、周辺自治体と連携して燃料電池フォークリフトを活用した実証事業を進めるとともに、フォークリフトの導入検討会を1回開催。
- ⑤ JR 武蔵溝ノ口駅での水素の利活用の取組について、VRコンテンツを作成

し公開。

- ⑥ パッケージ型水素ステーションの実証事業を継続するとともに、今後の商用化に向け、企業による技術的課題等の検討を実施。
- ⑦ 水素や燃料電池の新たな活用先について、立地企業や関係機関との意見交換やヒアリングを行ったほか、大規模需要先となりうる発電での利用に向け、自家発電設備の設置状況調査を実施。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策のため、Web開催となった川崎国際環境技術展へのブース出展（86人視聴）及びセミナー出展（420人視聴）、感染症対策をしたうえでの取材対応など合計29件を実施したほか、VRコンテンツを2件作成・公開し、対面での視察と同程度の広報を実施。
- ⑨ 川崎水素戦略に基づき、水素・燃料電池に関する8つのリーディングプロジェクトを推進。
- ⑩ 川崎臨海部水素ネットワーク協議会を2回開催し、実証事業の進捗や課題の共有を行ったほか、事業モデル創出に向けた新たな案件形成について関係企業と協議。その他、外食産業と連携したケミカルリサイクル技術の短期実証事業を行い、飲食店からの事業系プラスチックについてもケミカルリサイクルが可能であることを確認するとともに、ケミカルリサイクル技術及び水素のPRを実施。また、臨海部主要産業のカーボンニュートラルに関連する現状と課題、今後のあり方等について調査・検討を実施。

なお、水素戦略推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	水素戦略推進事業費
イ	一般会計	川崎水素ネットワーク構築事業費

ア. 水素戦略推進事業費は、令和2年度において主に以下のような事業を行っている。

[令和2年度における主な事業内容]

- ① プラスチックケミカルリサイクル実証実施支援委託  
低炭素型インダストリーエリア構築に向け、臨海部企業のケミカルリサイクル技術を市域に展開し、プラスチックリサイクルを促進するため、昭和電工株式会社の技術を活用し、日本マクドナルド株式会社の店舗から排出される事業系廃プラスチックを適切に処理・ガス化することを検証する実証実験に対する支援を行うもの。

**② 低炭素型インダストリーエリア構築加速支援委託**

低炭素型インダストリーエリア構築に向け、現状の臨海部の企業の取組や技術動向の調査を行うとともに、今後の取組内容の検討等を行い、検討等に必要となる各種会議の運営支援を行うもの。

**③ 川崎水素戦略推進業務委託**

川崎の水素の取組に係る情報発信を行うため、パンフレット等の作成及び川崎国際環境技術展への出展を支援するもの。

**④ 川崎水素施設 VR コンテンツ制作委託**

川崎の水素関連施設を企業等に紹介するため、撮影した実地の画像に説明等を付加し、視聴者が一定程度自由な角度で実地の様子を確認できるVRコンテンツを作成するもの。

(出典：市提供資料より監査人作成)

イ. 川崎水素ネットワーク構築事業費は、川崎臨海部水素ネットワークを構築するための取組を推進するため、令和2年度において、川崎臨海部水素ネットワーク構築支援業務として、今後の取組内容の検討等と、その検討等に必要となる各種会議の運営支援を委託している。

**② 事業費の推移**

**ア. 水素戦略推進事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	4,300	29,127	9,104
決算額	3,479	26,638	21,930

(注) 令和元年度においては、市民・企業向け環境学習施設における水素に関する情報発信コーナーの設置やPRコンテンツの更新、水素シンポジウムの開催を行ったことにより、決算額が増加している。

また、令和2年度においては、補正予算により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した新規事業を行ったため、当初予算額を上回る決算額となっている。

### イ. 川崎水素ネットワーク構築事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	7,200	13,661	7,268
決算額	7,561	13,660	7,266

(注) 令和元年度においては、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の採択を受け、調査事業を行ったため決算額が増加している。

### ③ 事業費の主な内訳

#### ア. 水素戦略推進事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	21,930	令和2年度プラスチックケミカルリサイクル実証実施支援委託 4,818千円 令和2年度低炭素型インダストリーエリア構築加速支援委託 15,253千円
合計	21,930	

### イ. 川崎水素ネットワーク構築事業費

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	7,266	令和2年度川崎臨海部水素ネットワーク構築支援業務委託
合計	7,266	

## (2) 監査の結果

### ① 川崎水素ネットワーク構築事業費

【意見48】カーボンニュートラル社会実現に向けたロードマップの明確化について

川崎水素戦略においては、「水素サプライチェーン構築モデル」や「鉄道駅に

おける CO<sub>2</sub> フリー水素活用モデル事業」等の水素・燃料電池に関するリーディングプロジェクトを創出し、国や関係地方公共団体・企業等といった多様な主体と連携して推進している。また、川崎水素戦略の推進にあたっては、短期と中長期との2つのステップに分けて取組を推進することとしており、以下のように各段階を位置付けている。

① 第1ステップ（～2020年）

短期的には東京オリンピック・パラリンピックを見据え、2020年を第1ステップとして、国のロードマップと整合を図りながら、臨海部における水素供給体制の構築や民生部門、輸送部門などへの普及拡大を進める。

② 第2ステップ（2020～2040年頃）

中長期的には2020～2040年頃を第2ステップとして見据え、発電事業用水素発電の本格導入や大規模な水素供給システムの確立、更にCO<sub>2</sub> フリー水素供給システムの確立や再生可能エネルギーとの連携を進める。

（出典：川崎水素戦略より監査人作成）

第1ステップに相当する令和2年度までの期間においては、川崎水素戦略のリーディングプロジェクトとして位置付ける「水素サプライチェーン構築モデル」の一環として、ブルネイ・ダルサーム国の大規模な水素化プラントと川崎の脱水素プラントを用いて、ブルネイ・ダルサーム国の大規模な天然ガスから水素を製造しメチルシクロヘキサン（MCH）として海上輸送し、日本で水素を取り出しガス火力発電の燃料として利用するという国際的な水素サプライチェーンの構築に向けた実証事業が行われる等、目標に向けて一定の進捗が見られるところである。

また、世界的な脱炭素化の潮流の中、日本政府が発表した「2050年カーボンニュートラル宣言」では、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とともに、脱炭素を成長の機会として捉え、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、グリーン産業の成長に向けた取組を加速している。

このような状況を踏まえ、市においては、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向け、臨海部全域をカーボンニュートラル化しながら産業競争力を強化するため、これから川崎臨海部のあるべき姿とその実現に向けた取組の方向性を立地企業と共有する「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の策定に向けて動き出している。

カーボンニュートラル社会実現に向けては、水素以外のカーボンニュートラルに関する取組とともに、川崎水素戦略に掲げる取組を強化・発展させることも必要なものといえる。

今後、平成27年に策定された川崎水素戦略において中長期的な第2ステップとして位置付けられる期間に入っていくことになるが、第1ステップの総括とともに、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」策定等の新たな状況の変化等も踏まえ、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向けて、今後、川崎水素戦略の取組をどのように強化・発展させていくのか、ロードマップを示すことを検討する必要がある。

## 4. 臨海部活性化推進事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

臨海部活性化推進事業は、「臨海部ビジョン」に基づく取り組みを進めることで、企業活動の活性化や産学公民連携の促進を図るとともに、臨海部の活動等について市民の理解度向上を図ることを目的とした事業である。具体的には、臨海部ビジョンの推進や産学公民のネットワーク強化に向けた推進協議会の開催、地域の企業と連携した清掃活動、臨海部の認知度・理解度向上に向けたPR・ブランディング戦略の取組みを進めている。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 投資促進に関して、新たに「川崎臨海部投資促進制度」を創設。また、技能や研究開発人材に関する育成講座の実証事業を実施。
- ② 地区カルテ及びアクションマップを最新情報に更新。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響下、企業間の交流促進を図るため、オンラインツールを活用したウォーキング大会を実施。
- ④ 川崎臨海部活性化推進協議会を開催し、臨海部ビジョンに基づくリーディングプロジェクトの取組の進捗について情報共有。
- ⑤ ニュースレターについては、市民の関心度が高い新型コロナウイルスに関する内容に絞り、特集号として発行。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずPRできる動画を活用し、新たに製作した動画を市内公共施設等29か所で放映したほか、YouTube等の各種メディアへ公開。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響下、受け入れ態勢の整った視察会(1回)を実施。一方、持続的な市内学校への学習機会の創出を目指し、臨海部立地企業と学校のニーズを聞き取り、企業、学校、行政が連携した新たなモデル事業を立ち上げ。
- ⑦ 「ビジネスにつながる企業へ向けたPR」、「将来の就労者の確保につなげる次世代を担う若者に向けたPR」、「より臨海部の企業活動や取組を広く知つてもらう市民等に向けたPR」の3つのPRコンセプトを設定し、それぞれのターゲットに合わせた企業活動のPRを実施。

なお、臨海部活性化推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	川崎臨海部产学公民連携推進事業費
イ	一般会計	京浜臨海部再編整備事業費
ウ	一般会計	臨海部 PR 推進事業費
エ	一般会計	臨海部競争力強化事業費

ア. 川崎臨海部产学公民連携推進事業費は、臨海部において多様な取組を実施する各主体（企業、学識者、行政、地域代表等）で組織された「川崎臨海部活性化協議会」の運営を通じて、臨海部の現状把握や、将来に向けて臨海部が発展していくための課題やその解決に向けての取組の検討並びに実践及び情報発信等を行っている。

イ. 京浜臨海部再編整備事業費は、京浜臨海部の活性化を図ることを目的として、神奈川県、横浜市及び川崎市により組織された京浜臨海部再編整備協議会の負担金を拠出し、3団体が協調して広報活動や共通課題の検討などの取組を進めるものである。

ウ. 臨海部 PR 推進事業費は、川崎臨海部に立地する企業の取組や最新動向とともに、市民生活を支えている企業活動を効果的に広く情報発信することにより、特に次代を担う子ども達を始めとする市民の理解度や国内外における認知度を高め、市民や就業者の誇りとなる新しい川崎臨海部のブランドイメージの確立を図るものである。

エ. 臨海部競争力強化事業費は、川崎臨海部における立地企業の設備投資計画や土地利用実態等、川崎臨海部の動向把握及び課題抽出等を行い、「臨海部ビジョン」に位置付けた各プロジェクトの推進を図るものである。

## ② 事業費の推移

### ア. 川崎臨海部产学公民連携推進事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	900	900	900
決算額	900	900	900

**イ. 京浜臨海部再編整備事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	2,200	400	400
決算額	2,200	400	400

**ウ. 臨海部PR推進事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	25,140	14,016	13,313
決算額	23,382	14,254	13,996

**エ. 臨海部競争力強化事業費**

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	9,210	10,029	9,210
決算額	8,502	7,785	5,989

(注) 令和2年度において当初予算額を決算額が大きく下回っているのは、新型コロナウィルスの収束が見通せず、対面での企画についてはその開催方法等を見直したことに加え、イベント開催を行うプロジェクトについては委託を行わないこととしたこと、委託料における予算額と設計額との差金が発生したこと等によるものである。

**③ 事業費の主な内訳****ア. 川崎臨海部産学公民連携推進事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	900	令和2年度川崎臨海部産学公民連携推進事業委託
合計	900	

**イ. 京浜臨海部再編整備事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	400	令和2年度京浜臨海部再編整備協議会負担 金
合計	400	

**ウ. 臨海部PR推進事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	13,996	令和2年度川崎臨海部プランディング推進 業務委託 9,460千円 令和2年度学校と企業のニーズをマッチン グした新たなモデル事業の創出業務委託 3,300千円
合計	13,996	

**エ. 臨海部競争力強化事業費**

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	75	市長と学識者の意見交換会に係る謝礼金 臨海部ビジョン推進懇談会謝礼金
委託料	5,786	令和2年度臨海部ビジョン推進支援業務委 託 4,378千円
需用費	128	消耗品
合計	5,989	

## (2) 監査の結果

### ① 臨海部 PR 推進事業費

#### 【意見49】 大学生や大学院生向けのプランディング手法の検討について

##### ア. 学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業創出業務委託

令和2年度において、学校と企業のニーズをマッチングした新たなモデル事業創出業務委託（以下、「モデル事業創出業務委託」という。）により、高校生向けのモデル事業の企画立案を行っている。

表64 モデル事業創出業務委託の概要

区分	内容
目的	高校生を対象に、生徒たちが学んでいる技術や知識が社会にどのように生かされていくのか、実際の企業活動においてその技術や知識を発揮し、川崎の産業だけではなく日本や世界に貢献している就業者の姿を見て、知って、経験できるような場をつくり、生徒が現実的な将来像をイメージすることができるよう展開していくためのモデル事業の企画立案等。
モデル事業の必須事項	(1) 工業科を有する唯一の市立高校である川崎市立川崎総合科学高等学校の1年生を対象とすること。 (2) 生徒が自分の将来の働く姿がイメージできる企画とすること。 (3) インターンシップ参加など、自分の技術や知識を活かし働くことへの意欲喚起に繋がる企画とすること。 (4) 単年度で終わるものではなく、継続して行える企画とすること。 (5) 学校と企業間の関係性を深化・継続させる企画とすること。
内容	○モデル事業の全体企画・設計 ○モデル事業企画立案

（出典：市提供資料より監査人作成）

#### イ. 大学生や大学院生向けのプランディング手法の検討について

令和3年度においては、臨海部の企業と市内の高校が連携して行う新たな取組として「川崎臨海部しごとスタイルプログラム」を実施している。これは、川

崎市立川崎総合科学高等学校 1年生を対象とし、臨海部に立地する企業情報のインプットから、実際に企業活動を体験し、学んだ成果を発表などによりアウトプットするまでの一連の行程を、年間を通して行うものである。

本件は高校生に対する川崎臨海部のイメージアップを促進する目的を有したものであるが、同様に、理科系の大学生や大学院生に対して、川崎臨海部のイメージを向上させる取組も、当該地域の活性化や新たな産業集積を促進するうえで有用なものと考える。

高校生向けのモデル事業の結果も踏まえつつ、並行して、大学生や大学院生向けのブランディング手法についても検討する必要がある。

## 5. 戦略拠点形成推進事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の概要

戦略拠点形成推進事業は、世界に誇れる高度人材が集い、育つ、活力ある戦略拠点の形成に向けて取り組むことで、臨海部の持続的な発展を牽引する次世代の柱となる新産業の創出を図ることを目的とした事業であり、南渡田地区について、AI や IoT 等をはじめとする研究開発及び社会実装を行う新産業創出拠点形成に向け「南渡田地区拠点整備計画策定に向けた中間とりまとめ～「南渡田地区拠点形成」の基本的考え方～」（以下、「基本的考え方」という。）に基づき取組を推進している。また、臨海部第1層について、土地利用状況調査により動向を把握し、殿町や南渡田地区の拠点間の相乗効果を創出する研究開発エリア形成に向けた取組を推進している。

令和2年度における主な取組は以下のとおりである。

- ① 南渡田地区における基本的考え方に基づく取組の推進として、令和3年度の拠点整備計画策定に向けた検討資料の取りまとめ。
- ② 臨海部第1層における基本方針の作成に向けて、臨海部第1層の企業の動向等についてヒアリング及び調査等の実施。

なお、戦略拠点形成推進事業は、下記の予算小事業から構成されている。

	会計	予算小事業
ア	一般会計	戦略拠点形成推進事業費

ア. 戦略拠点形成推進事業費は、令和2年度においては、南渡田地区拠点整備等に向けた検討業務を委託により行っている。

## ② 事業費の推移

### ア. 戰略拠点形成推進事業

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	10,127	23,038	22,633
決算額	21,481	16,674	22,142

(注) 平成30年度において当初予算額を決算額が上回っているのは、平成30年度末に策定された臨海部ビジョンにおいて、南渡田地区の新産業創出拠点形成における新たな視点として、産業活動のデジタル化・ネットワーク化等「Society5.0」を先導し、臨海部全体の機能転換を牽引する必要性が示されたことから、補正予算により、先進事例の視察を目的とした海外旅費及び事例調査に関する委託等を計上したためである。

また、令和元年度において当初予算額を決算額が大きく下回っているのは、平成30年度の海外視察等の検討を踏まえて、令和元年度中に「南渡田地区拠点整備計画策定に向けた中間とりまとめ」を策定することができ、新たな視察事例調査が不要となったことや、委託料における予算額と設計額との差金の発生や報償費の支払いがなかったためである。

## ③ 事業費の主な内訳

### ア. 戰略拠点形成推進事業

(単位：千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
旅費	98	出張旅費
委託料	22,044	南渡田地区拠点整備等に向けた検討業務委託 22,044千円
合計	22,142	

## (2) 監査の結果

### ① 戰略拠点形成推進事業

#### 【意見50】 状況変化に応じた対応の早期化等について

##### ア. 南渡田地区の概要

南渡田地区は大正時代に埋立土地造成事業が行われたエリアであり、現在はJFEスチール株式会社が土地を所有している。地区全体の面積は約52haであるが、JR東日本鶴見線及びJR貨物の浜川崎駅（貨物駅）により地区は南北に分断される形となっている。

このうち、北地区（約9ha）については用途地域が工業地域に指定され、JFEグループの研究開発部門が所有している研究施設群及び研究開発支援機能を活用したサイエンスパークとなるなど、研究開発機能を中心とした土地利用がなされている。一方、南渡田運河に面した南地区（約43ha）は工業専用地区に指定され、かつては製鉄工場として稼働していたが、現在では、製鉄等の中心となる製造機能は扇島等の沖合の土地に移転し、多くの工場建屋は残置されているものの、これらの建物については、研究施設や倉庫、鋼管製造工場等の用途に利用されている。

##### イ. 基本的考え方の概要

南渡田地区は川崎市総合計画（平成30年3月改定）においては、臨空・臨海都市拠点に位置付けられるとともに、臨海部ビジョン（平成30年3月策定）においては、そのリーディングプロジェクトの一つである「新産業拠点形成プロジェクト」として位置付けている。これを受け、南渡田地区の拠点形成に向けて、拠点形成のコンセプト、拠点整備及び土地利用の方向性を整理し、令和2年4月に基本的考え方を取りまとめられている。

基本的考え方においては、4つのコンセプトや地区ごとの土地利用の方向性が示されている。

#### [拠点形成のコンセプト]

1. オープンイノベーションを次々に創発
2. 東京都心の近くでも本格的な実験・実証ができる場を提供
3. 川崎臨海部の産業高度化を牽引
4. 経済発展と社会課題解決に資する新産業創出を推進

[土地利用の方向性]

北地区：駅近接の立地を活かし、研究開発機能の集積を図るとともに、オープンイノベーションを促進する交流機能などの導入を進めます。

南地区：研究開発機能を中心に、産業支援関連機能や本格的な実験・実証のための機能などの導入を進めます。

南渡田運河沿いエリア：南渡田運河に沿って、就業者や来街者など誰もが憩いや潤いを感じられる、水や緑に親しむ空間の形成を進めます。

交通拠点：川崎アプローチ線など、川崎駅方面や羽田空港方面への公共交通の機能強化に合わせて、交通結節機能の充実を図ります。

(出典：市提供資料より監査人作成)

また、拠点整備の実現に向けたスケジュールとしては、令和4年3月頃に拠点整備計画を策定し、その後、都市計画手続等に段階的な事業着手を行い、令和10年度までを目途に一部施設の供用開始を目指すものとしている。

ウ. 状況変化に応じた拠点形成の具体化について

JFEスチール株式会社からは、令和5年9月を目途に、同社東日本製鉄所京浜地区の上工程（製銛、製鋼）及び熱延設備を休止する旨が発表されており、これを受けて、市としても、JFEホールディングス株式会社と市は協定を締結して、土地利用の推進に向け協力していくこととしている。

その後、令和3年5月に発表された、JFEスチール株式会社の親会社であるJFEホールディングス株式会社の第7次中期経営計画において、東日本製鉄所京浜地区の構造改革後の用地の活用については、川崎市を始めとする行政と協働で検討を進めており、「土地売却」、「土地賃貸」及び「事業利用」の選択と組合せを検討し経済性の最大化を図るとともに、地域・社会の持続的発展に貢献する形での土地利用転換を推進する旨が示されている。特に南渡田地区については、先行して大規模土地利用転換の先鞭とともに、扇島地区については、令和5年度には整備方針を公表し、令和12年度までには一部土地の供用を開始できるよう精力的に取り組む旨が示されている。

市においても、これまで南渡田地区拠点形成に向けてJFEスチール株式会社等とも協議を進めてきたところであるが、JFE側の意向が明確になったことで、土地利用転換策を具体化する段階に入ったものといえる。特に、扇島地区においても令和5年度に整備方針を公表する旨が示されており、その先鞭となる南渡田地区に関しては、早急に具体化を進めてくることが推測されるとともに、扇島地区の土地利用転換の先行事例としての意義も大きい。

南渡田地区はJFEスチール株式会社が所有していることから、その土地利用転換の態様等は同社の経営判断によるものであるが、市としては、川崎市総合計画、臨海部ビジョン及び基本的考え方等においてこれまで示してきた拠点形成の考え方をいかに反映できるかが重要となる。南渡田地区については、令和3年度末までに拠点整備計画を策定するとしているが、早急な具体化の中で、改めて、市のまちづくりの観点から求めるべき事項を整理しつつ、JFE側との協議を適宜進め、状況変化に応じた拠点形成の具体化を図る必要がある。

以上

4 川監公第2号

令和3年2月4日

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

3川総コ第145号

令和4年1月19日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された

意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和3年2月9日付けで包括外部監査人 小林 篤史氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

## 令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況

### 【監査テーマ】

川崎市の路線バスネットワーク・地域交通の充実に係る事業・事務  
自動車運送事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### II 個別検出事項 1. 事業計画 (1) 各計画における課題への対応施策について

#### 【指摘 II-1-1】有効な計画目標値の設定

##### 〔指摘の要旨〕

市の総合計画第2期実施計画が定める施策「身近な交通環境の整備」において主な成果指標として設けられている「市内全路線バスの乗車人員数」(1日平均)が、まちづくり局の総合都市交通計画において同様の指標、または乗車人数の拡大に関連する指標が目標の達成指標としては設定されていない。総合都市交通計画ではよりブレイクダウンした指標として「駅へのバスの所要時間の短縮」、「高齢者等の外出のしやすさの向上」といった指標を設定しており、利用者がよりバスを利用しやすい環境の整備という点で考え方は整合していると考えられるが、こういった間接的な指標が結果として総合計画に定める指標の達成に繋がっているかを定期的にモニタリングし、場合によっては指標自体の見直しを検討することが肝要であると考えられることから、総合計画の分野別計画という位置付けから乗車人数についても達成すべき指標として認識すべきである。

##### 〔措置の内容〕

地域公共交通計画では、地域公共交通ネットワークの形成により持続可能な地域交通環境の向上を目指すこととしています。一方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新たな生活様式」の浸透により、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、「市民1人あたりの年間公共交通利用回数」や、「市内全路線バス1便あたりの利用人数」を路線バスに係る評価指標として設定しており、地域公共交通活性化協議会において、この評価指標や各事業の進捗状況を踏まえ、本計画の進行管理を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容にも注視し、必要に応じて評価指標の見直しを行うこととしています。

### II 個別検出事項 3. 組織・運営 (1) 人事労務

#### 【指摘 II-3-1】36協定時間を超える時間外勤務時間の発生

##### 〔指摘の要旨〕

36協定により定めた時間外勤務時間を超過して、業務を行っている職員が存在している。

令和元年度における勤務時間の協定違反発生状況の各営業所合計は、以下の通りである。

月単位で超過 4月：1名、10月：1名、11月：1名、3月：6名

年間合計で超過 6名

前述の上限時間を超過して勤務した職員は全て事務職員である。ある職員が休暇等を取得した場合に、業務の特殊性から代替職員の確保が必要であるため、時間外勤務の要因となるほか、事故の発生などにより突発の業務が生じることで時間外勤務となることが想定される。一方で、日々の勤務実績の把握を行っていることから、当該勤怠実績の情報を利用し、勤務の割り振りを調整する等により、時間外勤務が特定の職員に偏らないようにし、36協定を遵守する様に留意すべきである。

〔措置の内容〕

各営業所長のマネジメントに活かすため、令和2年5月に、所属職員の時間外勤務の累計や従事した業務内容の管理シートを作成し、定期的に確認・情報共有するものとしました。

また、令和元年の記録的な台風への対応やダイヤ改正事務が時間外勤務の増加要因となっていたことから、ダイヤ改正業務の分担表の作成、可能な限り余裕を持ったスケジュールでの実施、営業所職員に過度に業務が集中する場合の本局からの支援など、職員間の業務の偏りを平準化する取組を行いました。

引き続き、毎月の時間外勤務の実績集計及び報告を行い、執行状況の把握・共有・管理及び時間外勤務の発生要因の分析を行うほか、より計画的な休暇取得の勧奨やシフトの見直しを行うことで、時間外勤務の縮減・業務の平準化に努めていきます。

## II 個別検出事項 3. 組織・運営 (3) システム管理の状況

### 【指摘 II-3-4】各システムのパスワードポリシーとID棚卸のルールの未整備

〔指摘の要旨〕

交通局が管理する情報システムについて、パスワード、利用者IDの棚卸についての明確な方針が定められていない。

川崎市情報セキュリティ基準において、有効なパスワード設定に関する定めはあるが、抽象的で具体的なものではない。具体的なパスワードポリシーやID棚卸しのルールについては、同基準においてシステムごとに整備することになる「情報セキュリティ実施要領等」で具体的に定めることとなっているが、当該「情報セキュリティ実施要領等」が定められていない。不明瞭なパスワードポリシーは、具体的な設定方針が担当者の裁量となり、担当者は適切にルールを遵守していると認識していても、十分なセキュリティ水準が保たれないリスクがある。適切な頻度でID棚卸が行われないと、不要IDが長期間放置される可能性があり、当該不要IDの存在は、不正アクセスの温床となるリスクがある。そのため、遵守すべき最低限度のルールを明確化し、遵守することで各システムのセキュリティ水準を保つことが望ましい。

〔措置の内容〕

各システムのパスワードポリシー及びID棚卸については、各システムに係る「情報セキュリティ実施要領」を令和3年8月に整備し、遵守すべきルールを明確化しました。

## II 個別検出事項 3. 組織・運営 (3) システム管理の状況

### 【指摘 II-3-5】パスワード変更、ID管理状況の総括的なモニタリングの実施

〔指摘の要旨〕

情報管理の有効性を担保するために、各システム担当部署が、定めた方針や注意喚起に対応しているかについてモニタリングを行うべきである。

庶務課の各部署への指示は、注意喚起に留まり、実際に対応を行ったかの確認までは行っていない。被服管理システムを除き、実態としては、各管理部門の情報管理責任者の責任のもと、人事異動毎に実施されているため、概ね1年毎に実施されているが、「川崎市情報セキュリティ基準」が定める情報システムの管理運用を行うためには、基準となる方針を明確に定め、当該定めに基づいた運用が行われているかを局として管理すべきである。そのためには、局全体として、規程の遵守や、注意事項への対応の有無についても確認すべきである。

#### 〔措置の内容〕

モニタリングについては、各システムに係る「情報セキュリティ実施要領」を令和3年8月に整備し、本要領等に基づいた運用が実施されるよう、局全体で確認を行う仕組みを設けました。

## II 個別検出事項 3. 組織・運営 (4) 災害対策への取り組みについて

### 【指摘 II-3-6】浸水災害を想定した車両の避難計画について

#### 〔指摘の要旨〕

営業所の浸水が想定される場合、速やかに車両の避難が行えるように、事前の避難場所の設定を行うべきである。

交通局においては、災害発生時には、他の営業所へ車両を避難させる等により対応を図る予定とのことであるが、スペース確保の課題等から具体的な方針の策定に至っていない。国土交通省大臣官房運輸安全管理官により令和2年7月に作成された「運輸防災マネジメント指針－自然災害への対応に関する運輸安全マネジメント－」では、

#### 「② 風水害

台風や集中豪雨等は、発生の予測がある程度可能であり、最新の気象予報・警報をもとに移動経路や規模に関する情報を把握し、それに基づいて発生直前に必要な準備をできるだけ行っておくことが必要です。

地方自治体が作成・公表しているハザードマップ等をもとに鉄道、バス等車両の事前退避等による浸水対策、施設被害の発生を想定した代替輸送の備え、運行（航）要員の手配、速やかに応急作業に着手するための技術系社員等の配置を行う等の事前準備を行うことが求められます。」

と明示され、運輸防災マネジメント指針説明会で使用された資料の中でも、次のような報告がまとめられている。

#### 「2. 自然災害から得られる課題と対応の事例（その2）

概要 2019年10月 台風19号 福島交通（福島県郡山市）雨水管破裂

#### ○ 営業所の状況

支社の建物1階部分が冠水し、構内のタイヤやドラム缶等が付近一帯に散乱。

#### ○ 車両の被害状況等

郡山市との協定に基づき、近隣の工場敷地等の浸水区域外に避難させたものの、全ての車両の避難が間に合わず、全車両数165両のうち92両が浸水被害。

## ○ 復旧状況

市内一般路線バスについては、発災後運休していたが、徐々に運行再開し、2020年4月1日から全面運行再開。

## 明らかになった課題

○ 前回2011年9月の水害後に避難ルールを定め、対応していたが、水位が前回の水害の2倍となり、避難が間に合わなかった。(→避難ルールの見直しが必要)

○ 平時での訓練の重要性(→現在定期的に避難訓練を実施している)

### 2. 自然災害から得られる課題と対応の事例(その3)

概要 2019年10月 台風19号 長電バス株式会社(長野市)千曲川左岸堤防決壊(2019年10月13日(日)発生)

## ○ 本社及び長野営業所の状況

車庫敷地が車両出入口側より冠水。地区停電発生で営業所施設の電源喪失。

○ 営業所所属車両を須坂駅前駐車場に28両、急遽の協力を得られた長野運輸支局に72両の全100両を浸水区域外に避難。事務所電源については、自家発電装置を建設会社の協力により確保。

## ○ 復旧状況

発災後の翌日(10月14日(月))より一部の路線バス運行を再開し、翌々日(10月15日(火))から全面運行再開。

○ 事前の避難計画が未策定であったが、過去の千曲川右岸地区の営業所水没事案を伝承していた管理層による速やかな初動開始、車両避難先・自家発電装置の急遽の協力による確保で、被害の最小化・早期の運行再開を実現。

## 明らかになった課題

○ 事業継続計画・浸水被害時の避難ルールの策定の必要性(初動対応できたが人と運に恵まれただけと整理。備えの必要性を痛感。BCP作成、車両避難先の検討中)

## ○ 避難訓練・被災経験伝承の実施」

車両避難が間に合わず車両が浸水してしまった福島交通株式会社の例では、運転の全面再開まで半年近くの期間を要している。他方、車両の避難を行った長電バス株式会社の例では、被災の翌々日から全面再開しており、浸水時の車両の退避の実施の可否により、復旧までに大きな差が発生している。交通局においても、営業所の浸水による車両の故障を回避し、災害発生後、速やかに事業を再開するために、車両についての事前の避難場所、避難方針を定めることが必要である。

## 〔措置の内容〕

車両の退避場所の設定については、用地の確保等について課題がありますが、関係部局等の間で協議しながら対応策について検討していきます。

## Ⅱ 個別検出事項 3. 組織・運営 (4) 災害対策への取り組みについて

### 【指摘 Ⅱ-3-7】塩浜営業所における自家発電機の保管場所の見直しについて

## 〔指摘の要旨〕

塩浜営業所の自家発電機の1台は、整備部の1階倉庫に保管されている。河川氾濫時には浸水の可能性があるため、保管場所については浸水深より高い位置に保管するか、浸水発生時に避難場所を予め確保しておくべきである。

〔措置の内容〕

塩浜営業所の自家発電機については、浸水深より高い位置に保管するよう、令和3年4月に倉庫2階に保管場所を見直しました。

II 個別検出事項 3. 組織・運営 (4) 災害対策への取り組みについて

【指摘 II-3-8】災害備蓄の定期的な管理基準の未整備について

〔指摘の要旨〕

各営業所については、避難所には指定されていない一方で、事業者においても、災害発生に備えて、備蓄が求められるが、災害備蓄の適切な設定と定期的な数量・利用可能性の確認が行われていない。

災害備蓄に関しては、人員数や営業所の実態に応じて、必要なものを設置し、災害発生時に問題なく利用できることを担保するために、定期的に利用可能性や残高を確認する体制の整備が必要である。

〔措置の内容〕

営業所の災害備蓄については、災害時等における営業所機能に必要な備蓄内容を設定し、令和3年11月に配備しました。管理基準につきましては、定期的に利用可能性や残高を確認できるよう、令和4年3月改訂予定の交通局危機管理対応マニュアルにおいて明確化し、管理を行っていきます。

II 個別検出事項 4. 契約 (1) 概要

【指摘 II-4-1】内部管理情報への入力漏れ

〔指摘の要旨〕

平成30年度、令和元年度の財務会計システム上の契約一覧において、入札予定額が0円となっている案件が存在した。契約事務手続上は紙面による決裁が行われていたものの、予定価格書に不適切な予定価格が記載されるリスクが高まるほか、過去の予定価格の比較や参照等の事後的な情報収集の際に支障をきたす恐れがあるため、個々の案件登録時に入札予定額まで入力することを徹底するべきである。

〔措置の内容〕

財務会計システム上において、予定価格を入力することを徹底するため、通知及び研修によりその旨を局内周知しました。また、契約を締結する各部署において、財務会計システム上の予定価格の入力がされているかを複数人により確認するよう周知しました。

II 個別検出事項 5. 会計 (3) たな卸資産管理

【指摘 II-5-3】たな卸資産の計上

〔指摘の要旨〕

整備備品、軽油について、消耗品に該当する物品として購入時に費用処理を行っているが、これらの物品については、期末時点での未使用分をたな卸資産に計上する必要がある。

〔措置の内容〕

令和3年度から、交通局において経理課長が指定する整備備品や軽油については、所管課が適正に帳簿管理し、期末時点で未使用分があった場合は、たな卸資産に計上することとしました。

## II 個別検出事項 5. 会計 (4) 固定資産管理

### 【指摘 II-5-4】固定資産の適切な棚卸の未実施

#### 〔指摘の要旨〕

川崎市交通局会計規程第97条に従って、3月末日時点で固定資産の実地調査を行うとともに、調査に問題が生じなかった場合においても、固定資産の現在高表を作成して経理課長に報告する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和2年度から、3月末時点で各所管課が固定資産の実地調査をし、その結果を固定資産の現在高表にまとめ、経理課長へ報告することとしました。

## II 個別検出事項 5. 会計 (4) 固定資産管理

### 【指摘 II-5-7】管理シールの貼り替えについて

#### 〔指摘の要旨〕

固定資産の現物管理を適切に行う上で、管理シールの貼付を徹底するとともに、シールの印字が薄くなってきた場合には、適時にシールの貼り替えを実施する必要がある。

管理シールは貼付されているものの、印字が薄く、資産番号を読み取ることができない固定資産が検出された。また、シールに印字された資産番号が旧番号になっており、台帳上の新しい資産番号との間で不整合が検出された。

#### 〔措置の内容〕

固定資産管理シールで印字が薄くなっていたものについては、貼り替えを行いました。また、令和3年度から固定資産検査の際に固定資産シールの状態等について確認することとしました。

## II 個別検出事項 5. 会計 (5) 減損会計の一部未実施

### 【指摘 II-5-8】減損の兆候を把握するための資料の記載漏れ

#### 〔指摘の要旨〕

市場価格が帳簿価額を下回る可能性が低かったとしても、減損の兆候の有無を適切に把握するために、売却見込額は適切に記載する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和3年度から、当該書面に売却見込額の数字の記載を追加しました。

## 令和2年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

### I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (1) 変化する輸送需要への対応

#### 【意見 I-1-1】まちづくりとの連携強化

##### 〔意見の要旨〕

###### ＜ニュー・ノーマルによる需要変容への対応＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市バスの乗車人員数は緊急事態宣言下の令和2年5月に対前年比48%まで減少し、その後6月に対前年比75%、7月に79%と少しずつ回復の兆しはあるものの、前年を大きく割り込む状況が続いている。(乗車人員数の減少率は報告書日時点の速報値であり、決算値等とは異なる場合がある。)コロナ禍に端を発する With コロナ及び After コロナの生活様式の展開や少子高齢化・高齢者の自主免許返納率の高まりなど、「新しい生活様式」(ニュー・ノーマル)が今後定着していくことにより、市の地域公共交通における輸送需要は大きく変化していくことが想定される。こうした輸送需要の変化に加え、新たな輸送手段の導入、MaaSなどITテクノロジーの進化等によって地域公共交通に求められる役割も変化していくことが考えられる。例えば、従来の駅への通勤・通学の需要がリモートワーク環境の整備に伴い減少することにより従前よりバス路線等の維持が困難となることや、社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)を確保するため乗合バスよりも小規模のオンデマンド交通による地域内の病院・福祉施設や商業施設への輸送需要の高まり、自動運転技術による無人運転などが展開していく可能性がある。市はこうした状況を適時に捉え、継続的に地域交通における計画を見直していく必要がある。

###### ＜輸送需要の多様化に対する新たな輸送手段の積極活用について＞

現行の地域公共交通による輸送資源のみではこれらの輸送需要の変化には必ずしも対処することができないと考えられる。今後福祉施設等へのアクセスやITテクノロジー施策の展開といったまちづくりとの連携も踏まえ、多様な輸送需要に対応するため乗合バス、電車といった既存の輸送手段を軸に、新たな輸送手段としてコミュニティ交通やデマンドタクシー、自家用有償旅客運送などの公的なネットワークを有機的に組み合わせた面的な地域交通ネットワークの構築を行うことが必要と考えられる。しかしながら、例えば福祉有償輸送は道路運送法上の運行業者が医療法人・NPO等に限定されるなど、法的な規制に制限されることもあり、地方自治体、または民間事業者が単独でこうした新たな取り組みを行うことは困難であると考えられる。部門横断的な取り組みにおいて地域公共交通計画(マスターplan)による各輸送手段の配置・位置付け及びPDCAサイクルの実行が有効と考えられることから、既存の枠組みに囚われない輸送手段の確立とともに、計画の確実な策定、計画に付随する各種施策の実施が望まれる。

##### 〔措置の内容〕

###### ＜ニュー・ノーマルによる需要変容への対応＞

新型コロナウイルスによる影響や、高齢化により変化する輸送需要に対し、利用実態を踏まえた効率的・効果的なネットワークを形成するとともに、最新のICT技術等を活用しながら、公共交通の利用促進に努めています。また、令和3年3月に策定した地域

公共交通計画について、地域公共交通活性化協議会から意見をいただきながら、進行管理を行うとともに、社会変容を注視し、必要に応じて見直しを行っていきます。

＜輸送需要の多様化に対する新たな輸送手段の積極活用について＞

令和3年3月に策定した地域公共交通計画において、多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入の促進を施策として位置づけています。また、高齢化の進展によるニーズの高まりやICTの進展等コミュニティ交通を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、令和3年度に地域公共交通会議を開催し、意見をいただきながら、地域が主体的にコミュニティ交通を導入する際の取組手順等を示したガイドラインである「地域交通の手引き」を令和3年度中に改定し、多様な主体との連携や、地域特性に応じた地域交通環境の向上に取り組んでいきたいと考えています。

## I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (2) 利用環境の整備

### 【意見 I-1-2】バス事業者間でのダイヤ調整の実施

#### 〔意見の要旨〕

川崎駅周辺エリア等において通勤ラッシュの時間帯に様々な輸送手段が輻輳することが道路混雑の一因となっていることから、各事業者間のバス運行ダイヤを調整することにより無秩序にバスが集中することを避ける必要があると考えられる。

今後、市は利用実態調査等を踏まえ路線の適正化を検討することとしている。現在市内には市バス、小田急バス、川崎鶴見臨港バス、京浜急行バス、東急バスといった複数のバス事業者が乗合バスを運行しており調整は容易ではないと想定されることから、効率的なバス運行に関する協議・意見交換・合意のもとに川崎市地域公共交通活性化協議会において地域公共交通利便増進計画の策定を進めることが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

地域公共交通計画において、路線バスの利用実態等を踏まえた路線の効率化を施策として位置づけ、重複路線等における運行間隔や運行本数等について本市が主体となって交通事業者と調整し、効率的、効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組を推進しており、具体化に向け、バス事業者と協議調整を進めています。

## I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (2) 利用環境の整備

### 【意見 I-1-3】企業送迎バスの共同運行の検討

#### 〔意見の要旨〕

市は令和元年に川崎臨海部が「力強い産業都市づくり」の中心として市民サービスや雇用を支えるだけでなく、産業拠点として世界の模範となるような地域を目指して、企業をはじめとするさまざまな関係者とともに30年後を見据えた「臨海部ビジョン」を策定しており、臨海部において「豊かさを実現する産業が躍動」し、「多様な人材や文化が共鳴」する将来像を目指すこととしていることから、今後、キングスカイフロントなどの臨海部エリアにおいて多種多様な企業の進出や拠点・施設の設立等が進むことにより、臨海部エリアへの輸送需要がますます高まることが想定される。臨海部エリアへのアク

セスには現状、市バスや民間企業者による乗合バスの他、企業送迎バスやマイカーが主な輸送手段として機能しているが、特に通勤ラッシュの時間帯において様々な輸送手段が輻輳することにより道路混雑が発生している。

こうした状況の解消の一案として複数企業が共同して企業送迎バスを運行することが考えられる。輸送手段を集約化し効率的な運行を行うことは、車両の絶対数を減少させるとともに、企業バスの乗降による駐停車による乗合バスの定時運行の阻害を緩和する他、臨海部への乗合バスの減便による収支効率化、ドア・ツー・ドア輸送による利用者の利便性への寄与が考えられる。そうしたことから、市は現在運行している複数企業による企業送迎バスの共同運行の活用に加え、新たな地区や経路についても共同運行に向けた検討を行っている。また、企業送迎バスの駅周辺における路上での無秩序な乗降が一般交通の通行に支障をきたしていることから、安全性の高い場所への乗降場の整備・集約化を進めている。

こうした取り組みの他自治体の例としては京都市南区の久世工業団地及び周辺地域における久世共同運行バスが挙げられる。久世共同運行バスは平成16年度から通勤送迎の共同運行化に向けた取り組みが開始され、事業所の通勤交通課題、事業所単独の送迎バスの運行・利用状況などを踏まえて共同運行の可能性の検討を経た後、久世工業団地と周辺の事業所や自治体等と「久世工業団地周辺地域共同運行システム構築検討会議」を設置して試験運行を行い、平成19年度から本格運用を開始し、現在では15の事業所が参加する共同運行を行っている。

民間事業者が主体となってこうした調整を行うことは各々の利害のジレンマも働き困難であると考えられることから、行政主導による企業送迎バスの共同運行の需要調査や調整を行うことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

企業送迎バスの共同運行について、令和3年2月に東扇島地区の企業に対してアンケートにより意向確認を実施しました。令和3年度中に、その結果を基に貸切バス事業者と運行計画を立案し、共同運行化に向けた取組を推進していきます。

また、企業送迎バスの乗降場の整備・集約化については、令和2年11月に川崎駅東口の小川町において7箇所のバスバースを有する乗降場を供用開始するとともに、乗降場の環境整備としてのバス上屋の設置が令和3年12月に完了しました。

## I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (2) 利用環境の整備

### 【意見 I-1-4】バス優先レーンの形骸化の改善

#### 〔意見の要旨〕

市は乗合バス運行の定時性確保のため、川崎駅周辺エリア等において時間帯別のバス優先レーンの設置を行っているが、荷捌きや企業送迎バスの乗降等を目的とした一般乗用車の進入・駐停車により、実質的にバス優先レーンが形骸化している状況が散見され、渋滞を誘発・バスの定時運行を阻害していると考えられる。市はこれに対し、平成22年「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策 社会実験」において川崎駅市役所通りにおけるバス専用・優先レーンの機能確保のための呼びかけや、「川崎駅周辺地区における荷さば

きルール」（川崎駅周辺地区荷さばき対策検討協議会）を制定するなど、荷さばきのための駐停車によるバス優先レーンの占有について一定の取り組みを行っているが、根本的な荷さばきニーズやルール自体の強制力がないこと等により、これらを完全に排除することはできていない。

他方、経済活動として荷捌きや企業バスの乗降需要があることも否定できないことから、これらの需要を見極めた上で、荷捌き・乗降箇所のさらなる確保や、ルール作りの周知・徹底等といった現実的な駐停車対策を推進するとともに、より強制力を強めるため時間帯別に車線のバス専用化も含めたソフト面・ハード面双方の検討を進めることが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

企業送迎バスについては、令和2年11月に小川町乗降場の供用を開始し、バス運行企業等に対して利用の誘導を行い集約化を図ることにより、円滑な交通流動を阻害している幹線道路における乗降等の抑制に向けて取り組んでいます。

また、令和3年2月に策定した「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、荷さばき車等の駐車施設の確保、関係機関との連携による交通を阻害する駐停車対策の推進、タクシー駐停車の整序化及び荷さばきルールの更新・普及啓発に取り組むなど、幹線道路沿いの駐停車の抑制に努めています。

引き続き、路線バスの利用促進に向け、定時性、速達性の確保など利用環境の向上に向けた取組が求められていることから、関係機関等と連携し、走行環境の改善について取り組んでいきます。

### I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (2) 利用環境の整備

#### 【意見 I-1-5】利用実態調査の詳細な実施

##### 〔意見の要旨〕

市の地域公共交通計画の策定にあたり、市バス・民間バスを含めた乗合バス事業者の路線適正化や、その他の輸送資源の動員による地域の輸送手段の確保のため、輸送需要を的確に把握する必要があると考えられるが、現状市で行われている利用実態調査は調査員がバスに乗車し目視するものや、バス車内で調査員が降車停留所、利用時の券種（通勤・通学定期券、現金、ICカード、川崎市ふれあいフリーパスなど）を簡易的に回答可能な調査カードの配布、パーソントリップ調査結果の収集等に依っている。

「公共交通における効果的なニーズ把握に関する調査報告書」（平成29年3月 関東運輸局交通政策部交通企画課）では、公共交通におけるニーズ把握の必要性に言及した上で、既存公共交通の利用実態として「誰が、何のために（どこへ行くために）、いつ、どこからどこまで」利用しているかを把握するため、個人属性・利用目的・行先（施設）・曜日・頻度・時間帯・どこからどこへ・前後の移動手段といった事項をアンケート調査票などにより詳細に調査する必要があり、またこうしたニーズ把握は新たな地域公共交通サービスの提供、潜在需要の掘り起こしにも資するとされており、高齢者の外出率向上等にも寄与すると考えられることから、地域公共交通計画及び具体的な協議に先駆け、こうした詳細な調査を実施することが望ましいと考えられる。現行の調査カードや目視

による調査はここまで情報は得られる水準ではなく、また特に地域交通でのニーズを的確に拾い上げるためにパーソントリップ調査よりもきめ細やかな調査が必要と考えられることから、現状の調査方法では不十分と言える。

他方、車内配布での複雑かつ多項目のアンケートの実施や、後日郵送でのアンケート回答等については回答率の低下や費用の増加が想定されることから、例えばインターネット上で回答可能な明瞭なアンケートフォームの作成や、アンケートへ参加したくなるような工夫、例えば回答へのインセンティブの付与やアンケート結果及びその対応策についての開示などに取り組むことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

利用実態調査は、バス事業者と個別路線の見直しなどに関する協議調整を行う際に、有効なデータとなります。このため、調査の内容、手法及び時期について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、従来の調査カード配布以外の調査方法も含め、交通事業者などの関係者と協議調整を行っていきます。

### I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (3) コミュニティ交通導入の検討

#### 【意見 I-1-6】コミュニティ交通導入の方法の検討

##### 〔意見の要旨〕

市では、令和元年度末現在、宮前区、多摩区、麻生区において計10の地区で協議会が設立され、うち4地区が本格運行に至っているが、宮前区有馬・東有馬地区では平成16年度に協議会が設立しているものの、平成23年度の運行実験から進展がない等、協議会の設立から相当程度の期間が経過しているにも関わらずコミュニティ交通の導入に至っていないケースが散見され、地域の輸送需要に対して適時に対応できている状況とは言えない。

この点、地区協議会の議事録の閲覧や担当者への質問を実施した結果、コミュニティ交通導入にあたっての共通のボトルネックとして考えられる点は事業としての採算性であると考えられる。例えば、麻生区岡上西地区では住民の要望により乗合型の定時定路線型バスや送迎バスの検討がなされているが、輸送需要が少なく、事業採算性に課題があることから実施に至っておらず、要望に対する適切な交通システムの選択が難航している。その他の地区についてもバスの運行体系を含めた交通資源の決定に至っていない地区が散見されている。現行の手引きにおいても『地域の移動ニーズや特性を踏まえて、地域に必要な交通の運行目的と運行方針を立案します。その目的と方針に最も合致したコミュニティ交通のシステムを選択し、運行を担う事業者を選定します。』として、需要と交通システムの適切な対応を説いているが、定時定路線型の乗合バスのイメージが先行していることから採算性の点で折り合いがつかないケースが多く見られており、広い視点での検討が十分になされているとは言えない。

たとえば、他自治体のコミュニティバスの導入事例として愛知県豊明市のオンデマンドバス「チョイソコとよあけ」が挙げられる。「チョイソコとよあけ」はトヨタ系の大手自動車部品メーカーであるアイシン精機と大手ドラッグストアチェーンのスギ薬局が愛知県豊明市で開始したオンデマンド型交通サービスである。

チョイソコとよあけは、高齢者利用に最適化された運行システム、エリアスポンサー協賛型のビジネスモデル、地域密着型のコミュニケーションにより登録会員は開始当初の91人から令和元年11月現在で1,500人へ増加し、コミュニティ交通の成功事例となっている。

こうした他事例を広く共有することで、他の交通システムの具体的な導入イメージを想起させ、定時定路線型以外の交通システムの導入を推進することが必要である。

さらに、現行のコミュニティ交通の導入にあたっての事業採算性の検討において、その他の財源を考慮した運行計画を作成することにより事業の採算性をクリアできる可能性がある。例えば、コミュニティ交通の導入による利用促進効果やMaaSと連動したアプリ開発によるオペレーション支援を背景とした地域企業の協賛金や、既存送迎バスの活用における高齢者の外出率向上等の政策効果を踏まえた運行主体への公的補助といった、運賃収入とは別の視点の財源を考慮した計画の策定についても手引きで想定することが望ましい。さらに、各地域におけるコミュニティ交通の運行において、運行主体やオペレーションの共通化による運行コストの効率化やノウハウの蓄積といった取り組みについても併せて検討することが望まれる。

#### 〔措置の内容〕

これまでの地域が主体的にコミュニティ交通を導入する際の取組手順等を示したガイドラインである「地域交通の手引き」に基づく地域の主体的な取組への支援を行う中で、的確な需要把握や検討の長期化等の新たな課題が見られることから、高齢化の進展によるニーズの高まりや、ICTを活用したオンデマンド交通などの新技術の開発、タクシーの運賃・料金サービスに関する新制度の導入など、コミュニティ交通を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、「地域交通の手引き」を令和3年度中に改定し、コミュニティ交通導入に向けた取組の円滑化や検討期間の短縮、支援内容等の見直しを実施とともに、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めていきます。

### I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性（4）ICT・MaaSへの検討

#### 【意見 I-1-7】MaaS等の導入の具体案への方針の明確化

##### 〔意見の要旨〕

国土交通省は「MaaS」や「新型輸送サービス」による新たなモビリティサービスの活用により、都市・地方が抱える交通サービスの諸課題を解決することを目指し、日本版MaaSの将来像や、今後の取り組みの方向性などを検討するため、「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催しており、平成30年10月から平成31年3月までに8回行われた懇談会の中間とりまとめを行っている。その中で、MaaSは『交通サービス分野のデマンドサイド・サプライサイドの両面に大きな変革をもたらすとともに、消費行動の変化・拡大やライフスタイルの変化、さらにはこれらに対応するまちづくりやインフラ整備など都市や地域のあり方にも影響を与える可能性があり、都市分野、地域の経済社会など様々な分野にインパクトをもたらすイノベーションであると位置付けることができる。』こと、交通分野では、『IoTやAIなどの技術革新や、これにより加速する所有から利用への転換の中でカーシェアやシェアサイ

クルといったシェアリングサービスの普及や、AI の活用により効率的な配車を可能とするオンデマンド交通、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティといった「新型輸送サービス」が出現し、効率的かつ利便性の高い移動手段として活用されつつある。』ことが述べられている。従って、MaaS 等の新たなモビリティサービスは将来的に市がスマートシティやスーパーシティなどの構想を展開する場合、交通分野のみならず、まちづくりの分野においてもその導入基盤となる可能性がある。

#### ＜新たなモビリティサービスの将来展望について＞

MaaS や新型輸送サービスによる新たなモビリティサービスについて、国の懇談会は、推進に当たっての留意点として、『特性と可能性を踏まえると、今回の懇談会で取りまとめる内容にとどまらず、20 年計画、50 年ビジョンも検討していくことが望まれる。これらについては、絶えず変化が生じるため、不断の見直しをしていくことが求められる。』としている。また、地域の交通施策・まちづくり施策との整合性として『豊かな生活の実現につなげるためにその導入自体を目的とするのではなく、地域の交通施策やまちづくり施策において、それぞれの地域が抱える問題を明確に設定し、その課題対応としての 1 つの方策として、新たなモビリティサービスの導入による有効性を検証し、地域の交通施策やまちづくり施策に位置付けて取り組むことが必要である』と指摘している。

市は前述の小田急電鉄株式会社と連携した実証実験により、新たなモビリティサービスの有効性を検証しているところであり、こうした取り組み等を参考に令和 2 年度に「地域公共交通計画」を策定することとしているが、国が示す方向性に留意し、適切な時期に中長期的な計画やビジョン及びそのまちづくり施策における位置づけについても検討していくことが望ましい。

#### ＜MaaS の推進に向けたデータ連携等について＞

また、懇談会は取り組みの方向の一つに『地域横断的な取組』を掲げ、ここでは「MaaS 相互、MaaS・交通事業者間のデータ連携の推進」や「運賃・料金の柔軟化、キャッシュレス化」、「まちづくり・インフラ整備との連携」等が示されている。このうち「MaaS 相互、MaaS・交通事業者間のデータ連携の推進」については、国において措置する施策として、「MaaS 事業者が、入手可能なデータの種類等を容易に把握できるようにする、情報を網羅したデータプラットフォームの実現」などを挙げているところである。

こうした国の取り組み状況を踏まえつつ、MaaS の取り組みが広がるようにするために、市においても、複数事業者間のデータ連携等を促していくことが求められる。

さらに、市の公共交通において鉄道は小田急電鉄、JR 東日本などの鉄道事業者、バスは市バス、小田急バスなどのバス事業者が運行を行っている等、市では多数の事業者によりサービス提供が行われていることから、その利害調整は困難を極めると考えられるが、「地域公共交通計画」の策定を契機として、行政や民間事業者による継続的な意見交換を進め、先行する取り組みの内容を共有するなど、新たなモビリティサービスの導入にあたって取り組む必要がある。

#### ＜地域ごとの特性を踏まえた取り組み方針等の明確化について＞

中間とりまとめにおいては、『地域横断的な取組』を基盤として、地域の交通の課題解決に向けて、新たなモビリティサービスの導入・社会実装に積極的に取り組んでいくことが必要としている。

その際、地域ごとに人口動態や都市形態、交通体系等の特性が異なる点を踏まえ、地域類型別に導入目的や実現イメージの例などが、整理されており、今後の実証実験は、こうした地域特性を踏まえ、重点的に行うことを求めている。

市においては、こうした国が示す取り組みの方向性や他都市の取り組み状況等を参考に、地域公共交通計画の立案や民間事業者と連携した実証等の取り組みが進められているところであるが、実証で得られた成果の分析や交通事業者との協議を継続することで、新たなモビリティサービスに関する取り組み方針等をより明確化し、適切な時期に市の交通政策へ反映させていくことが望ましい。

#### ＜新たなモビリティサービス導入における進行確認について＞

また、地域公共交通計画（案）では、「快適で利用しやすい輸送環境整備の推進」や「地域特性に応じた移動ニーズへの対応」などの目標を掲げ、計画の達成状況を確認するため、評価指標と目標値を設定しているところであるが、前述の通り、全体的な取り組み方針をより明確化したのちには、新たな測定指標を取り入れるなど地域にとって必要な施策が講じられているか否かを把握していくことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

地域公共交通計画において、I C T を活用した MaaS 等の積極的な活用等により、地域公共交通の利用促進や利用者の利便性向上に向けた取組等を推進することとしております。このような新技術や新制度を活用した新たな取組については、I C T 等の先進的な技術を有する民間事業者等と積極的に連携し、新技術等を活用して、実験フィールドの提供や実証実験の実施などへの支援を通じ、得られたデータや知見を共有し、本市での適用可能性を踏まえながら、様々な地域における課題解決を目指すとともに、川崎市地域公共交通活性化協議会等で御意見をいただきながら、各年度の取組や各施策の課題について行政において精査するなど、P D C A サイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて、評価指標等の見直しを行っていきたいと考えています。

### I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 （4） I C T ・ MaaS への検討

#### 【意見 I-1-8】事業化のための周辺施設との協力の検討

##### 〔意見の要旨〕

市は MaaS の実証実験として地元や地域公共交通会議等との調整や広報といった役割で関与している。持続可能な MaaS の導入における、MaaS 実用化に向けた実証実験の実施・支援は重要なプロセスであり、現在も、オンデマンドの有償運行や実施範囲の拡大、新たなニーズの掘り起こしなどが行われている。市はこうした取り組みの結果を踏まえ、コミュニティ交通の導入を検討している地区への活用を検討していくこととしている。

この点、MaaS サービスの提供主体が民間事業者であるため、市はまちづくりや地域の交通施策の視点から、行政の立場として他の地域への転用可能性の検討や移動の目的作りのための場の提供、他の交通事業者との実証実験データの橋渡しといった役割を担うことが重要と考えられることから、積極的に交通事業者との情報共有や、協議会の設立、鉄道事業者以外の事業者や施設の計画への参画の調整といった取り組みを行うことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

MaaS 等の ICT 等新技術を活用した新たな取組については、ICT 等の先進的な技術を有する民間事業者等と積極的に連携し、新技術等を活用して、実験フィールドの提供や実証実験の実施などへの支援に向けた取組を行ってまいります。

### I 総括的意見 1. 地域公共交通計画の継続的な見直し、高度化の必要性 (4) ICT・MaaS への検討

#### 【意見 I-1-9】新型輸送サービスを用いたファースト・ラストマイルサービス充実の検討

##### 〔意見の要旨〕

国土交通省（懇談会）は、地域ごとに人口動態や都市形態、交通体系等の特性が異なることから、5つの地域類型を設定しており、それぞれの地域類型における新たなモビリティサービスのあり方について、整理を行っている。その地域類型の1つである都市圏（大都市近郊型）においては、一般的に鉄道駅を中心に住宅や生活サービス施設が立地する都市構造であり、基幹となる鉄道駅へのアクセスを自家用車に依存しているケースが多いとされている。市の北西部は多摩丘陵にあり坂道が多くコミュニティ交通協議会が設立されている地区等が存在しており、地域公共交通のより一層の充実を求める声が多い地域であると考えられる。また、高齢化、運転免許返納率の高まりにより自動車の交通手段分担率が減少し、地域公共交通に対する輸送需要は今後ますます高まっていくことが想定される。

かかる状況下、大都市近郊における鉄道駅、または地域内の生活サービス施設等へのファースト・ラストマイルを担う交通手段の確立が課題となるが、これにはシェアリングサービス、オンデマンド交通、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティ、自動運転による移動サービスといった所謂「新型輸送サービス」が適合すると考えられ、市の総合都市交通計画においても市を取り巻く状況として ICT 技術を利用したラストマイル自動走行、端末交通システムといった技術革新についても触れている。この点、技術開発の面から困難性は認められるものの、多様化するニーズに対応していくため、新型輸送サービスの活用に向けた検討を地域公共交通計画や MaaS 事業の枠組みにおいて進めていく必要があると考える。なお、市が自ら技術開発を行うことが困難な場合、民間事業者等に働きかけ、実証実験に行政の立場から規制面の対応や関係者間の調整を行うことが想定される。

また、こうした新たな輸送サービスにはその利便性・付加価値を高めるため、移動のみならず移動先のサービスを統合し、シームレスな活動を支援する MaaS の導入が重要である。具体的には施設・サービスの予約や事前決済、利用者へのクーポンの付与、情報の提供といったコンテンツの充実が望ましいことから、周辺の民間事業者を巻き込んだ取組が必要となる。なお、こうしたコンテンツの利用については、将来的には顔認証などの生体認証が機能することも想定されるが、短期的にはスマートフォンなどのアプリを活用することが現実的である。導入に当たっては高齢者等のサービス利用への障壁を取り除くため、使い方講座等を実施することが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

I C T 等新技術を活用した新たな取組については、I C T 等の先進的な技術を有する民間事業者等と積極的に連携し、新技術等を活用して、実験フィールドの提供や実証実験の実施などへの支援を行うことにより、新技術の開発や普及等に寄与するとともに、本市での適用可能性を踏まえ、様々な地域におけるニーズや課題に応じた試験的な運用などを通じ、地域公共交通環境の向上に取り組んでまいります。

また、MaaS の導入については、令和 3 年 3 月より小田急電鉄と連携し、同社が提供する MaaS アプリ EMot 内で公共施設と連携したデジタルチケット「生田緑地おでかけチケット」を組成・提供するとともに、高齢者等へのアプリの使い方講座として、同月に EMot のダウンロード・操作体験会を 2 回実施しました。

## I 総括的意見 2. 市バスにおける将来的な資金負担への対応の必要性

### 【意見 I-2-1】料金改定の認可申請の実施

#### 〔意見の要旨〕

市バス事業においては今後、主に退職金支出やバス購入費用、営業所建替等の支出により、将来支出の増加が予定されている。また新型コロナウイルス感染症の進行に伴う行動変容が輸送需要に影響を与える結果、利用者 1 人あたりのコストが経常的に増加する可能性がある。交通局は今後、支出抑制に対する取組みを継続するとともに、利用者負担の水準を考慮したうえでなお必要と認められる場合には、引き続き、料金改定の認可申請に向けて国との調整に取り組む必要がある。

#### 〔措置の内容〕

料金改定については、国との調整を継続しています。

## II 個別検出事項 1. 事業計画 (2) 各計画の評価についての適切性

### 【意見 II-1-2】サービス通信のアーカイブ化の必要性

#### 〔意見の要旨〕

交通局はアンケート結果やサンキューコールかわさきや局窓口、営業所窓口に寄せられた市民や利用客からの改善要望等をとりまとめ、傾向として多い内容を月 1~2 回程度の頻度でサービス通信として各営業所に発信し、運転手等の職員に注意喚起を行っている。

しかしながら、塩浜営業所ではサービス通信の最新号が掲示されているのみであり、過去のサービス通信が閲覧できる状況になかった。サービス通信は特に共有すべき内容が記載され、運転手等の基本動作を徹底する上で有益なものでありその内容は陳腐化するものではないことから、例えば営業所において過去のサービス通信の内容をサービス向上研修に取り入れることや、過去のサービス通信をファイリングし、縦覧可能な箇所に設置するなどによってアーカイブ化を行うことなどにより、過去の要望に対しても継続して注意を喚起する態勢を構築することが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

過去のサービス通信を適宜参照できるよう、サービス通信のバックナンバーを綴ったフラットファイルを作成し、令和 3 年 2 月に各営業所に設置しました。

## Ⅱ 個別検出事項 1. 事業計画 (2) 各計画の評価についての適切性

### 【意見 Ⅱ-1-3】バスベイ設置の具体化計画の十分性について

#### 〔意見の要旨〕

市バス事業を含む、路線バスの走行環境改善は市の重要課題である渋滞の解消や、バス運行の定時性確保に資するものであると考えられる。例えば、国土交通省関東地方整備局の「渋滞見える化プラン」選定地区の国道16号八幡橋バスベイ（横浜市磯子区中浜町）ではバスベイ拡幅整備後、整備前は最大90mあったバス停車時の滞留長の解消や、後続車の車線変更による危険性の軽減等の効果が観測されている。

他方、バスベイの設置によって後続車の通過交通に対するバス影響を十分に低減するためには『停止時の残存幅員2.0m以上を確保することが重要』とも考えられており、都市計画道路事業において十分な歩道幅を確保しつつ、効果的なバスベイの設置をすることは民間保有地の利用を含めた長期的な検討が必要と考えられるが、現状ではモデルケース2箇所のみの検討となっている。市の道路混雑状況を鑑みると、当該2箇所のみの設置では施策としての効果は薄いと考えられるため、今後の展開としての設置箇所の検討を含めたより具体性のある積極的な取り組みが必要と考える。

#### 〔措置の内容〕

交通渋滞を緩和させる等の効果を目的としてモデル路線に選定した野川柿生線において、2箇所のバスベイ整備に向けた取組を行っています。

今後につきましては、先行整備する2箇所のバスベイ設置効果や課題等の精査を行い、適用性について再度検証を行うとともに、関係部署と協議調整を図りながら、今後の施策展開等を検討してまいります。

## Ⅱ 個別検出事項 2. 一般会計負担 (1) 公共施設接続路線負担金及び行政路線補助金について

### 【意見 Ⅱ-2-1】行政路線補助金、公共施設接続路線負担金に関するモニタリングの実施について

#### 〔意見の要旨〕

交通局では、一般会計繰入金のうち公共施設接続路線負担金及び行政路線補助金について、これまでの間、経営環境に大きな変化があった場合でも、適用期間途中での繰入額の見直しを実施していないが、繰入金の受入年度の経営環境が繰入金算定期から変化し、繰入金の算定期間が実態と著しく乖離する場合には、繰入金受入額の補正を検討する必要がある。また、そのためには、毎年度、路線ごとの収支実績と繰入額との比較を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

行政路線補助金等については、事業計画を作成する上で収入の見通しを立てる必要があることや経営改善を促す観点から、繰入額を一定期間固定してきました。今般の新型コロナウィルス感染症の影響は大きく、毎年度公表している路線別収支においても、対象路線の営業損益が大幅に悪化しています。今後も、感染拡大前の乗車人員への回復は見込めないことから、ダイヤ改正等による経営改善に取り組むとともに、こうした収支状況の変化を踏まえ、行政路線補助金等の再算定期を1年前倒しし、令和4年度から

繰入額を見直す予定です。

## II 個別検出事項 2. 一般会計負担 (1) 公共施設接続路線負担金及び行政路線補助金について

### 【意見 II-2-2】行政路線補助金、公共施設接続路線負担金の算定上の考え方について

#### 〔意見の要旨〕

行政路線補助金、公共施設接続路線負担金の路線毎の算定基準について確認したところ、原則として基準年度の損益（実績値）をそのまま使用しているため、その後の経営環境の変化等が繰入金算出額に反映される体制とは言い難い。したがって、今後、基準年度以降の経営環境の変化を算出額に反映する方法を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

新型コロナウイルス感染症の影響により収支状況が大きく変化している中で、基準年度以降の経営環境を想定して繰入額を算定することは難しい状況にありますが、今後、繰入額を見直す際には、軽油価格の高騰・下落等の特異な傾向がある場合や、減価償却費の増減等により費用構造の変化が見込まれる場合などについては、その点を考慮して繰入額を算定することも検討していきます。

## II 個別検出事項 3. 組織・運営 (1) 人事労務

### 【意見 II-3-2】業務内容の把握と見直しの推進実施

#### 〔意見の要旨〕

営業所の時間外勤務の発生状況を把握し、恒常的に時間外勤務が発生しているような営業所や職員に関しては、業務内容の明確化や業務の再配分により過度な時間外勤務防止の取り組みを継続して行うことが望ましい。

恒常的な時間外勤務の実態がある場合は、業務の改善や人員の配置のバランスを検討し、「働きすぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

各営業所長のマネジメントに活かすため、令和2年5月に、所属職員の時間外勤務の累計や従事した業務内容の管理シートを作成し、定期的に確認・情報共有するものとしました。

また、令和元年の記録的な台風への対応やダイヤ改正事務が時間外勤務の増加要因となっていたことから、ダイヤ改正業務の分担表の作成、可能な限り余裕を持ったスケジュールでの実施、営業所職員に過度に業務が集中する場合の本局からの支援など、職員間の業務の偏りを平準化する取組を行いました。

引き続き、毎月の時間外勤務の実績集計及び報告を行い、執行状況の把握・共有・管理及び時間外勤務の発生要因の分析を行うほか、より計画的な休暇取得の勧奨やシフトの見直しを行うことで、時間外勤務の縮減・業務の平準化に努めていきます。

## II 個別検出事項 3. 組織・運営 (2) バス運転手の状況

## 【意見 II-3-3】バス運転手制度（養成枠）の拡大の検討

### 〔意見の要旨〕

今後の運転手の高齢化を見据えて、若年層の運転手採用に向けて、必要に応じて養成枠による採用数の拡大を検討し、併せて養成体制の整備等を行うことが望ましい。

当該制度は、令和元年度には2期の募集を行っており、募集実績は以下の通りである。

募集人員 第1期（令和2年3・4月採用）：5名程度

第2期（令和2年10月採用）：5名程度

現状の採用人数の決定方法は、定年による退職予定や職員からの申し出等により把握した中途退職の見込みに合わせて、不足する人員の補充に必要な採用を行うものである。しかし、今後の運転手の高齢化を見据え、採用計画を立案することが望ましい。ただし、当該養成枠での採用は、現状の指導体制等の下では、1期（半年）で6名程度に対応でき、年間で12名程度に対応できるとのことである。今後の運転手の必要数によっては、指導体制の整備を含めた募集人員の増員の検討も合わせて行うことが望ましい。

### 〔措置の内容〕

全国的にバス運転手が不足している状況を踏まえ、安全・安心な輸送サービスを提供し続けていくため、養成枠の採用選考を実施し、バス運転手の養成に取り組んだ上で、令和2年3月に1名、4月に3名、10月に6名、令和3年3月に2名を正規職員として採用しました。

市バスでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による乗車人員の減少が、経営に影響を及ぼす状況であり、利用実態に見合った段階的なダイヤ改正に取り組んでいくことや、定年延長といった公務員制度の変更の影響などから、運転手の採用数は限定的となることが見込まれますが、採用実施にあたっては積極的に養成制度の活用を図っています。

## II 個別検出事項 5.会計 (1)設備投資計画

### 【意見 II-5-1】設備投資計画の組織的な検討

### 〔意見の要旨〕

関係局と十分な調整を行いつつ、設備投資計画策定に向けて、早期に検討を進めることが望ましい。

市によると、平成31年1月に竣工した上平間営業所の改築工事においては、基礎調査に1年、基本計画に1年、基本設計に1年、実施設計に1年、工事に5年、合計9年の期間を要したことであった。

塩浜営業所、鷺ヶ峰営業所は事務所用建物の法定耐用年数である50年に近い築年数となっている。上平間営業所の改築時と同様に計画策定に4年の期間を要するとすれば、工事開始時点で50年を超過する可能性がある。本来であれば、耐用年数到来時点で、当該設備の将来にわたる利用可能性、移転先の選定等の計画を一定程度まで検討しておくことが必要になる。特に他施設と合築の営業所については、合築施設の利用者への影響に配慮しながら、早期に検討を進めていくことが望ましい。

### 〔措置の内容〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、乗車料収入が大幅に減少した厳しい経営状

況を踏まえて、事業規模の適正化を行った上で、塩浜営業所及び北部地域の営業所の建替、時期及び規模を見極めるとともに、北部地域の営業所については、市営住宅と合築のため現地建替えは困難なことから、建替用地の確保について、引き続き関係局間で調整していきます。

## II 個別検出事項 5.会計 (2) 現金過不足の適時把握

### 【意見 II-5-2】現金過不足報告書の記載内容の適正化

#### 〔意見の要旨〕

現金過不足の報告について、発生事由が売上不足などの定型的な記載となっており、報告書を見るだけでは、発生事由がわかりにくくなっている。要因が特定されているのであれば、発生事由の具体的な内容を記載する必要がある。

「令和元年度 5 月分銀行精算時の不足金について（報告）」において、5 月分の不足は 1,120 円となっている。これについて、事由の記載は全て「売上不足」となっている。

また、「令和元年度 7 月分銀行精算時の不足金について（報告）」においても、7 月分の不足は 2,544 円発生しているが、事由の記載は「売上不足」となっている。

要因が特定されているにもかかわらず、これらの記載では現金過不足の発生の理由がわからないため、発生事由の具体的な内容を記載する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

現金過不足の報告については、令和 3 年 2 月に現金過不足報告書の記載内容の適正化を各営業所あて通知し、毎月末に各営業所から提出される現金過不足報告書の発生事由の記載内容が不明確でないか担当職員が確認し、不備があれば修正指示を行う体制を構築しました。

なお、各営業所から毎月提出される現金過不足報告書に基づき、担当職員が営業所に発生事由の確認を行っています。

## II 個別検出事項 5.会計 (4) 固定資産管理

### 【意見 II-5-5】実査時の差異発生要因の担当者間の共有実施

#### 〔意見の要旨〕

固定資産の実地調査において、台帳と現物に差異に生じた際の対応方法についてヒアリングを行ったところ、交通局の過去の実査時に発生していた差異に関して、差異の詳細な原因分析、他の課への情報の共有が不足していた。

同様の差異が発生するのを防ぐためにも、原因分析を詳細に実施して、分析結果を他の課に共有することが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

令和 2 年度から固定資産検査の結果を詳細に記載するとともに、情報共有したほうがよい情報については他課にも注意喚起を行うこととしました。

## II 個別検出事項 5.会計 (4) 固定資産管理

### 【意見 II-5-6】棚卸実施報告書のフォームの見直し

#### 〔意見の要旨〕

従来の固定資産の調査結果の報告書のフォームに、稼働状況について記載する欄を加えるとともに、別途台帳への登録漏れ資産の有無に関する報告書を設けることが望ましい。

令和元年度の固定資産調査実施結果を閲覧したところ、結果報告のコメント欄には「概ね良好です。」との記載があるのみであった。固定資産の現物確認結果と併せて、当該資産の稼働状況についての記載を行うことが望ましい。遊休状態になっている資産を把握することにより、必要に応じて営業所間で遊休資産の融通が可能になるからである。

また、市によると、実地調査の際に台帳に登録されていない固定資産を発見した場合は、その都度個別に照会をしているとのことであったが、画一的な報告様式を設けることが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

監査の意見を踏まえ、令和2年度から、所管課の固定資産調査フォームに、稼働状況について記載する欄を加え、必要に応じて遊休資産の融通が可能となるようにしました。また、令和3年度から、実地調査の際に台帳に登録されていない固定資産を発見した場合は、固定資産取得伝票を提出させ、備考欄にその旨記載し、併せて原因等を記載した報告書を提出させることとしました。